

平成24年 9 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成24年 9 月20日 ~ 21日・24日

場 所 第4委員会室

平成24年 9月20日（木曜日）

午前10時 0 分開会

会議に付託された議案等

議案第 1 号 平成24年度宮崎県一般会計補正
予算（第 1 号）

議案第 4 号 平成24年度宮崎県就農支援資金
特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 号 損害賠償の額の決定について

議案第10号 農政水産関係建設事業執行に伴
う市町村負担金徴収について

報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙 1）
- ・ 県が出資している法人等の経営状況について

社団法人宮崎県林業公社

財団法人宮崎県環境整備公社

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

公益社団法人宮崎県農業振興公社

財団法人宮崎県内水面振興センター

公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会

社団法人宮崎県家畜改良事業団

社団法人宮崎県畜産公社

財団法人宮崎県水産振興協会

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

その他報告事項

- ・ 経営評価報告について

公益社団法人宮崎県森林林業協会

社団法人宮崎県治山林道協会

- ・ 平成24年 6 月の大雨等による山地災害等の調
査結果について

- ・ 「第七次宮崎県森林・林業長期計画」に係る取
組の概要について

- ・ 木材価格の下落による林業公社及び県営林経
営への影響について

- ・ 野生鳥獣による農林作物等の被害額について

- ・ 今後の製材品等の需要見込み等について

- ・ 平成24年産早期水稻の生産状況及び農業者戸
別所得補償制度について

- ・ 野生鳥獣による農林作物等の被害額について

- ・ 「宮崎県畜産新生プロジェクト」の取組状況に
ついて

- ・ 家畜防疫体制（農場防疫）の強化について

- ・ 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の「平
成23年度取組の概要」について

- ・ 第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の「平
成23年度取組の概要」について

- ・ 県が出資している法人等の経営状況について
（条例対象以外）

公益社団法人宮崎県畜産協会

宮崎県土地改良事業団体連合会

社団法人宮崎県養鶏協会

株式会社ミヤチク

出席委員（ 8 人 ）

委 員 長	松 村 悟 郎
副 委 員 長	後 藤 哲 朗
委 員	福 田 作 弥
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	中 野 廣 明
委 員	十 屋 幸 平
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	河 野 哲 也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	堀野誠
環境森林部次長 (総括)	金丸政保
環境森林部次長 (技術担当)	楠原謙一
環境森林課長	川野美奈子
みやざきの森林 づくり推進室長	那須幸義
環境管理課長	富永宏文
循環社会推進課長	神菊憲一
自然環境課長	佐藤浩一
森林経営課長	水垂信一
山村・木材振興課長	河野憲二
みやざきスギ 活用推進室長	武田義昭
林業技術 センター所長	森房光
木材利用技術 センター所長	飯村豊
工事検査監	山下英一

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村正
議事課主任主事	野中啓史

松村委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、4月の初委員会の際に丸山委員から御要望がありました報告対象とならない行革対象の公社等の報告についてであります。今回の委員会のその他の報告事項において報告を求め

ていますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

堀野環境森林部長 環境森林部でございます。本日はよろしくお願いいたします。

お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をごらんください。本日は、予算議案が1件、報告事項が3件、その他の報告事項が計6件であります。

まず、の予算議案といたしまして、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。これは、木材価格対策に係るものや、国が創設した「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」に係るものなどの補正で、後ほど御説明いたします。

の報告事項につきましては、地方自治法及び「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について御報告いたします。当所管の法人としましては、社団法人宮崎県林業公社、財団法人宮崎県環境整備公社、公益社団

法人宮崎県林業労働機械化センターの3法人であります。

次に、のその他の報告事項でございます。1の経営評価報告については、新宮崎県公社等改革指針の対象公社等で、当部所管の5法人のうち、で報告します3法人を除いた2法人の経営状況について御報告します。そのほか、2の平成24年6月の大雨等による山地災害等の調査結果について、3の第七次宮崎県森林・林業長期計画に係る取り組みの概要について、4の木材価格の下落による林業公社及び県営林経営への影響について、5の野生鳥獣による農林作物等の被害額について、6の今後の製材品等の需要見込み等についての項目について御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。今回の補正につきましては、一般会計で14億4,552万9,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は260億6,267万2,000円となります。この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、266億4,386万9,000円となります。

次に、平成24年度債務負担行為補正についてであります。これは、山村・木材振興課の県産材地産地消促進事業について平成25年度までの債務負担をお願いするものであります。

続きまして、木材価格対策に係る補正についてであります。2ページをお開きください。これは、県森林組合連合会市場の月ごとの杉の等級別の価格と取扱量をあらわしたものであります。このうち、平均価格、折れ線グラフの太い黒線になりますけれども、ことし8月の材価は8,200円と、過去最低となった6月の材価から上昇傾向にありますものの、依然として低水準

となっております。なお、これには入っておりませんが、9月上旬の暫定値は8,600円ということで、若干の上昇をしております。今後の材価の動向を注視する必要があると考えております。

3ページをお開きください。木材価格対策の取り組みであります。今回の対策を実施するに当たりまして、庁内に設置した「木材価格対策特命チーム」が中心となりまして、関係団体等とともに、その対応について協議検討してきたところであります。その中で、木材価格対策につきましては、出材の調整、木材利用の拡大、林家等への経営安定化支援に取り組んでいくこととしたところであります。平成24年度当初予算におきましても、木材利用の普及啓発を初めとする県内需要の拡大や、「チームみやざきスギ」の販売活動を中心とした県外への出荷の拡大に取り組んでいるところであります。加えまして、今回の木材価格の急激な下落に対応するため、緊急的な対策といたしまして、委員長を初め、委員の皆様にも国への要請を行っていただきましたが、国有林等及び民間における自主的な出材抑制や、県公共工事や市町村の公共施設での利用拡大に取り組んだところであります。さらに、予算措置が必要なものとして、今回、9月補正をお願いするものであります。

まず、出材の調整に関連しまして、素材生産に携わる作業員の雇用の場を確保するため、森林環境保全直接支援事業の対象となる下刈りを拡大することに伴う増額補正をお願いしております。また、県内での木材需要の拡大対策といたしまして、県産材利用の情報発信や、木育活動を行う県産材地産地消促進事業や、メディアや県外事務所を活用した木材利用をPRする県産材利用普及啓発キャンペーン事業を行います

とともに、木造住宅の建設促進を支援する「日本一みやぎきスギ活用住宅づくり支援事業」をお願いしております。さらに、林家等経営安定化支援といたしまして、必要な資金の融資枠の拡大をお願いするものであります。

今後の取り組みでございますけれども、木材需要が低迷する一方で、森林資源の充実により全国的に出材量が増加しますので、来年度以降も価格の下落傾向を繰り返すことが予想されるため、中長期的な対策に取り組んでいく必要があると考えております。このため、木材需要の動向に応じた原木供給を安定的に行うための連絡会議の常設化や、地産地消県民運動と連動した官民一体となった県産材需要拡大の取り組みについて、関係団体とともに検討していきたいと考えております。また、重点的な取り組みとして、以下の3点について今後とも取り組んでいくこととしております。

最後に、資料はございませんけれども、先日の台風16号による大雨によりまして、県内各地で林道施設等災害、山地災害等が県北地区を中心に発生しております。現在、調査を進めているところでございますが、現時点で被害額は、林道施設災害が15路線の6,489万円、山地災害が2カ所で1,000万円などとなっております。なお、人的な被害や孤立している集落はないとの報告を受けております。

私からの説明は以上であります。予算報告事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

川野環境森林課長 環境森林課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、平成24年度9月補正歳出予算説明資料の環境森林課のインデックスのとこ

ろ、49ページをお開きください。一般会計の補正額であります。10億3,165万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計が52億3,355万5,000円となり、特別会計を含めました補正後の額は55億5,767万3,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。51ページをお開きください。まず、(事項)地球温暖化防止対策費の10億3,095万8,000円の増額補正でございます。これは、説明欄の再生可能エネルギー等導入推進基金積立金など、再生可能エネルギーの導入促進を図るための2つの新規事業をお願いするものでございますが、詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)森林づくり応援団活動支援事業費の70万円の増額補正でございます。これは、説明欄1の(1)森林づくり資材提供事業において、今回、森林づくりに役立ててほしいとの民間企業からの寄附を受け入れ、具体的には、ボランティア団体等が行う植樹活動の苗木代として活用するため、増額補正をお願いするものであります。

それでは、新規事業について御説明いたします。委員会資料の4ページをお開きください。(新規事業)再生可能エネルギー等導入推進基金積立金及び再生可能エネルギー等導入推進基金事業についてであります。この事業は、1の目的にありますように、公共施設と民間施設に再生可能エネルギーを導入することで二酸化炭素排出量が削減された低炭素社会を実現し、大規模災害時に備えた災害に強い地域づくりの構築を図るものでございます。

事業内容につきましては、次の5ページで御説明いたしますので、ごらんください。この事

業は、昨年の東日本大震災を契機とした電力需給の逼迫を背景としまして、国が今年度からの5年間事業として創設したものでありますが、本県への配分額としまして9億円の内示をいただいたところであります。この補助金は、基金の欄にありますように、既設の宮崎県環境保全基金に積み立て、次の期間の欄にありますように、今年度から28年度までの5カ年で基金を取り崩して事業を実施するものであります。

対象事業としましては、公共施設と民間施設を対象にするものでありまして、それぞれの欄の事業内容にありますように、災害時において地域の防災拠点となる防災上重要な施設に再生可能エネルギーを導入するものであります。公共施設につきましては、補助率は10分の10であり、対象施設は庁舎、公民館などであります。また、民間施設につきましては、補助率が3分の1、または3%を上限とする利子補給となっており、対象施設は、医療機関、公共交通機関の施設などであります。要望調査につきましては、国からの内示を受け、まず防災上において重要度の高い施設が多い公共施設を対象に6月に実施したところであり、この要望状況等を踏まえながら、今年度において整備を行う公共施設分について補正予算をお願いしているところであります。なお、民間施設につきましても、防災計画、避難施設等に指定されている施設もありますことから、今後、9月下旬から10月にかけて要望調査を実施し、25年度から28年度の4年間、公共施設とあわせて事業を実施していくこととしております。

次の事業の進め方についてですが、要望調査の後、選定についての透明性を確保するため、専門家等で構成される評価委員会の意見を踏まえまして候補事業を選定し、議会の議決を経ま

して、事業の決定、実施、評価と、順次進めていくこととしております。

ここで、再度、資料の4ページにお戻りいただきまして、2の事業の概要をごらんください。(1)の再生可能エネルギー等導入推進基金積立金の予算額は、補助金9億円に今年度の運用利子を加えた9億35万円をお願いしております。基金の対象となる事業は、にありますように、公共施設と民間施設の2つの事業のほか、これらを実施するための推進事務費でございます。次の(2)の再生可能エネルギー等導入推進基金事業であります。のアの公共施設再生可能エネルギー等導入事業につきましては、今年度、国富町、門川町など4町村の公共施設に太陽光発電や蓄電池等の設置を行うものでありまして、予算額は合計で1億3,037万円となっており、イの推進事務費を合わせまして1億3,060万8,000円をお願いしているところであります。

説明は以上であります。

佐藤自然環境課長 自然環境課の9月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の自然環境課のところ、53ページをお願いいたします。今回の補正予算は、一般会計で2,600万円の増額補正をお願いしております。この結果、自然環境課の補正後の予算は39億1,398万4,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。55ページをお願いいたします。(事項)保安林管理事業費におきまして、2,600万円の増額をお願いするものでございます。その内容につきましては、下の説明の欄をごらんください。1の(新規事業)海岸保安林等機能強化調査事業であります。これは地域経済活性化雇用対策に伴うものでございます。事業の内容でございますが、本県の400キロメートルに及ぶ海岸線に

は約1,600ヘクタールの海岸林がありまして、潮害や風害等の防止に重要な役割を果たしておりますけれども、このような中で、国の「東日本大震災に係る海岸防災林再生に関する検討会」の報告や、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」におきまして、地震により発生いたします津波に対する海岸防災林の効果や整備の方向性が示されたところでありまして、本県においても海岸林の機能強化について早急に検討する必要が生じております。このため、今回、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、宮崎市や新富町周辺の海岸の松林等において木の高さや太さなどの生育状況や、植生、森林の幅など、現況調査等を実施することによりまして、今後の保安林や防災林造成等の整備や管理の方向性を検討する基礎資料を整備しますとともに、失業者の雇用確保及び森林調査技術者の養成を行うものでございます。

自然環境課からは以上でございます。

水垂森林経営課長 森林経営課でございます。当課の9月補正について御説明いたします。

説明資料の57ページをお開きください。今回の補正予算は1億100万円の増額をお願いしております。この結果、森林経営課の補正後の予算額は107億999万4,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。59ページをごらんください。まず、(事項)森林整備事業費で1億円の増額をお願いしております。これは、木材価格対策に伴うものでありまして、森林組合等における自主的な生産調整を支援するため、国の補助事業を活用して下刈りの2回刈りを補助対象として拡大し、素材生産に携わる作業員の雇用の場を確保しようとするものでございます。

次に、(事項)林業技術センター管理運営費

で100万円の増額をお願いしております。これは、森林総合研究所や九州大学及び九州各県の試験研究機関と共同で行う研究でございます。具体的には、主要な造林樹種である杉を対象とし、従来の苗木よりも生長にすぐれ、かつ材質も同等以上である新しい品種を短期間に選抜する技術を開発しようとするものでございます。国の公募事業に採択されましたことから、今回、補正をお願いするものでございます。

森林経営課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。今回の補正額は、一般会計で2億8,687万1,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、一般会計、特別会計合わせまして、43億77万6,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明します。63ページをお開きください。(事項)林業・木材産業構造改革事業費5,073万6,000円の増額をお願いしております。説明の欄の(1)の森林・林業人材育成加速化事業についてであります。これは、素材生産を担う林業就業者の現場作業における安全性を確保するため、林業事業体が導入します防護服やフェースガードなどの労働災害を防止するための装備に対して支援を行うもので、昨年度の国の第4次補正予算で加速化基金事業として認められたことから、今回、追加してお願いをしているものであります。

次に、(事項)木材産業振興対策費で2億円の増額をお願いしております。説明の欄の原木出荷調整資金についてであります。これは、このたびの木材価格対策における林家等への経営

安定化支援といたしまして、原木需給や原木価格の動向を見ながら、出荷調整を行う場合に必要となります。運転資金の融資枠を拡大しまして、経営支援を行うものであります。

次に、(事項)木製材品普及促進費以降の新規事業につきましては、委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の6ページをお開きください。木材価格対策としてお願いしております木材利用拡大対策の3つの事業を載せております。2の事業概要等をごらんください。まず、(1)の日本一「みやざきスギ」活用住宅づくり支援事業ですが、の補正額にありますとおり、1,792万4,000円をお願いしております。の事業内容であります。木材の最大の需要先であります民間住宅の新設に対し、乾燥柱材80本を100戸分提供いたしまして、県産材をふんだんに使った木造住宅の建設促進を図りますとともに、住宅建設を予定されている方を対象に、「みやざきスギ」の家づくり講習会を柱80本の抽せん会とあわせて開催いたしまして、県産材活用の優位性や魅力をPRし、製材品の県内消費を拡大させることにより木材価格の回復を目指すものであります。

次に、(2)の県産材地産地消促進事業につきましては、の補正額にありますとおり、750万円をお願いしております。の実施期間であります。来年度の25年度までお願いしております。25年度に必要な1,050万円につきまして、債務負担をお願いしております。の財源につきましては、緊急雇用創出事業特例基金をお願いしております。7ページのをごらんください。アの地産地消情報発信事業では、製材品や木材住宅等の木材使用事例を情報収集しまして、インターネットを通じて情報発信することによ

り地産地消を促進するものであります。また、イの木育キャラバン推進事業は、人の集まります公共施設などにおきまして、木育活動を広める巡回活動を行い、県産材のPRや木に触れ合う機会を設けることで県民に木のよさを知ってもらい、県産材の需要拡大につなげていくことをねらいとするものであります。

(3)の県産材利用普及啓発キャンペーン事業ですが、の補正額にありますとおり、1,071万1,000円をお願いしております。事業内容といたしましては、のアとイにありますように、テレビCM放映や新聞広告などメディアを活用した情報発信や、県の東京事務所、大阪事務所の内装木質化を行うものであります。これらの取り組みを通じまして、県民に木のよさや木材利用の重要性について理解を深めていただき、県民総力戦による県産材需要拡大を図ることをねらいとしております。なお、の財源にありますとおり、アの県産材利用普及啓発キャンペーンについては森林環境税基金をお願いしております。

説明は以上でございます。

松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案等についての質疑はありますか。

徳重委員 山村・木材振興課の事業のみやざきスギ乾燥柱材の提供80本、100戸分ということですが、多くの申請があった場合はどうなるんですか。どれぐらいの予定をされているか、お聞かせください。

武田みやざきスギ活用推進室長 この事業につきましては、100戸分ということで今、予算をお願いしているところですが、抽せん会を行いまして、抽せんに応募された方の中から100戸の施主さんに提供するというので、漏れた方は残念ながら、抽せんに来ていただいて

講習を聞いて帰っていただくということにはなりません。その中で、県産材のよさというのを講習会で認識していただいて、自力でも使っていただくような取り組みも兼ねております。

徳重委員 県内で100戸ということになりますと、各市町村、どういう形で周知される予定ですか。

武田みやざきスギ活用推進室長 新聞広告などを今、予定しているところです。

徳重委員 県内に公平にということになりますと、やはり市町村を通して県民に知らしめるということのほうがいいような気がするんですけど、そういう形では考えていらっしゃいませんか。

武田みやざきスギ活用推進室長 おっしゃるとおり、県民に広く知っていただくということが大切だと思いますので、できる限りやっていきたいと思っております。今後、新聞広告以外の方法については検討させていただきたいと思っております。

徳重委員 柱ということになりますと、一本どりの柱を考えていらっしゃるのか、それとも40年生、50年生、大きな木材を切ったの柱にする予定なのか、どちらを主に考えていらっしゃるのでしょうか。

武田みやざきスギ活用推進室長 今のところ、特に心持ちの柱とか心去りの柱という区別は予算上はしておりません。実際に今の状況でいきますと、心持ちの柱が多いのではないかなというふうに思っております。

徳重委員 それは申し込まれた人の希望によるものですか。それとも、県のほうでこういうものを準備されていて、希望どおりにはならないということですか。どういうことですか。

武田みやざきスギ活用推進室長 予算の仕組

みといたしまして、抽せんに当たられた方に相応の金額などを提示しまして、施主さんのほうに決めていただくというふうになると思います。

十屋委員 自然環境課の海岸保安林の調査等ですけれども、その中で最後のほうでおっしゃったかもしれませんが、雇用の関係です。2,600万円ほどの程度の方を雇用されるのかという点が1つと、次の59ページの森林環境保全直接支援事業、組合の生産調整のための2回刈りということで、一般質問でもありましたけれども、ここもやはり同じように雇用ということが出るんですが、どの程度の人たちを雇用されるのか、まずお願いします。

佐藤自然環境課長 海岸林の調査でございますけれども、基本的に調査班を5班つくることにしております。指導1名をつけた班3名体制で、そのうち2名が新規雇用を予定しております。5班ですので10名ということで、延べ人数で約1,200人日ぐらいになると思います。6カ月間で考えております。

水垂森林経営課長 下刈りの2回刈りにおける雇用の関係でございますけれども、今回、1,200ヘクタールを予定しております。下刈り2回刈り、1ヘクタール当たり約7名雇用ということでございますので、1,200掛ける7で延べ8,400人を予定しております。

十屋委員 この資料の中の、今ありました木材価格対策事業で、地産地消情報発信事業というのは、これはネットで見る人が中心なんですけれども、主に家を建てる人の世代か、もっと若い人を目指すのか、どういう情報の発信の仕方になるかというのにちょっと興味があることと、次のイの木育キャラバン、これは巡回活動を行うということなんです。どの程度の頻度で、どういう場所で、木育ですから乳幼児か小

学生か、いろいろあると思うんですけども、
どういことをされるのか、お尋ねします。

武田みやぎきスギ活用推進室長 ネットのほうの普及なんですけれども、家を建てる人、世代、後は実際に調査員が住宅のほうを見られたりとかしながら、感想やなんかを発信していくという形にもなるかと思っておりますけれども、世代的には家を建てる世代を中心に考えていきたいと思っております。

キャラバンのほうは、新しく雇用される職員が月に1～2回ぐらいアピールをしに行くということで考えております。場所については公共スペースということで、図書館や博物館などを今、想定しているところです。

十屋委員 先ほどもあったんですけども、木育キャラバンは県の職員が月1～2回、公共スペースということなんですけれども、ということになってくると情報をどういうふうに発信していくか。例えば子供たちを対象にすれば、保育園、幼稚園、小学校とか、さまざまな場所が考えられるんですけども、そういうところにちゃんと呼びかけて来ていただくということで理解していいんですか。それとも、ネットか何かでぼんと出して、来ていただくのを待っておくのか、どういう形になるのか。

武田みやぎきスギ活用推進室長 イベントの周知かと思っておりますけれども、そこについては、ネットなり効果のあるものを考えていきたいと思っております。今、具体的なものの想定はまだしてないんですけども、周知のほうはしっかりやっていきたいと思っております。

十屋委員 要は、ターゲットをどこに絞るか
でどういう発信していくかというのはおのずと
決まってくるので、木育ということであれば幅
はある程度狭まってくるのかなと思っております。そ

こは十分検討していただきたいと思っております。

それから、もう1つは、7ページの最後の東京事務所、大阪事務所の内装木質化とあるんですが、この事業をされる方は東京の方と大阪の方ですね、工事される方は。

武田みやぎきスギ活用推進室長 実際に今、想定しているのが、そんな大きな工事を伴わないように考えております。壁のほうに木質のものを置いて、内装木質化というふうにアピールできるようなものを置くとか、展示するとか、そういうことを今、考えておまして、それほど大きな工事というのは発生しないというふうに想定しております。

十屋委員 何を置かれるつもりなんです
か。110万円で半分だったら55万円だから、本棚
なのか、何かの展示スペースのあれを置くのか。
行かせてもらうと、東京事務所のあのフロアの中
に、どこに何をどうやって置くのかなと思いま
す。大阪フロアも余り広くないしと思いがら、考
えるんですけども。

武田みやぎきスギ活用推進室長 確かに、東京事務所
のほうはちょっと置くスペースが、壁が露出して
いるところは少ないということがあります。今、パ
ーティションを想定しているところです。大阪事務
所のほうは、格子状のものやなんかを壁のほうに
飾りつけまして、そこで木質というものを見せ
ていきたいというふうに考えています。

十屋委員 気持ちは十分伝わりますんですけども、
効果の問題で、大阪と東京事務所に来られる方
が見て やられるのであれば、東京事務所なんか
は1階のフロアをどこか借りて、そこにみやぎき
スギというのをPRしたほうが、より多くの全国
の方があのフロアに来るので、エレベーターの
近くとか、そのほうがより効果的

なのかなというふうに個人的には思います。大阪も、いろんな繁華街の地下にあたりとか、さまざまな場所なので、少し選定されたほうがいいんじゃないかなと。内側の中だけに置くのではなくて、ほかにもっとPRの仕方をやられたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

これも財源的には緊急雇用ですので、その側面が強いのではないかなと思うんですが、先ほどから出ていますネットにしる、キャラバンにしる、雇用を生むようなことではないのかなと思うんですけれども、財源の基金の目的と、情報発信とキャラバンというのは、合致、整合性がとれるから、事業化されたんですね。

武田みやざきスギ活用推進室長 県産材地産地消促進事業のほうですけれども、緊急雇用創出事業臨時特例基金というのを使っています。この事業につきましては、先ほどちょっと職員というような発言がありましたけれども、人を雇って、その人が実際に発信をしていくというふうな事業でありまして、雇用自体は、この事業で雇用を生む、雇うということが一つの目的になっております。その関係で雇用基金のほうを使わせていただいているところです。

十屋委員 今、雇うと、言葉的に職員と言われたので、県の職員の皆さんかなと想像してしましまして、そういう意味からすると合致するのかなというのをちょっと思ったものですから。

最後に、家づくりの抽せんで、100戸分で1,700万円、100で割ると17万、前も同じような事業があって、前のときには床柱が何か1本プレゼントがついていましたね。それと同じように考えられなかったのかなと。抽せんに当たる方はうれしいと思うんですけれども、できればもう一步踏み込んで同じようなことはやれなかったの

かなと思うんです。そのあたりの前回の事業と今回の事業の違いといいますか、材価の下支えというのは当然あるんですけども、床柱をつけなかった理由というのは何かあるんですか、予算的なものがあるとか。

武田みやざきスギ活用推進室長 去年まで81本ということで、80本プラス1本という事業を行ってありましたけれども、やはり予算的なもので80本ということもありますし、材価自体、最後の1本は役物のほうになりますので、今回の材価低迷の普通材、A材、B材、C材の普通、一般流通しているものを対象ということで、80本というふうにさせていただいております。

十屋委員 1本の重みというのが多分あると思うんですけれども、これ以上言いません。私のほうは終わります。

福田委員 再生可能エネルギーの積立金の問題です。これは大変時宜を得たもので、何も問題はないんですが、これから5年にわたりまして取り崩していくわけですが、つくる施設、これが大事だと思いますが、24年度で1億3,000万円ぐらい希望が出ていますね。この概要、どこか1つ、どういうものが盛り込まれているということをお教えしてもらいたい。

川野環境森林課長 それでは、一番金額が大きい門川町について御説明したいと思いますが、門川町の場合は、温泉「心の杜」ということで、研修交流センター、こちらに太陽光の発電パネルと蓄電池を設置します。高台にあるものですから、そちらに避難するための誘導灯ということで、LEDの誘導灯も一緒に設置するというので、そういった事業を展開するというような計画になっております。あわせて、そちらの工事費がかかりますので、そういった事業費を全て込んで4,470万円余の事業費になっておりま

す。

他の3つにつきましても、同じく太陽光発電と蓄電池を設置するというふうになっておりません。

福田委員 蓄電施設が併設されまして安心しましたが、何時間ぐらい災害時にその蓄電施設は使用可能ですか。

川野環境森林課長 今回、この事業計画をいただくに当たりまして、要は、防災拠点とか避難施設というふうな形の位置づけになりますので、最低限3日は蓄電で機能回復するまでに発電しないといけないということで、各市町村につきましても、それぞれの設備、施設の規模によりまして、1日分、2日分、3日分と分かれています。大体、1日から3日分の蓄電ができるような形の蓄電池が計画されています。

福田委員 蓄電施設が防災拠点施設では大事だと思います。もちろん、太陽光を使って再生可能エネルギーで蓄電をするんですが、蓄電施設にはある程度能力に余力があるものを持ってきてまして、太陽光発電だけではなくて蓄電は常時、通常の電力からでもできますし、あるいは非常用の発電機からでもできますし、非常用の発電機との併設は金がかかりますが、平常時、電力からもある程度長期間にわたって使用できるような蓄電能力を持つものを併設しなければ、ただ非常用の防災施設がありますよということになるんですね。再生可能エネルギーですから、太陽光パネルももちろん大事ですが、蓄電機能をしっかりと、設計等にどういう能力が組み込まれているかということを確認しながら、予算の査定等をこれからやってもらいたい。でないと防災拠点施設にならないですね。

川野環境森林課長 今後、また25年以降の事業計画がいろいろ出てくるとは思いますが、特に

そういう太陽光パネルと蓄電池の能力につきましては、きっちり見ていきたいと思っております。今回、限られた予算ということもありますので、国のほうもそうなんですが、必要最低限の機能が維持できるぐらいのものを幅広く設置していただくというのが一つの考え方でございます。必要より大きなものというのはなかなか考えづらいというところもありますので、防災拠点としての機能が最低限維持できるぐらいの蓄電池、それから太陽光パネルを設置できているかどうか、きっちり審査していきたいと思っております。

福田委員 よろしくお願ひします。

何人も委員から出ましたが、杉材80本提供事業、私は大変よろしいかと思っておりますが、他県でもやられているようであります。そこで、せっかく木材の需要を喚起するための施策ですから

十屋委員からもございましたが、今、洋風の部屋が主流ですね。ですから、木材の使用も構造材に限られるわけですね。少なくとも1部屋ぐらいは和室をつくるということで、和室向けの柱等を提供されますと、質のいい木材の需要拡大につながる、そういうふうに私は考えたんです。経費等の問題もありますが、しかし、今、割柱ができるのは大体60年生ぐらいと、この前、秋田県で聞きました。60年生ぐらいのものは非常に安いそうですから、割柱等も入れられて、1部屋は設計にぜひ和室を組み込んでくださいねと、それぐらい先を読んだセールスをされる必要があるんじゃないかなど。単に80本提供しますよでは意味がないなと思うんですが、いかがでございますか。

武田みやぎきスギ活用推進室長 柱材80本なんですけれども、木材を使って住宅を建てるということで、その普及ということで、抽せんの

前に講習会を行いまして、そういうアピールというのをやっているところです。そういうところを通じて、木材を使って、洋風、和風というのは施主さんの好みというのもあるかもしれませんが、使っていくことを普及していきたいというふうに考えています。

福田委員 ぜひ、設計の中に和室1部屋運動を進めてもらいたい。今、ほとんど和室がないですね。要望でございます。

丸山委員 木材価格対策についてお伺いしたいと思います。まず、原木出荷調整資金についてなんですけれども、聞いてみますと、山をある程度指定しないと申請してからこの資金が流れるというような仕組みだというふうに聞いているんですが、この資金を使おうとした場合、どういう手続をすればいいのかを教えてくださいとありがたいんですが。

武田みやざきスギ活用推進室長 実際に申請される方については、申し込みについては、森林組合等の系統であれば県森連にということで、素材生産業者の方は県木連のほうに申し込むこととなります。そこで申し込みをして、いろいろ聞くこととなりますけれども、県木連のほうは、県木連の組合に加盟しているか加盟していないかというのがちょっとありまして、素材生産業者の方としましては、各地区の木協や賛助会員に加盟していただくということになります。

丸山委員 加盟とかじゃなく、どういう山がそういう指定になるのか、そういう指定が何か必要だというふうに聞いたものですから、山を指定して、それを木連なりが認定して、そういう手続が要るということで、すぐに使える予算なのかというのがちょっとわからなかったものですから、その辺を説明していただきたいと思います。

武田みやざきスギ活用推進室長 先ほどの説明にちょっと加えまして、木材産業改善計画というのを山村・木材振興課のほうに出していただくということで、計画をつくって、並行して申し込みを行って、それが両方ともオーケーになれば融資が受けられるというふうな仕組みになっています。

丸山委員 ちなみに、今回、6月に木材価格が非常に下落したんですが、それまでにも既定の事業があるんですけれども、どれくらいの融資枠がとれますか、こういう改善計画をつくって実行したいという申し入れがあったのか、そのときに既に予算をオーバーしているくらいの申し込みがあったのか、それをお伺いしたいと思います。

武田みやざきスギ活用推進室長 実際の申し込みについては今、把握しておりませんが、実際に融資の聞き取りを行っておりまして、それについては4億円以上の希望があったというふうに聞き取り調査をしております。現実、今までやっているものというのが2億円ちょっと実績としてありますので、合わせてやっぱり6億円くらい必要ではないかということで今回の予算を組んでおります。

丸山委員 簡単に使えそうで使えない予算ではないのかなと思っているのと、これが原木価格に本当に反映していつているんだろうかと。実質、少しずつ原木価格が回復ぎみになっている状況の中に、この2億円の資金をつぎ込むけれども、本当に有効なのかなというのは非常に疑問に思うところなんです。年間を通してこれまでも、原木調整資金、去年、おとし、3年間でいいですけれども、どれくらい活用された実績があるのかを教えてくださいとしたいと思います。

武田みやざきスギ活用推進室長 実績のほうですけれども、21年度からですけれども、21年度が2億7,200万円、22年度が1億7,700万円、23年度が1億5,900万円となっています。

丸山委員 それは大体使う時期が いつも8月ぐらいが一番下がるんじゃないかと思うんですが、1～2月、これからは毎年、原木価格自体はだんだん上がっていきますね。時期的には普通、一番厳しい8月ぐらいがメインに使われるんじゃないかと推測するんですが、どうなんでしょうか。

武田みやざきスギ活用推進室長 済みません。月別のものが今、手元にございませんで、もしわかれば調べて御報告したいと思います。

丸山委員 この計画が、枠をふやしてもらって、うまく有効に活用されていけばありがたいんです。改善計画をつくって、それが速やかに流れないと、資金が出なければ、今、素材生産の人が非常に困っていると話も聞いているものですから、どちらかというと運転資金の利子補給みたいなほうがまだよかったという意見も強いんですけれども、そのような検討をされたことはないのでしょうか。

武田みやざきスギ活用推進室長 今ある融資制度の中で検討しておりまして、この原木調整資金の入っております木材産業振興対策資金なんですけれども、その中のメニューで検討してきたところなんです。その中に利子補給というメニューがなかったということをございます。

丸山委員 現場の声を聞くと、運転資金を借りかえるための利子補給がよくありますけれども、そういう制度があるとダイレクトに打てたのかなというの少し聞いたものですから、今回の補正の中でそういう利子補給、もしくは運転資金が枯渇していて非常に困っているという

現実的な話を最近聞くものですから、その辺をできるだけ早目に検討していただければありがたいのかなと思っております。

もう一つ、下刈りを2回刈りにするというところで、1,200ヘクタールを予定しているということなんですが、我々もこの前、現地調査をしたときに、現場がどういうところであったら下刈りに、補助金と申しますか、県の予算が行くわけですので、普通の民間のところにも使える予算ではない、民間のどこでも下刈りをしたい人が使える予算じゃないというふうに思ったほうがいいのか。県の指定していた重要な保安林のところであったら下刈りをして補助金を出していいですよという事業があると聞いているものですから、どちらの事業なんでしょうか、これは。

水垂森林経営課長 下刈りの助成対象地というのは、民有林であればどこでも結構でございます。一般的には、森林所有者がみずから下刈りをするのは少なく、森林組合にお願いして、委託して、森林組合が実施するというのがほとんどであります。ただ、大規模な森林所有者におかれましては、自分たちで作業員を雇用している方もいらっしゃいます、みずから行う方もいらっしゃいます。

丸山委員 この下刈りは、4月の当初には、予算がありませんので、2回刈りはもうやめますというような通達を出して、私の6月の質問のときには、2回刈りしなくても十二分に生育しますというような言葉をこの委員会の中で発言されているんですが、今回あえて2回刈りも認めるとするのはどういう考えでなったのでしょうか。

水垂森林経営課長 24年度の最初の考え方としましては、直接支払い事業の中で、これは造

林から下刈り、除間伐、いろんなメニューがございませけれども、森林経営計画が今年度からスタートしますが、国の補助金絡みでございまして、国の制約の中で計画にのっとって行うものが対象になりますよということ、それから間伐におきましては、計画にのっとった量を5年間の計画の中で5年後に結果としてもし確保できない場合は、それまでの5年間の補助金を返還せよというような厳しい制約がありましたので、まずは間伐の予算を確保しようということで、下刈りの2回刈りをやめまして、1回刈りだけを対象としようというのが当初の計画でございました。今回は、木材価格下落を受けまして、木材価格対策の緊急性とか重要性とか、そういったことから鑑みまして2回刈りを復活させたという経緯でございます。

丸山委員 ほかの仕事をつくってやろうということで十分理解するんですが、1つほかの仕事ということで私も質問させてもらったんですが、シイタケの原木が福島県を中心に原発事故以来足りないということで、そういう供給もしてほしいということで、シイタケ原木の出材をすることによって仕事がふえるのではないかとということで、国のほうからもいろいろコーディネーターを使って調査をやっているということなんですが、11月の適期に切らないと間に合わないということでありますけれども、そういった事業もできる予算やメニューがあるのかをお伺いしたいと思います。

河野山村・木材振興課長 制度資金でのメニューのお話ですか。

丸山委員 今回、シイタケ原木を欲しいと、コーディネーターも使っている作業をやっていますけれども、そのときに、いきなりやってくれと言われても、助成制度とか運賃補助と

かないと、すぐにはシイタケ原木を出荷できませんよとならないと思っているんですが、その辺の事業というのは何かあるのでしょうか。

河野山村・木材振興課長 これにつきましては、国と森林組合連合会のほうに取り組んでおりまして、私どもマッチングを今、一生懸命やっておるところですけれども、こちらで購入した経費、例えば宮城とか仮に届けるとしますと、運賃とか、かかります経費が相当出てまいります。それについては国と東電のほうで支払うというような仕組みでありますので、通常取引で県内においては賄われるということです。

丸山委員 恐らく、シイタケ原木を切る作業も、杉を出すよりはこっちの仕事があったほうがいいよという抑制策にも、需要供給バランスをとる仕事の一つになるんじゃないかと思っていますので、ぜひ早急に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

現場のほうで聞くと、向こうが欲しがっているのは、中間のいいところしか欲しがらないということで、大きいのは要らない、上の小さいものは要らないということで、上と下が使えないということで非常に現場も困っているということでしたので、その辺の上と下の出荷できない部分を何か再利用できるものがあれば 例えば我々が視察に行ったE C Oマッシュでしたか、チップにしてそういうところがちゃんと活用してくれるんだよとかというような情報があればもっとうまく流れるんじゃないかと思って、その辺の調整はやられているのでしょうか。

水垂山村・木材振興課長 確かに委員おっしゃるとおり、求められている規格が20センチ以下だったりとか、サイズも宮崎県内で1メートル20とか使いますけれども、1メートル10とか1メートルとか、いろいろ要望といたしますが、

リクエストが出てきておりますけれども、それに合わせた採材といたしますか、規格を選んで出すというような、今、現地の選定も行われております。また、言われました規格外の大きいもの、これについても県森連のほうで全国森林組合連合会を通じて、例えば菌床の床に基材として使えないかとか、そういったことも御提案しているようでございますので、県としても支援してまいりたいと思います。

丸山委員 ほかの仕事があれば、杉の原木の出荷が少しでも抑制されれば もっと原木価格が上がらないと、今ようやく8,000円ちょっと上がってきましたけれども、それでも前年からすると1,000円ぐらい安いというふうに聞いていて、まだまだこれでは原価割れの状況だと思っていますので、速やかにこの対策を打っていただきたいと思っています。

引き続き、環境森林課のほうに再生可能エネルギーについてお伺いしたいんですが、この事業は市町村とか民間でも行えるということなんですけれども、今回は市町村だけということなんですけれども、民間のほうは平成24年度上がってこなかったんですが、今後、民間でも、例えば病院とかいうところが上がってくる可能性があるというふうに思っているのでしょうか。

川野環境森林課長 今年度は公共施設を先に要望調査を行ったということで、今後、9月から10月にかけて要望調査を行っていきたく思います。一定のニーズは存在するのかなとは思っておりますが、何せ補助率が3分の1ということもありますので、そのあたりでどの程度上がってくるのか、まだ全く未知数ではございます。ただ、医療機関等につきましては、自家発電施設を備えているところが多いと思いますので、この事業につきましては、自家発電があ

るところは対象外ということになります。そういったところで、きちりと広報をやりまして、施設につきましても、地域の防災計画上の避難施設とかいう位置づけになっているという要件がございますから、市町村を通じまして、そういった施設にちゃんとした形で広報を行っていきたく思っております。

丸山委員 もう1点気になるのが、評価委員会というのがあるということなんです。どういった方々がメンバーで、どういったことを評価していくのかによって、この施設だったらいよいよ、この施設だったらこの規模じゃないとだめだよというふうになると思うんですが、どういったメンバーを想定して もう決まっているのであれば教えていただきたいと思うんですが。

川野環境森林課長 実は評価委員会は、今回、補正予算を上げるに当たりまして、もう既に設置しているところでございます。この候補を選定していただく作業を、既に意見聴取を行ったところなんです。メンバーとしましては、今、4人の方をお願いしておりまして、そのうちお二人はエネルギー関係と防災関係の大学の先生、専門家の方をお願いしております。防災という立場で行政のほうから危機管理局の統括監にも入っていただいております。あと1人、やはり太陽光発電が中心になってくるということで、太陽光発電の専門家ということでNPOの方にも入っていただいております。一応、4人の方で要望調査の中身を見ていただきまして、委員がおっしゃられましたように、この施設に対してこの規模でいいのかとか、配置についてどうかとか、必要性とか、いろんな観点から御意見をいただきまして、候補を選定していく作業を進めているところでございます。

丸山委員 ぜひ中立公正に、この施設だった

らいいだろうとか、しっかりしていかないと、10分の10という市町村であれば大きな予算でありますので、公平にやるように、どこかの市とか町とかが偏ってやることはないというふうに理解してよろしいでしょうか。例えば、国富町とかが3つ4つやるとか、そういうことはないというふうに思っているのでしょうか。

川野環境森林課長 確かに、今、公共施設の要望をとっているんですけども、市町村によってたくさん御要望をいただいている状況がございます。やはり、先ほど言いましたように、限られた予算でございますので、幅広く、そしてその地域の自立した発電というか、電源の確保ということがメインになりますから、やはり地域のバランスというのが大きいと思います。少なくとも御要望をいただきました市町村は、1つは最低はさせていただくということで今、考えておまして、今後、その要望状況におきましては、2つ3つ出てくる市町村も出てくるかもしれませんが、やはり地域のバランスを考えて、1つの市町村に最低1カ所は、要望いただいたところは整備していきたいという考え方は持っております。

丸山委員 この件は最後にしますが、宮崎には地元で太陽光パネルをつくっている会社があるんですが、そういうところを、ぜひ地産地消という観点から使ってほしいという指導をされているのか、どこのメーカーでもいいんだよというふうに言われているのか、どちらなのでしょう。

川野環境森林課長 基本的には、県産のパネルを使っていただくというのが地産地消の上でいいということでございますが、公共施設ということもございますので、整備いただく市町村に対しましては、そういったことの助言をさせ

ていただいておりますが、それじゃないと補助できないというような要件はつけていないところでございます。

丸山委員 できれば要望でいいですので、知事のほうも幅広い地産地消をやるべきだというふうに言っていますので、地元のせっかくつくっている企業もあるということを考えれば、そういうことを県としてはしっかり言っていただきたいということを申し添えておこうと思っております。

武田みやぎきスギ活用推進室長 先ほど丸山委員のところでも融資の話がございましたけれども、今、手元に今年度の4月からの融資の月割りのものがございまして、それについては、4月に2億ちょいぐらいなものが8月には2億5,900万円に上がってきております。要望もとったときに結構多かったということで、今後ふえてくるのではないかとというふうに思っております。

また、冒頭に、山の指定がなければ借りられないというようなお話がございましたけれども、制度上は山の指定というのはございませんので、申し添えておきます。

中野委員 最近、地産地消という言葉が出ます。私、久しぶりに知事室に行ったんです。知事室の応接台が変わっていた。これは何かな、外材に色を塗ったものかなと思ったんです。私、今度、敬老会で公民館を回った。そうしたら、私もこれはいいなと思って、縁台ができていました。これは杉、恐らく近くの建具屋さんがつくって、何ぼか値段はわからんけれども、杉の根っこの曲がったような部分の木目を使って、これだったらどこに出してもおかしくないなと。国富の人、いないですか。おったら一回写真を撮って、みんなに見せてください。知事室の応

接台、あれは何ですか。何材でできているわけ。あれだけ県が地産地消と言っておいて、宮崎県庁の中で一番人が来るところはあの応接室ですよ。外材でも、あれは余り上等じゃなかった。本当にあんなところこそ、どうせやるんだったら地産地消と言っているけれども、地元の足元はどうなっているのと。こんな細かいおもちゃみたいなものをつくったってしょうがないけれども、ああいう応接台が出れば、高級で売れますよ。まず、知事なんか何を考えて地産地消と言っているのかなと。またこれは議会でゆくり議論します。部長、どうですか、毎月1回、定例部長会で座っていて、手の感触は。

堀野環境森林部長 多分、知事応接室のテーブルだと思います。たしか昨年、あれは老朽化したので、総務部のほうで入れかえたというふうに聞いております。そのとき、私、総務部にありましたけれども、ただ、私、職員担当次長だったんで直接かかわっていなかったものですから、申しわけないんですが、基本的に、地産地消は大事だと思っております、知事も通常からおっしゃっています。今後の中長期的な対策として、地産地消を基本に県民会議みたいなものをつくっていききたいと今、検討しています。そういった中で、委員御指摘のような点も踏まえながら頑張っていきたいと思っておりますので、御協力、御支援をお願いしたいと思っております。

中野委員 俺が言いたいのは、そういう県民会議をつくるとか、知事室の応接台をつくるのに県民会議で議論する話かと、そんなことを言いたいわけよ。本当に真剣に地産地消を考えていたら、まず足元から 今回はそれはそれでいいけれども、国富町の縁台、これは本当によかった。久しぶりに杉でつくってよかったなと

いうのを見たけれども、ぜひ一回……。

堀野環境森林部長 委員御指摘のように、足元からということであれば、杉の名刺とか、そういったものをまず我々から使っていこうということで、今いろいろ計画に取り組んでいます。また、杉でつくったバッグとか、そういうのもやっていきたいなと。どういうことができるかというのを今、一生懸命考えているところですので、御理解いただければと思います。

中野委員 次長がさっきバッグを持ってみえたけれども、それはそれでいいけれども、名刺1枚つくってどれだけ杉の単価が上がるか。それはそれでいい。そんな小さい話は俺は言っとらん。もうそれはいいです。

これも1,792万4,000円、100戸分の80本、これで割ったら大体1本が2,200円ぐらい、1戸当たり大体18万円ぐらい、これは本当にどうやって……。私もしょっちゅう建設業の人たちと話をするんだけど、みんなこんな制度があるというのは 本当に周知が難しい。

また話が変わるけれども、今、木造住宅を建てるとなると、ほとんどプレカットで、プレカットの担当はどこですか。県内幾らあるかわかんけれども、プレカットで利用している木材、県産材と県外の杉、これ、どうなっていますか。

武田みやざきスギ活用推進室長 プレカット自体で扱っている杉がどれぐらい、県産材がどれぐらいというのは把握していないところなんですけれども、県内の素材生産量自体が昨年160万ぐらいありまして、他県から入ってくるもの、他県に出ていくもの、あと外材とか含めると、製材用の利用というのは120万ぐらい県内で消費されているものではないかというふうに思っております。率的にいうと160分の120ぐらいになりますので、4分の3ぐらいが県内の製材工場

で製材されているものではないかというふうに推定しております。

中野委員 ぐらいいいんだけど、私は結構、建築業の人たちに友達が多いんです。一戸建てを建てる時は県産材はどんな割合と。いや、ほとんど使っていますよと、みんな10人が10人言うわけ。そういう現実を私は聞きながら、皆さんこうやって何かPRと言うけれども、既に宮崎では使っている。その中でPRしてどんな効果があるのかなと。何かここで700万の議論をせんといかんのかなと、悩ましいけれども、もうちょっと現実の県内の、どう使われているか、建築業なんかとしっかりまず議論をして、要は不燃材と木造材の比率、うちの田舎でも、夕方行くとプレハブの骨格ができていたりとか、そういう状況の中で木質のよさというのか、もうちょっと何か工夫しないと、担当課があるから仕事を何か見つけてするのかというような感じがするんだけど、もうちょっと現実のそういう実態調査を踏まえてやるべきじゃないかなと。

それともう一つ、話が飛んだりしますけれども、80本提供する場合、一戸建てを建てる場合に1戸に80本提供しますよという場合に、建築業としては、込みで1戸何ぼでと受けるじゃないですか。その中に柱が何ぼ入っているかわかんけど、その中に例えばただの柱を80本持ってきた場合、建築業者としてはプラスになるのかマイナスになるのか、ようわからんけど、簡単でいいですが、その辺はどうなりますか。

楠原環境森林部次長 今、委員おっしゃいましたが、県内の工務店は県産材をたくさん使っています。ただ、現実には、住宅は木造率が約70%ですけれども、宮崎県内ですけれども、やっぱり大手ハウスメーカーあるいは

ツーバイフォー住宅、いろんなのがありますので、そういったものにいかに県産材を使うかという一つのカンフル剤にしたいというふうに思っています。今、工務店でつくっていらっしゃる団体、あるいは大工さんでつくっていらっしゃる団体、そういったところとは一生懸命、意見交換させていただいておりますので、今回、この乾燥柱材、これについてもそういった団体の皆さんの協力を得て、こういったものが一つのカンフル剤になって、県産材をもっと使おうというふうな仕組みに広げていきたいというふうに思っています。

中野委員 最後にしますけれども、国富、綾、私が住んでいる範囲は、結構建築業がおりますけれども、その話、聞いたことがないけれども

既に目いっぱい使っていますよという話の中で、では、どうするのか。プレハブと木材でした場合は、耐用年数が木材だったら100年もちますよと。一方のプレハブだったら、建ったときは格好いいけれども、20年か30年で色があせますよと。余り言うといかんかな。もうちょっと何か 手のぬくもりとか、わかりやせん。県外材とみやざきスギとさわって、手のぬくもりなんかわかるか。わからんだろう、ベニヤとでも。もうちょっと現実的な言い方をしながら、やるべきだと。手のぬくもり、木のぬくもり

柱なんかは今は隠れてしまって少ない家が多いわけ。もうちょっと現実の議論をこれからしてください。以上です。答弁はいいです。

後藤副委員長 自然環境課にお聞きしたいんですが、海岸保安林等機能強化調査事業、御説明がありましたけれども、3・11以降、海岸線、特に保安林、松林等を有している自治体は、さまざまな機能強化法が議論されていますね、整備手法を含めて。これは、この調査事業を含め

て、県として整備手法、機能強化法を報告されるということでもいいんですか。

佐藤自然環境課長 今のお話で、先ほど説明の中で申しました東日本の検討会の報告書も中間報告ということになっていますので、正式にはまだ出ていないんですけれども、その中で言われておりますのは、どんな海岸林が効果があるのかということで、基本的にはやっぱり海岸林だけで津波を防ぐというのは無理でして、減災効果といいますか、津波のエネルギーを弱めるというようなことが話されているところでございます。今の報告書の中では、林帯 森林の幅が広いこと、2番目として森林構成自体は、大きくて高い、幹が太くて高い松林がいいとか、松林単層じゃなくて広葉樹等もまじったほうがいいというようなこと、3番目といたしまして、できれば海岸の前のほうに人工的な盛り土、砂丘的なものがあつたほうがいいというような中間報告がなされているところでございまして、基本的にはそういう中間報告を踏まえまして、先ほど申しましたように、宮崎市が中心になりますけれども、宮崎の海岸線がどのような構成になっているのか、現況を把握するというのが今回の調査目的ではございます。発展的には、調査結果をもとに、大学の先生方とか関係者を含めた検討会を設けていくということで検討していきたいと思っているところでございます。

後藤副委員長 今回、宮崎市、新富町とおっしゃいましたね。県内約400キロの海岸線、その中に国有林、県有林、私有林、混在している中で、県として出されるというのがどうも 国と連携をとっていただきたいんですが、県北になりますと、御存じのリアス式のああいう海岸線、ちょっと特異なケースになるものですから、そのところをちょっと……。宮崎市、新富町

だけでいいのかなと、ちょっとあれだったものですから、お聞きしたいんです。

佐藤自然環境課長 宮崎には1,600ヘクタールほどの海岸林というのがありますけれども、今回、調査対象といたしているのは、宮崎市、新富町の約370ヘクタールということで考えてございます。今、委員の御指摘がありましたように、それぞれ海岸の高さですとか、松が中心であるところ、また雑山になっているところ等もございまして、全域でできればちょうどいいですけれども、なかなか費用の関係もございましてできませんので、一応今回の調査をモデル的に考えまして、ほかの地域にも対応していきたいと思っておるところでございます。

後藤副委員長 わかりました。よろしく願います。

徳重委員 木材利用という立場でもう一回お尋ねしておきたいと思いますが、私は前の本会議でも、学校机・椅子について質問をさせていただいた経緯があるわけですが、今度の東日本大震災で山元町に贈った学校机・椅子が非常に喜ばれたということは、もう何回も報道もされたし、御存じだと思います。そこで、その後において、教育委員会と皆さん方との間で学校机を少しずつでも木造にしていこうとかいうような話があつたものかどうか、お聞かせください。

武田みやざきスギ活用推進室長 教育委員会のほうとお話を今させていただいているところでございまして、木製の机・椅子に変えていただくように、こちらとしてはお願いしていく方向で話をしているところです。

徳重委員 これは、子供たちも使いやすい、ぬくもりもある、やわらかさもある、スチール製と重さも変わらない、便利だということで、

20ページに訂正発言あり

本当に喜ばれているわけです。いいものはやっぱりいいじゃないかと。若干高いということもあるようです。それはそれとして、宮崎県はこれだけ木材があるわけですから、これを有効利用するということが、13万人、小・中・高校生があるんだそうです。一遍にかえるということとはとてもできないわけですから、1年に1万個ずつ、1万個の机といったらすごい量だと思えます。これからずっとかえていけば、13年かからないと更新ができないというぐらいなるわけです。宮崎県は、全て学校は木製の机・椅子だぞと、こうなったら全国から宮崎に注文が入ってきますよ。それだけいいということになったら。私は、すごい宣伝効果があると思っているんです。やるかやらないかですね。やるかやらないかだと、こう思っています。若干高いといったって、経済効果からしたら、つくる人たち、関係者、すごくたくさんの人たち、そこで経済効果を生むわけです。私は、少々高くてもそっちのほうが宮崎県のためになるということを考えてるんですが、考えられませんか、そういうことは。

武田みやぎきスギ活用推進室長 当然、昔は木製の机・椅子ということで、徐々に、天板とかは合板のままかもしれませんけれども、変わってきているという状況がございます。その中で、やっぱり進めていきたい、進めていこうという話もございまして、少数ではありますけれども、小学校では平成23年、去年の段階ですけれども、5%ぐらいは変わっていくというデータもございます。そこをどんどんこちらとしてはふやしていきたい。教育委員会のほうともお話し合いをして、それをふやしていきたいというふうに思っています。そこは需要の拡大という意味では非常に意義のあることだと思っています。

徳重委員 昔、私たちの学生時代は、1クラスは50人あるいは55人おったんです。今は30人ぐらいです。クラスのスペースとしては十分あると考えられます。県は直接は、小中学校については市町村ですから、市町村にお願いをしなければいけないが、県がそういう姿勢を見せるということ 県ができるところは高校でしょう。高校の机・椅子は全部やっていくというぐらいの気持で取り組む姿勢が、皆さん方の姿勢が、宮崎県の木材は、おお、すごいぞ、木材はいいぞというような意識を与えるんです。皆さん方が率先垂範していただきたいということを強く要望をしておきたいと思います。

佐藤自然環境課長 済みません。先ほど後藤委員の質問に対するところで、若干修正をさせていただきたいんですけれども、先ほど申しました東日本大震災の検討会のほうは中間報告じゃなくて最終報告のようでございます。南海トラフにつきましては、中間報告ということになっておりますので、両方とも中間報告のような発言をいたしましたけれども、東日本大震災のほうは最終報告ということになっております。申しわけありませんでした。

十屋委員 資料の7ページ、ちょっとこだわって申しわけないんですが、新規事業ですので、この中で金額が相当使われますが、後々また年度を越すと、費用対効果ということで評価が出てくると思うんです。これはどういう基準で、例えばネットとか木育キャラバン、先ほどの東京事務所と大阪事務所の木質化、どういうふうにその効果を見込まれると考えたらよろしいんですか。数字とかに非常にあらわれにくいので、キャンペーンというのはそこに何人集まったとか、キャラバンはそこに何人来ましたというのは出やすいと思うんですけれども、どういうふ

うに新規事業をやられて評価されるのかなと思うんですけれども。

武田みやざきスギ活用推進室長 おっしゃられるとおり、ちょっと難しい課題かとは思いますが、マクロ的に言うと、素材生産量が平成32年度までに190万立方、製品については70万立方、もうちょっと上ですか、やるというふうになっておりますので、それに合わせた形で各指標が長期計画に載っております。その達成状況を見ながら、一つはマクロ的にはあると思います。後は、住宅などへのアピールというのは、各種アンケートなどが年度ごとに行われているというところもありますので、そのアンケートの中にそういう項目を入れたりしながら、アピール度をはかっていければなと思っております。

十屋委員 マクロ的に、32年の190万立米というと、あと8年あって、この事業が新規事業でずっと8年間やるならまた別でしょうけれども、単年度で終わってしまったら、その効果というのはほとんど見えてなくなってしまうので、非常に難しいと思うんです。これをやって、例えば地産地消のインターネットでアクセス件数をカウントするとか、そういうのもあるんでしょうけれども、非常に難しいと思うんです。そういうことを含めると、やっぱりある程度、先ほど中野委員も言われましたけれども、事業の精査というか、その辺をもう少しダイレクトに、例えばこっちのキャンペーンする部分を家のほうにぼんと持っていくとか、実質的に100戸じゃなくて200戸にするとか300戸にするとかという発想をダイレクトに持っていくというのも必要じゃないかなと思っています。これは私個人の考えですから答弁は要りませんが、そう思っていますので、それだけです。

中野委員 2億円の融資、これは一般金融機関を通して保証つきで出すわけですか。

武田みやざきスギ活用推進室長 これは、原資が県のほうから出て、協調融資になっておりまして、今のところ宮崎銀行、農林中金などを經由して市中に出るということになります。

中野委員 もう既にやっていますね、これを見ると。今までの実績で、不払いとか、代払いとか、そういうのはどうですか。

武田みやざきスギ活用推進室長 借りるときに信用保証基金の保証をつけてということになりますので、県のほうの関係では、現実に不払いになった場合はその保証基金のほうから補填されるということになります。

中野委員 今の段階では、代払いとか、そういうのはありませんかと聞いている。

武田みやざきスギ活用推進室長 済みません。今、手元にその資料はございませんので、申しわけありません。

中野委員 私が心配するのは、これだけ材木価格が低迷しているロングランの話の中で、幾ら協調倍率だからといって本当にこれだけ草刈りを補助金なしでやっていけるのかなという心配があるんです。まあ、いいです。次、既に借り入れた人の実態を教えてください。

それと、100戸分の柱80本、これはどういうルートで個人の住宅に行くのか。単純に割ると1戸当たり18万円だったけれども、協同組合連合会がやっぱり事務費で取ったりすると最終的に個人に行く柱がどれぐらいになるのか、これは考えても全くわからん。どういうルートで個人に柱が行くのか、そこら辺を一回びしっと整理して、流れを出してください。要望です。

松村委員長 今、中野委員から、みやざきスギの活用住宅づくり事業に対しての宮崎県木材

協同組合連合会の事業に対する取り組みのスキームがわからないということで、それを資料にして出していただけないかというお話がありましたけれども、皆さん資料をいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、山村・木材振興課の取り扱い、この事業に対する具体的なスキームについて説明資料提出をよろしくお願い申し上げます。

河野委員 再生可能エネルギーの導入事業について、椎葉村等、避難施設に対しての導入ということで、今後もぜひ推進していただきたいというふうに思いますが、これも先ほど選定委員がいるということで、当たり前かと思うんですけども、国富とか五ヶ瀬の庁舎については、耐震化はオーケーなんですね。

川野環境森林課長 今回のこの事業の対象としましては、耐震化ができていない建物を対象にというのが条件になっておりますので、その条件はクリアしております。

河野委員 今、延岡もそうなんですけれども、庁舎建てかえというのが進んでいる状況があります。太陽パネルは20年の耐用年数があるということなんですけれども、設置するということは、例えば国富とか五ヶ瀬は、庁舎建築はその20年以内、計画されていないと考えていいんですか。そういうことも加味しているんでしょうか。

川野環境森林課長 庁舎の建てかえにつきましては、特にお聞きはしていないんですけれども、国富町と五ヶ瀬町につきましては、電力が通じなくなったときに防災拠点を置く、例えば会議室2つとか3つとかに電力を供給するだけの発電施設と蓄電池を設置するような計画になっておりまして、少なくともその部分につ

きましては、その年数は使っていくという計画にはなっていると思います。

松村委員長 ほかに意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 委員にお諮りします。

議案の説明、質疑等は終わりました。この後、報告、その他の報告に移りますけれども、時間が中途半端になることもございますので、一たんここで午前の部を締めようと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 ここで一たん休憩いたしまして、午後は1時から行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時1分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

武田みやざきスギ活用推進室長 午前中に要望のありました日本一みやざきスギ活用住宅づくり支援事業のフロー図を御用意いたしております。事業自体は、家づくり講習会と抽せん会を行いまして、当せん者が決まるという仕組みになっております。当せん者が決まった後、施主の方が県木連のほうに申請をするということになりますけれども、その場合、工務店の方とお話をしまして申請するということになります。実際の支払い自体は、工務店に納材する木材販売業者に支払いを行うということになりますけれども、それを引いて施主さんに工務店のほうから請求が行われるという仕組みになっております。

なお、予算額につきましては、(1)(2)と書いてありますけれども、(1)のほう講習会などの費用、PR費用も含めてありますけれども、160万円余となっております。また、(2)

のほうが実際に柱材にかかる費用ということで、1,630万円を計上させていただいているところでございます。

原木の出荷調整資金について御質問があったので、あわせてお答えしたいと思います。過去に代位弁済とかなかったのかというようなお話であったかと思えますけれども、原木出荷調整資金につきましては、過去に代位弁済、ショートしたということはありません。しかしながら、木材産業振興対策資金全体でありますと、本年度は2件、また19年度に1件発生しているという状況でございます。

説明は以上になります。

松村委員長 この件に関して質疑はございますか。

徳重委員 抽せん会はどこで行われるんですか。県内から希望者がみんな出てくるということですか。どういうことなんですか。抽せん会場はどうなるんですか。

武田みやざきスギ活用推進室長 抽せん会については、まだ場所のほうを特定はしておりませんが、県内で行う予定にしております。例年ですと、市民プラザなどを使って抽せん会を行っております。

徳重委員 研修会をやられるということですが、1カ所になると思うんですが、県北から、県南からも、県内全域からおいでになるという理解でいいんですか。

武田みやざきスギ活用推進室長 今のところ1回を予定しておりまして、県内からおいでいただくということになると思います。

徳重委員 最後にしたいんですが、どれぐらい予想されているんですか。

武田みやざきスギ活用推進室長 過去の例からしますと、2倍から3倍ぐらいの応募者が来

るかと思っております。

松村委員長 質疑がないようです。

それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、県が出資している法人等の経営状況については、1法人ごとに説明をいただき、質疑を行ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。

那須みやざきの森林づくり推進室長 常任委員会資料の8ページをお開きください。の報告事項の1の社団法人宮崎県林業公社についてであります。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

林業公社は、(1)の設立目的にありますように、昭和42年に、造林、育林等の森林及び林業に関する事業や緑化に関する事業を行い、県土保全や森林資源の培養などを図るために設立されたものであります。概要は記載のとおりであります。説明は白い冊子の平成24年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)でさせていただきます。47ページをお開きください。

まず、平成23年度の事業報告書について御説明いたします。1の事業概要をごらんください。林業公社は、平成19年度に策定した第3期経営計画等に基づき、経営改善を行いながら、事業に取り組んでまいりましたが、計画どおりの事業収入が確保できず、運営が困難となることが見込まれましたことから、平成24年3月に改定計画を策定し、新たな経営改善に取り組むこととしたところであります。

次に、48ページをお開きください。平成23年

度は、2の事業実績にありますように、間伐等の保育事業や作業路開設等の造林施設事業等に取り組み、分収林の適正な管理や収入の確保に努めるとともに、森林施業受託事業により植栽未済地の解消等にも取り組んだところであります。

次に、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。報告書の171ページをお開きください。

まず、林業公社の概要でございます。総出資額は1,350万円で、このうち県出資額は500万円と、全体の37.0%を占めております。

次に、県関与の状況でございます。人的支援といたしましては、平成24年4月1日現在で、15名の役員のうち常勤役員として県退職者が1名、非常勤役員として県職員2名及び県退職者1名が就任しているほか、職員として2名の県職員を派遣しております。

また、財政支出等といたしましては、23年度は、森林整備等に関する補助金として8,979万円余の支出を行っているほか、公社への無利子貸し付けを行っており、県借入金残高にありますように、23年度末現在の県からの借入金残高は222億349万円余、県の損失補償契約に基づく債務残高が116億8,912万円余となっております。

また、主な県財政支出の内容の 林業公社貸付金にありますように、平成23年度の県貸付金は11億7,243万円余となっております。

次に、実施事業でございます。林業公社の事業としましては、分収林事業や森林施業受託事業等を実施しております。

次に、活動指標でございます。林業公社におきましては、長伐期施業転換面積を活動指標とし、毎年度の伐採量の平準化を図るために分収林契約の契約期間の延長を進めております。平

成23年度は、245ヘクタールの目標に対しまして270ヘクタールの変更契約を締結しており、達成度は110.2%となっております。

次に、172ページをお開きください。財務状況でございます。まず、正味財産増減計算書の平成23年度欄をごらんください。経常収益は7億8,214万円余、経常費用は13億3,003万円余となっており、当期経常増減額はマイナス5億4,788万円余となっております。これは、23年度に伐採した森林に過去に投下した経費に見合った収入が得られなかったことなどによるものでございます。これに当期経常外増減額を加えた当期一般正味財産増減額はマイナス5億4,583万円余となっており、一般正味財産期首残高がマイナス27億9,253万円余でありますので、正味財産期末残高はマイナス33億3,837万円余となっております。

次に、貸借対照表の平成23年度欄をごらんください。流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は348億2,139万円余となっており、このうち約345億円が造林から育林に係る投下経費の累積である森林勘定であります。

次に、流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は381億5,976万円余となっており、このうち約339億円が県及び金融機関からの長期借入金であります。なお、資産から負債を引いた正味財産はマイナス33億3,837万円余となっております。

次に、財務指標をごらんください。林業公社においては財務指標として、経常収益に占める自主事業収入比率、役員報酬や職員給与などの人件費、旅費や需用費、使用料、賃借料等の管理費の3つを指標として設定しており、いずれにつきましても、目標値を達成しております。

次に、直近の県監査の状況について御説明い

たします。昨年度の監査におきまして、複写機の賃貸借契約について、契約締結の決裁伺いに記載した者と契約書の相手が異なるなど、契約事務が適正に行われていなかったとの指摘を受けましたことから、林業公社におきましては、適切な事務手続を徹底するため、周知徹底を図るなど、チェック体制を強化したところであります。

次に、総合評価をごらんください。これまで御説明いたしました状況を踏まえた県の評価でございますが、林業公社では、第3期経営計画に基づき、計画的な主間伐を実施するとともに、伐採量の平準化のため契約変更を進めるなど、適正に事業を実施しておりますが、木材価格が低迷する中、計画どおりの収入が得られていないことなどから、厳しい経営状況となっております。このため、県では昨年度、林業公社のあり方に関する検討を行い、この中で、公益性や県財政負担の観点から、公社として存続させることとし、その上で公社に対し、公社自身の経営努力による収入の増や、金融機関に対する積極的な金利節減対策を行うよう強く求め、なお公社の資金が不足する分については、県及び社員である12市町村による貸付金による支援を行うこととしたところであります。

続きまして、24年度の事業計画について御説明いたします。同じ報告書の54ページにお戻りください。1の基本方針及び、次のページの2の事業計画にありますとおり、林業公社では、経営方針及び昨年度策定した第3期経営計画(改定計画)に基づき、計画的な主間伐の実施や、保育、路網の整備等を行いますとともに、引き続き、市町村と連携して森林所有者から施業を受託し、植栽未済地の抑制や解消を図ることとしております。

次に、56ページをお開きください。3の収支予算書でございます。まず、の事業活動収支の部は、事業活動収支差額にありますように、マイナス1億3,482万4,000円であります。次に、

の投資活動収支の部は、投資活動収支差額にありますように、2,220万3,000円のプラスであります。また、の財務活動収支の部は、財務活動収支差額にありますように、1億5,705万7,000円のプラスとなっており、この結果、当期収支差額は4,443万6,000円のプラスとなり、次期繰越収支差額は1億1,461万7,000円となります。

説明は以上でございます。

松村委員長 説明が終了いたしました。報告事項について質疑はございませんか。

中野委員 1点だけ、林業公社はこれで何も無いんですけども、特別会計に分収林ともう1つ、2つありますね。あの事業はこの林業公社の中で実際はやっているわけ。

那須みやざきの森林づくり推進室長 特別会計は県営林で実施しておりまして、林業公社の事業とは別でございます。

丸山委員 林業公社全体の話でお伺いしたいんですが、公社等改革の指針ができたのは基準年が21年度で、今年度は最終年度になっているところの案件としてお伺いしたいんですが、県からの財政支出額が平成21年度と比べたときに林業公社はふえています。本来は全体の45団体で20億円程度削減する目標だったのに、なかなか達成できなかった主な理由としての説明をお伺いしたいと思っているんですけども。

那須みやざきの森林づくり推進室長 林業公社につきましては、主伐が平成16年度から始まっておりまして、その主伐収入により償還金を賄うことから、それから公庫等へも計画的に返済

しておりますけれども、その額によって現在ふえておる状況でございます。

つまり、借入金の返済を県からの借り入れて賄っておりますが、公庫等の返済は計画的にしておりますけれども、ふえておりますことから、県の借入金についても増加しているという状況にあるところでございます。

丸山委員 　なかなか材価が上がってこないという厳しい状況だということだけなのか。金利を借りかえればすぐよくなるとかいうこともずっと聞いていたんですが、それでも全然追いついていないというのは非常に危機的状況ということで、これまでもかなり詰めてやってきたんですけれども、後は、スリム化を図っていくために、林業公社の職員の数とか　その辺の議論というのはどのぐらいまでやられているのでしょうか。

那須みやざきの森林づくり推進室長 　現在、ことしから出発しました改定計画に沿って事業をしておりますが、金利の節減に対しては、昨年度から関係機関と交渉して、低減するような努力をしております。

それから、木材価格に対しましては、現在、大変厳しい状況ではありますけれども、販売の時期の見直しとか、まだ主伐等を実施しておりませんが、そういうようなところの市場の動向を見ながら、調整して経営を行っているところでございます。

丸山委員 　平成21年と対比したときに、私の持っているデータでは県のOB職員がふえているんですが、ふえてしまったのはなぜなのでしょう。

那須みやざきの森林づくり推進室長 　林業公社につきましては、平成20年度を始期とする第3期経営計画に基づき経営を行っておりますが、

平成21年度末でプロパーの職員が1名退職をされております。プロパー職員が3名しかいない中で事業を実施してまいりましたが、今回、経営計画の見直しに当たりまして、体制が不十分ということで、林業行政経験が豊富で公社の業務に精通した県のOB職員を1名採用して、改定計画を策定したところでございます。以上であります。

丸山委員 　なかなか事務量がわからないんですけれども、1名減らさないとした場合に、絶対、事業が回らなかったということなんですか。それとも、行革をやりたいという気持ちが強かったのか、どっちなんですか。

那須みやざきの森林づくり推進室長 　公社の職員体制に対しましては、平成19年度から検討を進めてまいりまして、22年度から、2課4担当制でありましたのを2課2担当制に簡素化しております。その中で、公社の経営計画（改定計画）を実施するに当たっては、土地所有者との交渉等さまざまな事業がございますので、そういった中でプロパー職員の後を埋めて、県のOB、業務に精通した職員をお願いしたところでございます。

丸山委員 　業務に精通された方ということですが、元職はどういう職でしょうか。

那須みやざきの森林づくり推進室長 　入庁以来、公社の収穫事業等の担当をされておられ、それから林業行政、林務畑が多いんですけれども、事業の収穫、造林等に能力のある方だというふうに考えております。

丸山委員 　いずれにしましても、林業公社はこれまで県議会でもかなり厳しく　今でもまだ厳しい状況だと思っておりますけれども、引き続き、改革には取り組んでいただきたいと思います。

福田委員 先ほど監査状況の説明を受けましたが、これは小さなことなんですね。えらい小さなことの監査指摘だなと思ったんですが、内容は大きいんです。契約締結の決裁の伺いとその契約の相手方の名前が違うということは、これは公的な機関とか社会通念では余り考えられないことなんです。この辺がやはり日常業務の、公社の体質としてあらわれてきているのかなというふうに今、考えたんです。過去、県のいろんな不正支出でも複写機にまつわる問題がたくさん発生しましたが、これは小さいようだと私は思ったんですが、あら、こんなことをと思ったんですが、やはり内容的には大きいですね、契約決裁の伺いにある会社と違った会社と契約することですから。契約書の相手異なるこれは契約書の相手ですか、契約の相手ですか、その辺はどうですか。

那須みやざきの森林づくり推進室長 御指摘のとおり大変厳しいことだと思うんですけども、少しお時間をいただきたいと思います。

福田委員 後で結構であります、やはりこういう問題が日常業務遂行の基本になりますから、契約書あるいは決裁、この辺を忠実に守って遂行していく、大事なことだと思いますが、ちなみに部長はどう感じられますか。私は、これ、小さいことを指摘しているなと思ったんですが、内容を見ると大きかったからですね。

那須みやざきの森林づくり推進室長 契約書の相手が異なっていたということでもございまして、見積もりが親会社で、契約が子会社だったというような状況だったというふうに聞いております。

福田委員 それだったら、大きなこういう監査指摘等についてはもう少し親切に書いたほうがいい。それはもう間違いなかったわけですか

ら。僕らが見た場合は、決裁をもらった会社と契約の相手が違うというふうに読み取りますからね。それでわかりました。

十屋委員 172ページの財務指標の中で、目標値と実績値というのがあって、人件費とか、自主事業収入比率とか、管理費とかあるんですが、24年度、25年度の自主事業収入比率、これが23年度はある程度達成して133%、24年度、25年度の40%という数字が23年度に比べると若干実績値より低くなっているというのは、何か材価の問題で影響してくるから目標値の33%よりか7ポイント上ぐらいで設定されたのかというのが1つと、それから人件費の部分で23年度は相当数金額が下がっているんですが、その大きな理由をひとつ教えてください。そして、24年度が6,900万円、25年度が4,100万円と、また桁違いに差があり過ぎるんです。この数字がちょっと理解できないんですけれども、その説明をお願いします。

那須みやざきの森林づくり推進室長 まず、自主事業の収入比率でございますけれども、これは経常収益と自主事業収入ということで割っておりますが、自主事業収入は分収林事業のみでございまして、分収林事業が平成24年度、25年度と事業計画に照らしてこのようになるということで、40という数字になったものでございます。

それから、2番目の人件費でございますが、県職員の給与が23年度目標値が6,800万円余、実績値が4,500万円余となっておりますが、派遣しております県職員の給与は、補助金で公会社が払うということになっておりましたけれども、23年度は県の派遣職員は県で賄うということになったため、目標値を下回ったということでもございます。それから、24年度の目標値がまた6,900

万円ということでふえておりますが、これは24年度にプロパー職員1名が退職の予定でございます、その退職引当金がふえたということから6,900万円という値になっております。以上でございます。

十屋委員 23年度は公社が払うから6,800万円余で、4,500万円になったのは、その予定だったけれども、県が実質払うようになった分が差し引かれたので減額になったということですか。

那須みやざきの森林づくり推進室長 そういうことでございます。

十屋委員 ということは、財布が、出るところが別々になったために下がったということですね。県から直接その職員に払われて、公社を通さずに払わなくなったので、この分が差額が出たということですね。わかりました。

中野委員 今、聞いていたら、県職員の給与を県が直接払うようになったというところまでわかるんですけども、その県職員の給料分はこの財務諸表ではどうなっているわけ。ただ働きですか。それは県からの借り入れか何かふやさんと。

那須みやざきの森林づくり推進室長 22年度までは県からの補助金等で出ておりましたので、それで賄っておったということでございます。

中野委員 実質は、県としては本人に給料を年間何百万か払っていて、そして林業公社に行っていて働いて、給料は本人に県から出ている。労働は林業公社に提供している。それだったら県の貸付金か何かで上げるとか措置せんと、宙に浮いていることになる。

那須みやざきの森林づくり推進室長 給与は県から支払われておりますが、勤勉手当とか時間外は公社が支払うということでございます。

中野委員 本人の給料の数字は林業公社のど

こに上がってきているのかと聞いているわけ。財務諸表に出てるかどうかということを知っているわけ。

那須みやざきの森林づくり推進室長 財務諸表には上がってきておりません。

松村委員長 暫時休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時47分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

報告事項に関する報告を求めているところでございますが、説明の順序をここで変えさせていただきます。その他の報告事項についての説明を求めたいと思います。

それでは、平成24年6月の大雨等による山地災害等の調査結果についての説明を求めます。

佐藤自然環境課長 資料の15ページをお開きください。平成24年6月の大雨等による山地災害等の調査結果について御報告いたします。

まず、(1)の山地災害でございますが、この調査の内容についてですけれども、山地災害の発生状況の表にもありますように、ことし6月の大雨等によりまして県内で22カ所の山地災害が発生いたしまして、このうち山腹崩壊が21カ所で、治山施設災害が1カ所ございました。その内容は、梅雨前線豪雨や台風4号等4回の山地災害が発生いたしまして、特に6月23日から24日にかけての梅雨前線豪雨では全体の半数以上に当たる12カ所、合わせて22カ所の災害が発生しております。

なお、治山施設災害につきましては、平成15年及び17年の台風により被災を受けまして完成しておりましたけれども、今回、そののり面の上部の町道等が崩壊し、被災を受けたものでございます。

今回、施設災を除きました21カ所の山腹崩壊地につきまして、崩壊地の植生区分や、樹種別・年齢別被害状況及び植栽未済地の有無につきまして調査いたしましたので、御報告いたします。

の調査結果でございます。まず、アの山腹崩壊の市町村別内訳についてであります。今回の豪雨により発生した山腹崩壊の市町村別内訳を見ますと、西米良村と日南市が4カ所ずつとなっておりますが、西臼杵、東臼杵、児湯の県北地域が全体で14カ所と7割程度、面積についても1.3ヘクタールと8割以上を占めているところでございます。

次に、16ページをごらんください。イの崩壊地の植生区分であります。これにつきましては、表にありますように、人工林が2カ所、面積は0.77ヘクタールで全体の5割弱であります。天然林は4カ所で面積は0.38ヘクタール、竹林は3カ所で面積は0.32ヘクタール、その他人家裏の原野等が12カ所で面積では0.13ヘクタール、小規模な災害となっているところでございます。

次に、ウの樹種別・年齢別被害状況でございますけれども、まず、(ア)の人工林につきましては、1年齢 幼齢林が1カ所で5年齢が1カ所の2カ所となっておりますけれども、5年齢の箇所面積が最も大きく0.75ヘクタールとなっております。なお、この箇所につきましては、間伐が実施された林分でございます。次に、(イ)の天然林でございますけれども、崩壊は6年齢が1カ所で、残りの3カ所は9年齢以上となっております。

最後に、エの植栽未済地の有無でございますけれども、今回発生した崩壊地は、植栽未済地での崩壊はありませんでした。

以上の調査結果によりまして、人工林では被害面積がやや大きいといった傾向にあり、天然

林では高齢級林分の災害が多い傾向にあります。全体としては、今回の調査箇所が21件と少ないこと等から分析は難しく、山地災害箇所と植生区分、年齢等の関係については、大きい差は認められないと感じているところでございます。

自然環境課からは以上でございます。

水垂森林経営課長 続きまして、森林経営課から林道施設災害について御報告いたします。委員会資料の17ページをごらんください。

まず、の調査の内容についてです。前回の委員会で御報告いたしましたが、ことし6月から7月上旬にかけての大雨等により、県内で83カ所の林道施設災害が発生し、このうちのり面崩壊が46カ所ありました。こののり面崩壊46カ所について、崩壊前ののり面状況や樹種別・年齢別の被害状況等について調査いたしましたので、御報告いたします。表には災害の発生状況を豪雨や台風の区分ごとに示しておりますが、このうち太線で囲んでいるのり面崩壊に係る46カ所が調査対象でございます。

の調査結果でございます。まず、アののり面崩壊46カ所の市町村別内訳でございますが、区分にありますように、林道ののり面だけが崩壊した箇所と林道ののり面より上部から崩壊した箇所に2区分しております。市町村別の合計で見ても見ますと、最も多いのが延岡市で12カ所、次に美郷町が10カ所などとなっております。東臼杵地区の37カ所を初め、児湯から北の地域で、箇所数、面積とも県全体の9割以上を占めております。これは、県内の林道延長の8割以上がこの地域に集中していることに加え、今回、特に県北部の雨量が多かったことが主な原因ではないかと考えております。

次に、18ページのイの崩壊前ののり面状況で

ございます。被災したのり面の崩壊前の状況は、ごらんのとおり多岐にわたっておりますが、最も多いのが地山の17カ所でございます。これは、切り取りをほとんど行わずに林道を開設した現場での災害でございます。また、のり面保護工の種類別で見ますと、箇所数では植生基材吹きつけが7カ所と、一番多く被災しておりますが、面積ではモルタル吹きつけが3カ所で0.36ヘクタールと、1カ所当たりの面積が最も大きくなっております。

次に、ウの林道のり面上部からの崩壊地の植生区分についてでございます。表にありますように、箇所数では天然林が13カ所と、半分以上を占めております。1カ所当たりの面積では人工林のほうが大きくなっております。

次に、樹種別・齢級別被害状況についてでございます。まず、アの人工林につきましては、計8カ所のうち6齢級が4カ所、面積でも0.4ヘクタールと、全体の半数以上を占めております。また、間伐が実施されていることが確認できたのは、8カ所のうち2カ所だけでございます。

次に、イの天然林でございますが、崩壊は9齢級以上、すなわち41年生以上の高齢級が10カ所、面積で0.57ヘクタールと、全体の約8割を占めるなど、天然林では高齢級での被害が多くなっております。

最後に、植栽未済地の有無でございますが、今回調査した箇所においては、植栽未済地での崩壊はありませんでした。

今回の調査では、天然林では高齢級での災害が多いという結果となりましたが、本県の天然林は9齢級以上の面積が7割以上を占めていることから、ある程度資源の分布状況に応じた結果になっているものと考えております。全体と

しましては、今回の調査結果だけから、林道施設災害と崩壊前ののり面状況との関係について明確に説明するのは困難ではないかと感じておりますが、間伐実施箇所での被害は比較的少ないことから、手入れの行き届いた森林では被害の危険性が一定程度軽減できているのではないかと推察しているところでございます。

説明は以上でございます。

川野環境森林課長 それでは、第七次宮崎県森林・林業長期計画の取り組みについてであります。

当計画につきましては、平成23年3月に策定しまして、同年4月からスタートしたところでございますが、この1年間の取り組み状況をまとめましたので、その概要について御説明いたします。

資料は別冊の資料でございます。お手元の別冊資料「第七次宮崎県森林・林業長期計画 平成23年度取組の概要」になります。この概要につきましては、今後、県のホームページで公表することにしております。

それではまず、資料の1ページをごらんください。計画の施策体系をまとめたものでございます。基本目標を「低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生」としてありまして、施策の基本方向としまして、「人と環境を支える多様で豊かな森林づくり」「循環型の力強い林業・木材産業づくり」「森林・林業・木材産業を担う山村・人づくり」の3つを定めまして、それぞれ施策を展開しているところでございます。

次に、2ページをお開きください。まず、この資料の取りまとめ方法について御説明したいと思います。と示しているものが施策の基本方向でございまして、その下に施策の展開とそ

の取り組み内容を示しております。さらに、その具体的な施策として、平成23年度の主な取り組み状況と実績数値を示した取り組み成果、そして主な関連事業を記載しております。

飛びまして、資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。施策の展開ごとに主な指標と23年度の実績値を記載しております。このようなスタイルで取りまとめしております。

それでは、2ページにお戻りいただきたいと思っております。取り組みの概要について御説明いたします。なお、この中の具体的な施策につきましては、重点的な取り組みなど主なものについて御説明させていただきます。

の「人と環境を支える多様で豊かな森林づくり」についてでございます。施策の展開1では、「多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(1)資源循環の森林づくりから(3)災害に強い森林づくりでは、植栽、下刈り、間伐等に対する支援や、広葉樹等の植栽による災害に強い森林づくりに取り組みました。取り組み成果としましては、(1)から(3)をあわせた森林づくりとしまして、植栽1,710ヘクタール、下刈り8,950ヘクタール、除間伐9,792ヘクタールを実施したところであります。

次に、4ページをお開きください。施策の展開2では「適正な森林管理の推進」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(2)多様で豊かな森林づくりの推進では、現場条件に応じた広葉樹の植栽や、針広混交林への誘導、長伐期施業への移行を推進するとともに、花粉の少ない杉苗の生産と利用の促進を図っております。取り組み成果としましては、広葉樹の植栽80ヘクタール、針広混交林への誘導105

ヘクタール、少花粉杉苗34万本の植栽を実施しております。

(4)森林情報管理の拡充では、地籍調査が終了した土地を主体に、森林情報の森林GISへの入力や市町村の利用に向けてシステムの拡充を行いました。取り組み成果としましては、森林GISシステムが14市町村に整備されました。

次の5ページをごらんください。主な指標と実績では、23年度の実績値は、表にありますように、いずれも27年の目標値に向けておおむね順調に進んでいるところであります。

次に、6ページをお開きください。施策の展開3では「安全・安心な森林づくりの推進」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(1)林地の保全と保安林の適正な管理の推進では、森林所有者に対する保安林指定の促進や保安林の整備に取り組みました。取り組み成果としましては、保安林の指定率が26.4%となったほか、保安林の整備を58カ所、462ヘクタール実施したところであります。

(5)野生鳥獣被害防止対策の推進では、鹿の個体数調整のため、有害鳥獣捕獲班活動への支援や、捕獲のためのわな購入費の助成のほか、鹿の生息実態調査に取り組みました。取り組み成果としましては、鹿捕獲4,178頭や、鹿の推定生息数が4万4,900頭になったところです。

次の7ページの主な指標と実績では、保安林指定率など3つの指標の23年度の実績値は、いずれも目標値に向けて順調に進んでいるところでございます。

次に、8ページをお開きください。の「循環型の力強い林業・木材産業づくり」についてであります。施策の展開1では、「環境や社会経済に配慮した効率的な森林経営の推進」に取り

組むこととしております。具体的な施策としまして、(1)資源の循環利用システムの確立では、低コストで丈夫な林道等の整備やコンテナ苗の植栽の推進などに取り組みました。取り組み成果としましては、9キロメートルの林道開設やコンテナ苗単価の設定などを行ったところであります。

(2)林地や施業の集約化等による効率的な森林経営の推進では、森林経営計画の作成に不可欠な森林情報の精度向上を図るとともに、森林経営計画策定システムを開発し、市町村や森林組合等へ提供しております。取り組み成果としましては、78カ所に森林経営計画策定システムを提供したところでございます。

(4)森林資源の新たな経済的価値の積極的活用では、門川県有林においてJVERの取得や、施設園芸ハウスにおいてJVERを取得するためのプロジェクトの登録などに取り組みました。取り組み成果としまして、オフセットクレジット認証森林累計面積が654ヘクタールとなったほか、木質ペレット暖房機8台について化石燃料の代替に取り組んだところでございます。

次の9ページの主な指標と実績では、オフセットクレジット認証森林面積の平成27年度目標値1,000ヘクタールに対し、23年度実績値が654ヘクタールとなっており、順調に進んでいるところでございます。

次に、10ページをお開きください。施策の展開2では「合理的な原木供給体制の整備」に取り組むこととしております。具体的な施策としましては、(1)素材生産の効率化・低コスト化の推進では、基幹作業道の整備や高性能林業機械の導入を促進しました。取り組み成果としましては、95キロメートルの作業道を開設すると

ともに、延岡市などに高性能林業機械を計8台導入しております。

(2)生産量の調整機能を持った原木供給システム確立では、原木の安定供給を推進するため、県森連原木市場と集成材工場等との協定締結の促進に取り組みました。取り組み成果としまして、県森連と集成材工場等29者との原木の安定供給に関する協定を締結しております。

11ページの主な指標と実績では、素材生産量のみ実績値がまとまっておりますが、平成27年の目標値に近い実績値を上げており、順調に進んでいるところでございます。

次に、12ページをお開きください。施策の展開3では、「競争力のある木材産業の構築」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(1)品質の確かな製品の加工・供給体制の整備・充実では、品質管理等の個別指導を製材工場に対して行うとともに、中小製材工場を対象に乾燥機の導入などの支援を行いました。取り組み成果としましては、品質管理等の個別指導を40の工場に行うとともに、木材乾燥機の導入3基に対し助成を行いました。

13ページの主な指標と実績では、製材品出荷量のみ実績がまとまっております。平成27年の目標値に向けて順調に実績を上げているところでございます。

次に、14ページをお開きください。施策の展開4では、「県産材の需要拡大の推進」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(2)県産材の需要・販路等の開拓では、林業関係団体から成る「チームみやざきスギ」の推進本部を発足させ、新規需要者の開拓に取り組みました。また、公共建築物等の木造・木質化への支援や、韓国への輸出活動等の支援にも取り組んだところでございます。取り組み成果としまし

では、新規需要者として京都市ビルダーを開拓したほか、24施設への木造・木質化の支援や、3団体への輸出促進活動支援を行ったところであります。

(3) 大径材を活用した家づくりなど住宅産業等の連携の促進では、木材業界と住宅産業の連携した大径材活用の家づくりへの支援を行ったところであります。取り組み成果としましては、県内外の18グループが大径材を活用した家づくりの構造・完成見学会を実施し、県産材のPRを行ったところであります。

(4) 木質バイオマスの利用拡大では、温泉施設等における木質ボイラーの整備への支援や、燃料用の間伐材、林地残材の買い取りについて支援を行ったところであります。取り組み成果としましては、木質ボイラー2基の整備支援や、6社への燃料用間伐材の買い取り支援を行ったところであります。

次の15ページの主な指標と実績では、公共建築物における木造率の実績値が25.7%と、平成27年度目標値を上回る順調な成果を上げました。一方、木材輸出額の実績値につきましては、基準年と比較しますと円高等の影響により減少しているところでございます。

次に、16ページをお開きください。施策の展開5では、「特用林産の振興」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(1) シイタケの生産振興と販路の拡大では、シイタケ生産の新規参入者や団体に対し、生産体制整備の支援を行うとともに、乾シイタケの品質表示の適正化のための調査指導や、獣害等侵入防止ネットの設置も行ったところでございます。取り組み成果としましては、シイタケ生産新規参入者6市町村の19名と14市町村の団体に対し、生産体制整備への支援を行ったほか、獣害等被

害防止施設への支援を9市町村で実施したところでございます。

17ページの主な指標と実績では、生シイタケの生産量は、生産システムが工業化されており、基準年より伸びてはおりますが、乾シイタケや木炭の生産量につきましては、気候条件や原木の不足、担い手の問題などにより減少している状況にあります。

18ページをお開きください。施策の展開6では、「未来を拓く新たな技術開発・普及指導」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(1) 林業・木材加工試験研究と技術移転の推進では、林業技術センターにおいてコンテナ苗育成技術や原木シイタケ栽培の害菌防止技術等の技術移転を行いました。また、木材利用技術センターでは、大径材の製材に係る乾燥方法や強度性能の試験を実施したほか、公共建築物の木造化・木質化に向けた杉利用に関する研究などを行ったところであります。取り組み成果としましては、研究成果の移転累計件数として林業技術センターが61件、木材利用技術センターが46件の実績を上げております。

次の19ページの主な指標と実績では、取り組み成果でも述べましたが、林業技術センター及び木材利用技術センターの研究成果の移転累計件数について、順調に成果を上げているところでございます。

次に、20ページをお開きください。の「森林・林業・木材産業を担う山村・人づくり」についてであります。施策の展開1では、「山村地域の活性化」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(1) 山村集落の定住環境の整備では、集水槽などの設置について市町村へ支援を行うとともに、県、市町村による林道の開設・改良を実施しました。取り組み成

果としましては、3町4地区の水源整備に対する助成のほか、県と市町村合わせて49路線の林道を整備したところです。

次に、22ページをお開きください。施策の展開2では、「林業・木材産業を支える担い手の確保・育成」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(2)森林経営能力のすぐれた林業事業体の育成では、中核認定林業事業体の認定を進めるとともに、林業就業者リーダー養成研修により林業作業士の養成を行いました。取り組み成果としましては、中核認定事業体に5つの事業体を認定するとともに、27名の林業作業士を養成したところです。

(4)新たな担い手の確保・育成では、林業就業を目指す高校生への育英資金の貸与や、就職説明会を開催するとともに、「緑の雇用」制度等による新規就業者の確保・定着への支援を行いました。取り組み成果としまして、高校生30名への育英資金貸与を行ったほか、就職説明会の参加者が84名あり、「緑の雇用」等による新規就業者を185名確保したところであります。

次の23ページの主な指標と実績では、林業就業者につきましては、国勢調査の結果が未公表のため実績値が入っておりません。プランナーの育成は低調な伸びにとどまっておりますが、他の指標につきましては、おおむね順調に進んでいるところであります。

次に、24ページをお開きください。施策の展開3では、「森林づくり応援団の育成」に取り組むこととしております。具体的な施策としまして、(2)県民や企業の参加による森林づくりの推進では、CO₂吸収量の認証などにより企業による森林づくりを推進するとともに、ボランティア団体等の育成や、県民公募型の活動への支援を行いました。取り組み成果としましては、企

業の森林づくり活動に6社が取り組み、公募型森林づくり活動に取り組む31団体に支援を行いました。

25ページの主な指標と実績では、森林ボランティア延べ参加者数が新燃岳の噴火の影響等により減少したところですが、ほかの2つの指標につきましては、順調に進んでいるところでございます。

以上、第七次森林・林業長期計画の平成23年度の取り組みの概要について説明してまいりましたが、項目によっては一部取り組みの成果が上がっていない部分も見られますので、平成27年の目標値達成に向けて、今後さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

那須みやざきの森林づくり推進室長 常任委員会資料の19ページをお開きください。4の木材価格の下落による林業公社及び県営林経営への影響についてであります。

前回、7月の閉会中常任委員会において木材価格下落による林業公社経営への影響を御説明いたしました。今回改めて、8月までの木材価格をもとにした林業公社経営への影響と、新たに県営林経営への影響についても試算いたしましたので、御報告いたします。

まず、(1)の林業公社経営への影響であります。アにありますように、平成24年8月までの県森林組合連合会原木市場の平均価格から、下記の2通りの推計値を用いて24年度の収支を試算しております。この2つの方法の組み立ては前回と同じであります。の4月から8月までというところが、前は6月まででありましたので、この点が異なっております。は最安値時、ここでは6月であります。これを因子にした比較・推計でありますので、前回と同じ

内容であります。

改定計画の原木市場の価格が立方メートル当たり8,900円の場合では、収支差額は4,443万6,000円で、年度末資金残高は1億9,500万円余であります。は、本年4月から8月までの原木市場の平均価格と平成21年度の平均価格とを比較・推計して得られた原木市場価格、立方メートル当たり8,400円を用いた場合であります。この場合、収支差額は1,942万3,000円、年度末残高は1億7,000万円余となります。は、6月の最安値時の比較で、原木市場価格、立方メートル当たり8,000円、収支差額はマイナス170万1,000円となります。いずれの場合も、すぐに資金が不足する事態とはなりません。原木市場の価格低下による公社収支への影響はあると思われま。

次に、イの林業公社経営における今後の対応についてであります。公社では、例年、木材需要が盛んとなる秋以降に公売による立木の売り払いを予定しておりますが、今回の木材価格の下落を受け、対策の一環として、秋の公売時期を例年よりもおくらせて実施することとしております。今後とも、木材価格の動向等の情報把握により一層努め、少しでも高値での売り払いにつながるよう対応し、計画どおりの収入確保を目指すこととしております。

次に、20ページをごらんください。(2)の県営林経営への影響であります。アにありますように、県営林は、県有林と県行造林から成り、そのうち県有林は長伐期施業へ移行しており、現在の主な収入源は間伐収入であります。また、県行造林は、分収林事業により年間約100ヘクタールの主伐を行い、収入を得ております。このため、県営林の平成24年度収支について、林業公社と同様に、原木市場価格、立方8,400円

と8,000円の場合で試算しますと、次の表のとおりとなります。まず、県有林については、表のの4月から8月の価格からの推計価格、立方8,400円による試算では、収支差額はマイナス780万9,000円、の6月の価格からの推計価格、立方8,000円による試算では、収支差額はマイナス1,171万9,000円となります。県行造林につきましては、では収支差額はマイナス304万円、では収支差額はマイナス791万3,000円となります。

次に、イの県営林経営における今後の対応がありますが、県営林におきましても、林業公社と同様に、木材価格の下落に対応するため、売り払い時期を例年よりおくらせて実施することとしております。また、県営林は、現在、財産収入では長期借入金の償還を賄えないため、一般会計から繰り入れを受けておりますが、仮に木材価格の下落に伴い収入不足が見込まれる場合は、収益を伴わない切り捨て間伐等の事業量の調整を行い、支出を減らすことにより対応することとしております。

説明は以上であります。

佐藤自然環境課長 続きまして、資料の21ページをお願いいたします。野生鳥獣による農林作物等の被害額についてでございます。

これにつきましては、後ほど開かれる農政水産部の審議におきましても、同じ資料により説明が行われることになっておりますので、こちらのほうからは、特用林産物と人工林の林業関係の被害額等を御説明させていただきます。

まず、(1)の平成23年度被害の状況をごらんください。の部門別被害の状況では、表にありますように、平成23年度被害額は全体で4億3,590万9,000円で、前年度の2億7,225万9,000円に比べまして1億6,365万円、率にして約60%

増加しております。このうち林業関係におきましては、シイタケ、タケノコなどの特用林産物が2,486万5,000円で、前年度に比べ46%増加、杉やヒノキなどの人工林が5,730万円で、前年度に比べ76%増加しました。

次に、の作物別被害の状況ですけれども、この表では、特用林産物はその他のところに含まれております。

の鳥獣別被害の状況では、平成23年度はイノシシが全体の39%、鹿が36%を占め、いずれも前年度に比べ64%増加しております。

なお、特用林産物ではイノシシ、人工林におきましては鹿による被害が最も多い状況でございました。

次に、(2)の被害額増加の要因についてでございます。被害額の把握につきましては、市町村を通じて調査をしておりますけれども、平成22年度以前の被害額の調査におきましては、市町村が被害に遭われた林家等から有害鳥獣の申請を受けますけれども、そのときの被害額を計上している場合が多ございまして、申請されない場合等の実態が十分反映されておりました。また、被害額の算定に用いられる単価につきましては、林家等の申告に任されているなど、統一的な調査基準に基づく算定が行われておりませんでした。このため、23年度被害調査におきましては、人工林の被害額算定に当たり森林国営保険で用いる基準額を用いるよう各市町村へ指導したことなどにより、被害額が増加したものと考えております。

次に、(3)の今年度の主な取り組みについてです。施策の推進に当たり、被害の実態を十分に把握する必要があることから、より効果的に被害状況が把握できるよう調査方法の見直しを進めておるところでございます。特用林産物に

つきましては、にありますように、農政水産部が、農作物被害とあわせまして、個別農家等へのアンケート調査や鳥獣被害対策調査員による現地調査などを全県的に実施することとしております。また、人工林被害につきましては、

にありますように、6年生以下の幼齢林につきまして、下刈りの造林補助金交付申請様式に被害状況を記載してもらうとともに、それ以外の人工林につきましては、市町村や森林組合による森林所有者への聞き取り調査を行うこととしております。今後とも、関係部局及び市町村等と十分に連携し、被害実態の把握と効果的な被害対策に努めてまいりたいと考えております。

自然環境課からは以上でございます。

武田みやざきスギ活用推進室長 資料の23ページをお開きください。今後の製材品等の需要見込み等についてでございますけれども、関連するデータを整理いたしましたので、御説明いたしたいと思っております。

まず、(1)の国産材利用量の目標と総需要量の見通しであります。表のほうは、国の森林・林業基本計画における国産材利用量と総需要量を用途別に示したものです。国においては、平成32年の国産材自給率目標を50%とし、需要量全体は、公共建築物等の木造化・木質化や木材が使われてこなかった分野への利用促進により7,800万立方メートルと、増加を見込んでいるところです。このうち国産材の製材用材につきましては、平成32年の目標を1,900万立方メートルとしており、平成21年の1,100万立方メートルに対して800万立方メートルの増加となっております。

次に、(2)の新築住宅着工戸数の推計であります。表のほうは、将来の人口推計や年齢階級別の世帯数等の予測をもとに、全国の新設住宅

着工数を推計したものであります。これによりますと、新設住宅着工戸数の年平均は、2006年から2010年、5年間ですけれども、平均100万台から、2016年から2020年には80万戸に減少するという予測を立てております。

次に、(3-1)と(3-2)について御説明いたします。全国と本県の人口・世帯数の推移と将来推計のグラフであります。棒グラフが人口で、折れ線グラフが世帯数をあらわしております。人口・世帯数の動向は、新設住宅着工戸数を左右する要因であります。平成42年を22年と比べますと、人口については全国で91%、本県が87%、世帯数について見ると全国で94%、本県が88%であり、両方とも減少傾向ということになっております。また、本県のほうは、全国に比べると減少率は上回っているところでございます。

次に、24ページの(4-1)、(4-2)について御説明いたします。これについては、全国と本県の年齢別人口構成の推移と将来推計についてでございます。年齢人口を3区分しております。その区分のうち、新設住宅着工戸数に影響を与えるのは、15歳から64歳の生産年齢人口と考えられます。生産年齢人口について見ますと、グラフにありますように、平成42年、全国が58.1%で、本県が51.9%となっており、傾向的には減少しているというふうになっております。これも人口動態と同様に、全国を上回る減少率というふうに本県はなっております。

次に、資料の25ページでございます。(5-1)、(5-2)に、全国と本県の木造住宅の建設戸数の推移についてグラフで示しております。棒グラフについては、木造住宅と非木造住宅に分け、さらに木造住宅について一戸建てとその他に区分しております。折れ線グラフは木造率をあらわしております。全国と本県、両方ともですけれども、住宅全体の建設戸数は平成2年以降減少傾向にあります。木造住宅は、一定の戸数が安定的に建設され、減少幅が小さく、必然的に木造率が高くなってきているというのが近年の傾向でございます。建て方別に木造住宅を見ていきますと、一戸建てが住宅の大半を占めている状況でございます。

次に、(6)製材品の価格の推移についてでございますけれども、グラフについては、構造用材として競合関係にある杉乾燥材とホワイトウツの集成材の価格の推移を示しております。杉の乾燥材については、グラフを見ておわかりになるとおり、安定して価格が推移しているところでございます。また、ホワイトウツ集成材の価格は、為替の影響などで非常に変動幅が大きいということでございます。最近、ホワイトウツは以前高かったんですけれども、下落傾向でございまして、平成23年下半期から続いているところでございます。グラフの右端に示しているとおり、本年7月には1立方メートル当たり4万4,100円となっており、杉との価格差が縮まっているという現状がございまして、説明は以上になります。

松村委員長 その他の報告事項に関する説明をいただきました。今の報告事項に関して質疑はございませんか。

中野委員 19ページ、20ページ、わざわざこういう資料をつくってもらったけれども、私が知りたかったのは 要は林業公社の計画、立米8,000円ぐらいで改定計画をつくっていただけね。それで6,000円とか7,000円台に下がって、最終的には年間トータルでどうなるのかなと。そうすると例えば、安いときは伐木を少なくするとか、そういうことが出てくる。伐木をしないと全然収入がなくなるわけ。そういうときに

キャッシュフローとしてはどうなるのかなという、心配じゃないけれども、また県からの繰り入れ、貸し付けが必要になるのかなと思ったりしていたもので、わざわざ、6月とか、4月からの推計が出ているけれども、推計は私は何も要望していなくて、実際、毎月毎月、年間100立米なら100立米売る予定を年間押しなべて切るのか、毎月同じように切っておれば、今言ったように月別で収入がないし、今、前半は安いから全然切らずに後半に持っていこうとなると、前半のキャッシュフローがどうなるのかなと思っただから、次からもう推計はいいですよ。推計したってしょうがない。現実には売った金額が幾らあったのかということで検討しないと意味がないと思う。そういうことでいいですから。

那須みやざきの森林づくり推進室長 ありがとうございます。前回の委員会で試算をさせていただきまして、最低価格が6,900円のままでは最終月にキャッシュフローがマイナスになりそうだというようなことを私たち確認できましたものですから、そういう事態にならないように、生産の調整とか箇所の把握、それから情報把握にも努めていきたいというふうに考えております。

伐採の回数につきましても、一度に全部販売するというのではなくて、状況を見ながら複数回に分けて販売するという、それから伐木につきましても、消費者の意向もごさいますけれども、そういうことで調整をしながら、検討してまいりたいと思っております。

徳重委員 先般、秋田県に行ってまいりました。向こうで聞いた話で申しわけないんですが、製材工場から出荷する出荷量の全国のベスト15のうちに宮崎県が5社入っているんです。これにびっくりしたんですが、もちろん素材生産は

日本一、そしてその製品を販売している主な製材工場というのが、都城が4社、そして耳川の組合、5社入っていたと思っっているんですが、これだけの量を出荷されている、製品もつくられているということになると、ある程度宮崎県で素材価格というような、価格の調整ができるんじゃないかと気がしてならないんですけど、どういう解釈をすればいいですか。どう理解したらいいですか。

楠原環境森林部次長 宮崎は、国産材の出荷額は、今、委員おっしゃいましたように、杉を中心として70万立方を出荷しております。そういう意味では全国有数の国産材の出荷、ただ、日本全国での需要といいますのは今、7,000を切るような状況でありますけれども、委員御存じのように、約60数%が外材、そういう意味では日本の木材というのは、まさに世界との中で価格が決まっているのが現状です。本当をいいますと、そんなふうには主導権を握ってプライスリーダーをとっていきたい、そういう意味でもいい品質のものをつくっていくというのは大事なことですけれども、現状としましては、ヨーロッパから来ていますホワイトウッドなど、そういったものが円高とか為替の影響によって流入しております。日本全体の中で木材の価格のプライスリーダーというのはなかなか現状では厳しい、そういう意味ではいい品質のものをつくっていくというのが大事だと思っております。

徳重委員 秋田杉ということで、秋田はすごい品質のものが多いいのかなと思っいたら、あとに図らんや、節目の多い木材が多いいんですね。優秀なものは余り見なかったんですけども、立派なものというのは見なかったんです。まだ宮崎のほうがずっといいと感じたし、さらに乾燥材も宮崎のほうがずっと進んでいる。どこか

らどう考えても宮崎が主導権を握って木材価格あるいは相場を引っ張っていく、決められる位置にあるんじゃないかというような気がしたものですから。外国との問題、為替の問題、いろいろあるでしょうが、何か宮崎の取り組みというか、あるいは宮崎の製品の出荷にしても、木材の出荷にしても、1社ごとにおいてはたくさん量を出荷している、あるいは販売している実績があるわけだけど、これをさらに共同して出荷体制をつくっていく、製品もあるいは丸太も陸送じゃなくて船を使って持っていく、そういった形をとっていくとまだまだ価格の維持ができるんじゃないか、そう思ったところです。その辺の宮崎県の製材所、製材関係、製品をつくる関係も、あるいは丸太の関係もそうですが、その出荷体制に宮崎県は問題があるんじゃないかなという気がしたんですけれども、それは考えられませんか。

楠原環境森林部次長 宮崎は、70万立方、先ほど言いましたけれども、いわゆる7割ぐらいを県外に出荷しています。そういう意味では、県外に向けては共同出荷という形は非常に大事なことだと思っています。業界の皆さんが一緒になって、特に相手先、大口需要先、そういったところへの共同出荷をなるだけできればというようなことで、いろんな話し合いはやってもらっておるところです。ただ、現実的には、先ほどおっしゃいました5社にしましても、やはりそれぞれに得意の、いろんな売り先を持っておりますので、木材といいましても、いろんな種類、規格等がありますので、一気に全てをまとめてというところはまだなかなか難しいものがあります。

徳重委員 問題は、林家の皆さん方の手取りをふやしてやるということになったときに、企

業サイドだけの物の考え方じゃなくて、その辺を県は指導していかれるという、皆さんは個々の業界の皆さん方がもうかるということも大事なことでしょうけれども、やはりどうして林家に返していくかということについてももう少し突っ込んだ指導をしてほしいなと思っておりますので、ぜひひとつ前向きに考えていただきたい、このように思っています。

福田委員 23ページですが、需要見込み等について、一等上に国の見通しが出ているんですが、製材用材についてはなだらかな需要増であります。パルプ・チップ用材が急激に伸びるような数字が出ています。これはどういう利用法ですか。パルプ用のチップとして、あるいはほかの利用法、それが見込まれているんですか。どうですか、これは。

武田みやざきスギ活用推進室長 パルプ・チップについては燃料用をカウントしておりまして、たしか600万立方ほどパルプ・チップで見込んでいるということになります。目標のほうは1,500万というふうになっていますけれども、600万引くと27年の目標900万と同じになりますけれども、それでも実際の500万立方からはちょっとふえていく。これについては針葉樹チップ・パルプの産地で効率的に集めたりしながら外材を代替していくような形をとるということで計画を立てていると聞いております。

福田委員 数日前、王子製紙が、製紙会社ですね、発電事業に進出をしたと。それもとてつもない大きな木材燃焼専用の発電工場、今、徳重委員から秋田の例も出ましたが、その前の年は北海道も視察をしましたね。製材をするときに3分の1ぐらいは、不要とは申しませんが、建材製品にならない部分が出てくるという説明を聞いておりますが、この有効利用が大事だと

思うんです。本県は企業局で水力発電が中心ですが、水力発電を企業局がやっていますね。今度は林務がありますね。こういう全庁的な中で、宮崎県がそういう木質発電等についてやっぱり木材県として取り組むべきではないかなと。宮崎県は、どちらかといいますと今、電力の消費県ですから、一部水力が調整電力として使われていますが、どちらかといいますと消費県ですね、いろんなデータを見ますと。ですから、ぜひそういうプランニングをする時期に来ていると私は思います。民間はどんどんどんどん行っていますから、宮崎県の林業を救済するためには、これ以外ないと思います。今まで価値のないようなものを有価物に変換するんですから。これはまた時を得ていますね。原発事故でどうしてもシフトせざるを得ないんですから、この木質発電、バイオ発電は、今の太陽熱発電や、あるいは今から開発されます風力からしますと、短期間で完成して非常に即戦力のある電源だと言われているですね。だから、木質資源を持っている宮崎県がぜひその辺の取り組みをしてほしいなと。この数値もその辺が出ているんじゃないかなと思ってお聞きしたんですが、その辺の取り組みはお考えになりませんか。今までは、製材工場の自己完結型の小さな利用でございましたが、全県的に売電を目標とした

新王子あたりのものは100億近い売電でしたね。うちの企業局が水力で50億ですか、あれの倍ですね。その辺はどのようにお考えでしょうか。

武田みやざきスギ活用推進室長 7月から電力の固定買い取りが始まりまして、非常に再生可能エネルギーのチャンスというのが広がってきているというふうに思っております。宮崎県のほうも現在、複数の企業が構想を持っている

ということ聞いておりますけれども、煮詰まったというような形での事業計画はまだ上がってきていないところなので、その動きを見ながら、支援できるところは支援していくというようなことを今、考えているところです。

福田委員 民間は民間でそれは当然、利のあるところには進出してくると思いますが、公のセクターでこれだけ林業問題に取り組んでいますから、公のセクターでも発電事業を実際やっているんですから、これから小水力も研究しようということが本会議でも出ましたね。木についてはまだそこまで行っていないと思うんです。ぜひ、公のセクターでそういうものをひとつ真剣に調査してほしいですね。そこに可能性があれば、大手のいろんな企業を引っ張り込むことも可能ですから、大事だと思いますよ。太陽光だって、ほかの県ではどんどんどんどん動きが公のセクターから出ていますね。そこに民間企業が参入していくと。やはり発信ですよ、発信。宮崎県はそれだけの林業資源があるんですから、これを製材製品として使うと同時に、付加価値をつける。製材の余剰の産物をバイオ発電に転換する。それぐらいの発想を全庁的に考えていただきたいですね。環境森林部長、いかがですか。

堀野環境森林部長 委員御指摘のとおり、本県は林業県ですので、木質バイオマスの推進というのは、今見直しを進めている新エネルギービジョンの中でも3つの柱の1つとして推進することにしています。また、今回の木材価格下落も、杉のB材、C材、こういったものが大量に出たことによって下げたという要因もあります。林地残材なりB・C材等をそういった燃料化することによって底上げも期待できますので、特に推進したいというふうに考えております。

その中で、先ほど室長が申し上げましたけれども、民間ベースで幾つかお話があります。これは供給量の問題が、材料の確保の問題があって、幾つかふくそうした場合にその燃料が確保できるかというのは、今そういったところも含めて研究しているところでございます。そういった意味で、当分は民間の動きを見ていきたいと思っています。

福田委員 もう他県でそれだけの動きがあるんですから、私は、調査は全庁的にやるべきだと思います。民間の動きを見ていては遅いですよ、遅い。やっぱりこれだけ原発問題で大騒ぎしているさなかですからぜひ……。例えばハウス燃料だって、あれだけ需要量が化石燃料としてあるのに行かないでしょう。なぜ、行かんか。ペレットペレットばかり言っていたですね。高い燃料は、たかないんです。木質系の燃料であっても、安い燃料で供給できなければ無理ですね、無理。ペレット等については、やはり家庭用の暖房とか、そういうものに使うべきであって、業務用の大型のエネルギーを必要とする熱交換は、やはりコストの余りかからない木質燃料を供給すると。それができれば、まず宮崎県では一番の需要家は、バイオ発電がなくても、ハウス施設でかなりの需要が、物すごい需要がありますよ。それをやれるかどうか。もう長野県あたりはそれを今どんどん実験しているじゃないですか。長野県は宮崎県よりもまだ林業県としてはそんなに大きくないですよ。実際、やっている。私は感心だなと思って、工業の技術水準が高いですね。中小企業と県と農業者が力を合わせて、低価格の木質系燃料を開発をして、やる。やりようはいっぱいあると思います。ぜひ、取り組みをお願いしておきたいと思います。以上です。

十屋委員 基本的なところをお尋ねしたいんですけれども、私たちが先日、九州森林管理局に行って局長と話をしたときに、ちょっと驚いたのは、外国との価格競争をしなければいけないということが1点と、そして今、素材生産から流通から製品までいった中でのコストカットをいかにするか、そのコストカットした部分を山元に返さなければいけないということを明確におっしゃったんです。そうしたときに、今、計画も出されていますけれども、それぞれの、川上から川下までとよくあるんですけれども、そういうところでいろんなことをやるんですけれども、なかなかコストカットが山元に返らないというところがあるんです。国のほうとしては、外国の値段と太刀打ちを、競争するという前提に話をされたんです。だから、価格を上げることも、もちろん、みんな一生懸命頑張らなきゃいけないんですが、その考え方が、地方と国との考え方がちょっと違うんじゃないかなと思っているんです。国はそういうふう考えているんな計画を出してくる。その反面、地方ではそれを受け切れない。コストカットしようにも、林道の路網の整備、宮崎は日本一ですけれども、それによってもなかなかコストカットができない、そのあたりはどのようにお考えですか。国との考え方の違い。

楠原環境森林部次長 基本的には、森林・林業再生プランで示されましたけれども、国産材を50%に引き上げていく。この方針は、日本という国が今、6割以上外材という中で、そして資源が全国的にも充実してきている中では、これはやっぱり全国一緒になって進めていくべきものだと思います。ただ、ちょうど今、ぐんぐん宮崎を筆頭に資源が充実している。それに合わせて需要が思ったほど 今回の景気状況も

踏まえ、B・C材価格も非常に下がっているという問題も、いろんな製紙業界の不況だとか、そういうものもあります。長期的な中では、過渡期だと思いますし、そういう意味では、先ほど室長からも説明がありましたけれども、やはり国産材をきちっとふやしていくという中での施策としては、私は一緒にやっていくべきだというふうに思っています。ただ、県内でも大型工場、大型化もどんどん進めてきましたけれども、県内には中小の製材工場もいろんな役割を担ってやられていますので、やはりこれだけの量を吐き、加工していくには、中小も含めた形でやっていき、そこには、国がおっしゃるのは、例えばヨーロッパ並みの、100万立方規模の工場とかいうのも現実にはヨーロッパにはあるわけですが、そういった分はそう簡単には進まないんですが、宮崎ならではの体制をきちっとつくっていきながら、全体を底上げしていくということが私は大事だと思っています。

十屋委員 そのとおりなんですけれども、結局どこでコストカットするかというのが非常に難しいと思うんです。今言われたヨーロッパとかで100万立方を一工場で作るような、そういう大規模なのは日本ではあり得ないわけで、そうしたときに、先ほどあったような中小の零細企業はすき間のところを柔軟に対応してやっているというのも実際あるわけで、その積み重ねが、宮崎としては立派な林業が成り立っているわけですね。だけど、国としては、やっぱりその方向性が全然、向いている目が、方向が違おうと思うんです。いわゆるコストカットをどうするかということを考えたときに、効率化とか、規模拡大とか、それにそぐわないのが現実じゃないですか。だからそのあたりが こうも言ったんですよ、いつまでも補助金は続かないと。

それもそのとおりだと思うんです。そのあたりで国の政策と宮崎の林業に対する政策の食い違いがあるのかなと、正直なところ若干感じたんです。目的は一緒なんでしょうけども、方法論がちょっと違うのかなと。こうやって立派な計画を出して、ずっと順調に進めていますけれども、ではその中でどこでコストカットして、それを山元に返すという手法が非常に難しいなと思って、自分自身でも悩んでいるんですけれども、それを今から、次長がおっしゃったようにいるんなところでやっていかなきゃいけない。そうしたときには、素材の値段という先ほどから議論になっているところに行き着かざるを得ない。まず、そこを上げないとどうしようもない。それはもうこの計画どおりずっといけばいいと思うんですけれども、なかなか非常に難しいなと思いつつ、見ておりました。これは自分の個人的な意見ですけども。

丸山委員 25ページの最後のほうですが、ホワイトウッドとの価格差がほとんどなくなってきているとなると、なぜ使ってくれないんだろうというイメージがあります。目標は国産自給率を50%にしようというだけけれども、ほとんど値段の格差がなければ平成19年当時はホワイトウッドのほうが高かったから逆に有利性があったんじゃないかなと思うのに、それですら、30、20とかいう自給率で、今後もさらに厳しくなっていくんじゃないかなと思っているんです。具体的にどういう施策を国はやっていこうとただかけ声だけ、50%、50%と言っている気がするんですけども、宮崎県は林業県ということで、具体的に何かこういうことをやりましょうという提言はされているんでしょうか。

武田みやざきスギ活用推進室長 確かに価格

という面では迫ってきております。19年当時、差があるんですけれども、流通させるために重要なことというのは、価格もそうですけれども、量のまとめ、定時・定量と言われる時間的なものというものが国産材が外材に比べてちょっと弱かったというので、この価格差において国産材自給率が一気に伸びなかった。徐々に伸びてきておりますので、そういう面が徐々に解消されてきているのではないかというふうには思っております。

宮崎県のほうなんですけれども、今御説明のあった長期計画も立て、進めているところではございますけれども、私のところでやっている事業で恐縮なんですけれども、「チームみやざきスギ」とか、そういう事業を通じて、県外7割、宮崎県のほうが出荷しておりますけれども、その強化が一つ大事だなというふうに思っております。当然、3割、県内でございますので、県内対策もそれはそれで一生懸命進めていきたいと思っています。特徴的ということでは、官と民が一体となって県外に打って出ているというのが非常に特徴的ではないかというふうに考えています。

丸山委員 なかなか具体的な構想が出ないんですが、宮崎県外が7割ということで、九州内がほとんどというふうに聞いているものですか、運送料だけなのか。これだけ値段が下がってくれば、木材で1戸建てるうちのコストからすると、そんな大きな差はなくなってきているんじゃないかなと思っていますので、何らかの具体的な手を打っていかないと非常に厳しいのかなというのを感じております。

それと、2ページのほうで見たときに、先ほど部長もくしくも言われましたけれども、なぜここだけ値段が下がったといいますか、B品、

C品の割合が何か多くなってきているというふうに見受けられるものですから、これはひょっとしたら、間伐をしていない山があったおかげで出してしまって、B品、C品がふえてきたというふうになってきつつあると見てもいいのかな。たまたま、このときが多く、昔は半分以上がA材だったのが逆転現象していて、今後、出荷がふえていくときに同じような形が続いていけば、恐らく木材価格というのは上がらないんじゃないかなと想定しているんです。宮崎県として、長期計画で将来的には190万立方出したいと言うけれども、何%ぐらいA材で出すべきかというような基本の線がしっかりあるのでしょうか。

河野山村・木材振興課長 今現在のA・B・Cの割合を見ますと、6割弱がAということになっております。率的にはそういうことなんですけれども、今回、B・C材がふえたという要因は、県内の状況を分析しますと、1つにはパルプ・チップの消費が、引き取りが少なくなってきたと。本来、パルプ会社のほうにチップ用として回っていたのが引き取りが少なくなったという話と、県内にはございませんけれども、熊本のほうにある合板工場に相当量出しておりましたけれども、合板工場が全国的に、住宅が建っていませんので、減産に入ったと。ひところは3割減というようなこともありましたので、そういったことで、合板工場、チップ材に引き取られなかったというようなこともありまして、B・C材の割合が市場でふえたということだと思っています。

丸山委員 いずれにしても、山元が残るためにはA材をどうやって出していくか。間伐したときには木質バイオマス等に使える部分は使ってもいいと思うんですが、A材の比率を多くしていかないと山元は絶対もうからないとい

う認識だと私は思っているものですから、その辺を指導とか 安全・安心な山をつくるのが林家のほうももうかるんだよというシステムがなかなか最近わかりづらく、あきらめ状態に実際もうなっていますので、やはり A材を多く出せばまだ山は大丈夫だよというようなことが言えるという自信がありますか。

楠原環境森林部次長 今、B・C材がふえた理由は、課長のほうから申し上げたとおりですけれども、あわせまして、わずかここ3年で20万立方ぐらい宮崎は素材生産がふえています。それだけ宮崎は素材生産能力あるいは資源あわせて、担い手も含めて力をつけている。もちろん、A材というのは柱材が中心ですけれども、今現在、特に柱材は1万2,000~3,000円で取引されているわけでありまして。ただ、言いましたように、B・C材を含めた形ではけ口が出ていかないと全体の価格が上がらないし、山元にも返らないということですので、先ほど徳重委員からもありましたけれども、柱材を中心とした乾燥材は非常に高い評価を受けておりますから、そういうのをきちっと中心にしながら、B・C材の需要拡大というのを今後バイオマスも含めて図っていくことが大事だというふうに思っています。

中野委員 実は、先日夜、飲み方でちょっと川村代議士に会ったんです。「とにかく国は何事ですか。ばっかんばっかん国ばかり木を切っているから材木が安い。みんなしわ寄せが県やらにきているじゃないですか。林野庁は何をしているんですか」と聞いたら、C材の話かな、先っぽ、そういうのを処分する工場か何か、そういうのを今やるようにしていますからよくなりますよという話だったけれども、何か国の動きとしてそんな動きがありますか。

楠原環境森林部次長 私は、代議士から直接聞いていませんけれども、多分、国も共通認識は、先ほどもありましたけれども、チップを含めた燃料での需要拡大を図ろうとしています。そういう意味では、来年の概算要求の中にもバイオマスを含めた形での重点をやるよというふうに聞いていますので、そういった分野ではないかと思えます。バイオマスについては、今進めております森林整備加速化、その中にも予算を組み入れておりますので、当県としても、先ほど室長からありましたけれども、幾つか話が、具体的にまでは来ていませんけれども、そういった意味で支援はすることにしております。

徳重委員 私の友人が、都城にいるんですけども、杉の葉を集めてすごくもうかると言っているんです。どうしているかわかりませんが、とにかく、ただでもらっているから、丸もうけだと言って、かなりの収入を上げているようなお話を聞いているんです。あれだけの量の伐採した杉の葉、この利用というのは その男は都城の線香工場に勤めていたんです。独立して、自分で集めて回っているんですが、もうかっているんですね。これ、何か使い道があるんじゃないかなと。製材所は全てを換金化しているわけですから、その研究はされていないものですか。何かありそうな気がしてならないんですけど。

楠原環境森林部次長 線香に使うというのは一部知っていましたけれども、今現在、杉の葉が特に集荷されているというのは、ちょっと私も把握しておりません。

徳重委員 先ほど燃料にしたらどうかという話もあるわけですが、とにかく杉の葉あるいはヒノキの葉を燃やしたら火力が強いです。ちょっと燃やしたただけでばっときますね。私は、相当、熱エネルギーというのはあるんじゃない

かという気がしてならないんだけど、何か知恵を出したらいいと思いますが、そんな研究をされていないんですか。それだけ教えてください。

飯村木材利用技術センター所長 お答えしませけれども、直接の研究はまだやっておりません。ただ、都城ということですので、私どもで調べて別途お答えしたいと思います。

松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようです。その他の報告事項の一部に関する質疑等もございませんので、この項目については終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 7 分休憩

午後 3 時 30 分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

報告の途中でありましたけれども、報告事項に関する説明の続きをお願いしたいと思います。

まず、社団法人宮崎県林業公社の質疑の途中からでございます。よろしいでしょうか。林業公社に関しての質疑等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 ないようでございますので、それでは引き続き説明を求めたいと思います。

神菊循環社会推進課長 委員会資料の 9 ページをお開きください。財団法人宮崎県環境整備公社につきまして御報告いたします。

環境整備公社は、(1) の設立目的にありますように、エコクリーンプラザみやざきの運営を通して産業廃棄物や一般廃棄物の処理等の事業を行うことにより、本県のすぐれた自然環境の保全や県民の生活環境の保全等に取り組んでいくところでございます。

(2) の組織につきましては、 の役員は 16

名で、そのうち副理事長及び理事は、県環境森林部長と参画自治体である県央地区の 10 市町村長で構成されております。また、 の職員は、総務課など 3 つの課で 13 名でございます。

次に、(3) の基本財産は 1 億 110 万円で、そのうち県は 45.6% に当たる 4,610 万円を出捐しております。

なお、公社は、(4) の特記事項の にありますように、廃棄物処理法に基づき、公共関与による産業廃棄物処理及び一般廃棄物処理を行う廃棄物処理センターとして、平成 12 年 12 月に当時の厚生大臣の指定を受け、 にありますように、廃棄物処理施設「エコクリーンプラザみやざき」を整備し、平成 17 年 11 月から操業を開始しております。

それでは、地方自治法及び県条例に基づき、公社の経営状況等について御報告いたします。お手元の冊子、平成 23 年 9 月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の 57 ページをお開きください。

まず、平成 23 年度の事業報告書について御説明いたします。1 の事業概要であります。(1) の日常の廃棄物の円滑かつ適正な処理につきましては、産業廃棄物及び県央地区 10 市町村の一般廃棄物の搬入された全てについて、円滑かつ適正に処理を行っております。

次に、(2) の諸問題の解決であります。 の安心・安全なシステムの構築につきましては、浸出水調整池の補強工事が昨年 12 月 26 日に全て完了いたしました。また、浸出水処理水対策として下水道放流施設整備工事につきましては、昨年 7 月 13 日から工事に着手し、本年 3 月 27 日に全て完了いたしました。 の原因のさらなる解明と責任の所在の明確化につきましては、平成 22 年 4 月に設計・施工業者に対して提起した

損害賠償請求訴訟において、引き続き弁論手続が8回開催され、争点整理及び証拠調べが行われたところです。

次に、58ページをお開きください。2の事業実績につきましては、表に記載しておりますように、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うとともに、環境学習啓発や温浴施設の管理運営を行ったところであります。

次に、経営状況の詳細につきまして御説明いたします。報告書の169ページをお開きください。まず、概要と記載された表につきましては、先ほどの委員会資料の説明と重なりますので、割愛させていただきます。

次に、県関与の状況と記載された表をごらんください。まず、人的支援の状況であります。平成24年度4月1日現在のところをごらんください。役員数は計16名で、そのうち県職員が1名、県退職者が3名となっており、その常勤・非常勤の内訳は下の2行のとおりでございます。職員数は13名で、そのうち県職員が4名、県退職者が1名となっております。

次に、財政支出等のところをごらんください。平成23年度の委託料1,250万円は、主な県財政支出の内容の の廃棄物に関する環境学習啓発事業であります。また、補助金8,948万円は、 の運営費補助金8,000万円と の環境学習啓発施設改修事業の948万円の合計額であります。負担金として8,291万2,000円は、 の公共下水道接続工事負担金であります。県借入金残高につきましては、施設整備時に貸し付けた1億7,872万5,000円の残高であり、また県損失補償契約に基づく債務残高につきましては、同じく施設整備時に公社が金融機関から借り入れた20億9,000万円の損失補償の債務残高であります。その他、県からの支援等につきましては、記載のとおり、

浸出水調整池補強工事の8億4,900万円及び公社運営費貸し付けとして1億6,000万円がございます。

次に、実施事業と記載された表をごらんください。公社では、産業廃棄物や一般廃棄物の処理などのほかに、環境学習啓発事業や温浴施設の管理運営事業を行っております。

次に、活動指標をごらんください。公社では2つの活動指標を掲げております。 の産業廃棄物搬入量につきましては、目標値8,100トンに対し実績値は3,748トン、達成率は46.3%、 の施設見学者数につきましては、目標値1万人に対し実績値は9,755人、達成率は97.6%となっております。

次に、170ページをお開きください。財務状況と記載された表をごらんください。表の左半分には正味財産増減計算書、右側半分には貸借対照表をそれぞれ記載しております。まずは、正味財産増減計算書の23年度のところをごらんください。経常収益は、市町村からの運転委託料や産業廃棄物処理料金収入などで28億3,779万円余、経常費用は、施設の運転経費や管理費などで27億8,986万円余となっておりますので、当期経常増減額は4,792万円余となっております。これに当期経常外増減額を加えますと、当期一般正味財産増減額は4,795万円余となっております。また、当期指定正味財産増減額は、宮崎市や国富町が実施する周辺環境整備事業への補助金支出などによりマイナス4,753万円余となっております。この結果、23年度末の正味財産期末残高は11億7,831万円余となっております。

次に、貸借対照表の同じく23年度のところをごらんください。まず、資産は58億9,125万円余となっており、その内訳は、流動資産、これは現金預金や未収金などですが、これが10億8,975

万円余、固定資産、これは土地や建物などの不動産、機械装置などがございますが、これが48億149万円余となっております。次に、負債は47億1,293万円余となっております、その内訳は流動負債、これは施設運転委託会社に対する未払い金や銀行からの短期借入金などですが、これが29億7,943万円余、固定負債、これは銀行からの長期借入金などですが、これが17億3,350万円余となっております。次に、正味財産は、資産から負債を差し引いた11億7,831万円余となっており、その内訳は指定正味財産、これは基本財産と周辺環境整備基金などがございますが、これが5億3,450万円余、一般正味財産、これは指定正味財産を除く正味財産のことでございますが、これが6億4,380万円余となります。

次に、財務指標と記載された表をごらんください。公社では財務指標として3つ掲げております。の自己収入比率は、目標値7.5%に対し実績値3.3%、達成率は44%、の件費比率は、目標値4.8%に対し実績値4.9%、達成率は97.9%、の自主事業比率は、目標値6.5%に対し実績値3.1%、達成率は47.7%となっております。なお、環境整備公社につきましては、県からの人件費としての支出はないところでございます。

次に、直近の県監査の状況と記載された表をごらんください。昨年10月に監査委員事務局、11月に監査委員による監査がございまして、ここに記載しておりますように、決算財務諸表における退職給付引当金の計上誤りなど留意を要する事項がございましたが、これらにつきましては既に改善がなされております。

最後に、総合評価と記載された表をごらんください。県の評価であります。浸出水調整池補強工事や浸出水処理水の下水道放流施設整備工事が完了し、安全・安心な施設として再出発す

ることができました。一般廃棄物処理事業や温浴施設管理運営事業などについては、順調に実施できておりますが、産業廃棄物の処理につきましては、昨今の景気停滞に伴う産業活動の低迷や企業のリサイクル意識の高まりなどから搬入量が年々減少してきており、今後は、産業廃棄物処理料金収入の確保に向け、これまで以上に積極的な営業活動を行うとともに、経費削減の努力も行うなど、収益改善に取り組む必要があるとし、特に財務内容は厳しい評価D、課題が多いとしております。

続きまして、報告書の63ページにお戻りください。平成24年度の事業計画について御説明いたします。1の事業概要についてであります。 (1)の日常の廃棄物の円滑かつ適正な処理につきましては、これまで同様、県央地域10市町村の一般廃棄物と産業廃棄物について、自然環境や生活環境の保全に留意しながら、円滑かつ適正な処理を行うこととしております。

(2)の諸問題の解決につきましては、に記載しておりますように、課題でありました浸出水調整池補強工事や下水道放流施設整備工事が昨年度完了し、今後は、施設の将来にわたる安心・安全・安定したシステムの運用に向け、システムの検証を進め、確立を図ることとしております。また、の原因のさらなる解明と責任の所在の明確化につきましては、浸出水調整池等の設計・施工業者に対して提起した損害賠償請求訴訟に全力で取り組み、システムの機能不全に係る原因の解明と責任の所在を追及することとしております。

さらに、(3)の新公益法人制度への移行につきましては、一般廃棄物処理事業や産業廃棄物処理事業、環境学習啓発事業などを公益目的事業として、公益財団法人への移行認定を目指す

こととしております。

次に、64ページをお開きください。2の事業計画についてであります。本年度も、一般廃棄物や産業廃棄物の処理を円滑かつ適正に行うとともに、環境学習啓発事業や温浴施設の管理運営を行うこととしております。

次に、65ページをごらんください。3の収支予算書についてであります。予算額につきまして御説明いたします。まず、事業活動収支の部ですが、1の事業活動収入としては、の補助金等収入26億7,298万円余、の廃棄物処理収入9,500万円などがあり、事業活動収入の合計は28億3,149万円余と見込んでおります。次に、2の事業活動支出としては、の管理運営費1億9,997万円余、の施設運転管理事業費24億4,776万円余、の産業廃棄物処理事業費6,449万円余、の周辺環境整備事業費6,000万円などがあり、事業活動収支の合計は28億69万円と見込んでおります。この結果、事業活動収支差額は3,080万円余となっております。

次に、投資活動収支の部につきましては、1の投資活動収入として、にある周辺環境整備積立金取崩収入6,100万円、2の投資活動支出として、にある固定資産取得支出などがあり、投資活動収支差額は5,661万円余となっております。

財務活動収支の部につきましては、1のにある短期借入金収入、2のにある短期借入金返済支出などがあり、財務活動収支差額はマイナス6,191万円余となっております。この結果、次期繰越収支差額は3億1,748万円余となっております。

財団法人宮崎県環境整備公社についての説明は以上でございます。

松村委員長 説明が終わりました。委員の皆様

さん、質疑はございませんか。

十屋委員 170ページ、産業廃棄物の量の推移のお話があって、リサイクルで少なくなって収益が落ちてきているということですが、先ほどの説明にもあったように、かなり金額的にも、前年度と比較すると7,000万円ぐらい違いますね。この傾向はずっと続きそうだとということで予測されているんですか。営業活動というのは、いろんな企業の廃棄物を収集して回って、数量を確保して収益を上げる、単純にそういうふうな方向をやっていかなきゃいけないということによろしいですか。

神菊循環社会推進課長 確かに委員のおっしゃるとおり、産業廃棄物の処理というものが大きく減少しているというものが一番大きな原因と考えております。その中でもシュレッダーダストの受け入れというものが、自動車産業の低迷でありますとか、タイの洪水等の影響、それからエコカー補助金の終了の時期ということもあって減っていると。現在、確かに営業活動として各企業をお回りしたり、ダイレクトメールといたしますか、そういったこともやっております。24年度の8月期で昨年の同月比の1.6倍以上の受託収入を上げているところであります。これからまたエコカー補助金の終了等もまいりますので、楽観はできないところでございますが、少しでも多くの収益を上げるように、公社、また県も一緒に努力していきたいというふうに考えております。

十屋委員 今、シュレッダーダストが中心という話だったんですけれども、どの程度の比率なんでしょうか。数量的なことはいいですが、大体の比率で。

神菊循環社会推進課長 23年度で申し上げますと、3,748トンのうちシュレッダーダスト

が42.3%、1,586トン、その他の産業廃棄物が57.7%の2,162トンでございます。ただ、今申し上げましたように、22年度はシュレッダーダストが68%ございましたので、それだけ多く減っているということでございます。

十屋委員 今から、景気も悪いし、車の買いかえとかいろいろ少なくなってきたら、また落ち込む可能性がありますね。県としても、産業廃棄物が中心でしょうか、その場合にどうなっていくのかなというのがあるんです。ちょっと細かな話になって申しわけないんですが、先ほどの説明があった流動負債の中の大きいものでいいですけども、幾つか挙げてもらえませんか。

神菊循環社会推進課長 貸借対照表にあります流動負債ですが、まず、未払い金がございます。未払い金が9億6,800万円余、預り金が3,300万円余、短期借入金、これが19億7,800万円ほどでございます。その中のそれぞれの費用につきましても、未払い金としては、運転委託費や、収入のありました分につきましてもの市町村への還元金、工事費等の未払い金でございます。預り金につきましては、契約保証金等の預り金でございます。短期借入金につきましては、調整池工事16億9,800万円や県の運営費貸し付け2億8,000万円等の金額でございます。

十屋委員 わかりました。先ほどあったように、新公益法人へ移行するというので、それに向けて取り組まなければいけないということなんですが、スケジュールとしては、いつごろ新公益法人のほうに行くんですか。

神菊循環社会推進課長 25年4月1日を考えております。

松村委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 異議なしということでございますので、引き続き質疑を求めます。

徳重委員 169ページの、今、十屋委員から質問があったことなんですが、私も大変心配しているのは例の産業廃棄物のことです。これだけの大きな投資をされ、施設が完備されているわけですが、これから産廃のリサイクルがどんどん進んでいく、簡単に捨てられないということになっておまして、都城でも産業廃棄物が激減しているんです。小さい産廃を持っている業者がもうやめたい、維持もできない、人件費の分にも当たらないというぐらいになっております。そういったことを考えますときに、23年度8,948万円という、前年度22年度からすると900万円もたくさん支出があるようですが、これからどんどんふえていく、ここで足りない分をふやすということになるんですか。

神菊循環社会推進課長 先ほど申し上げましたとおり、やはり収入増に向けて、増益に向けて営業活動というのは重要な柱だというふうに思っております。避けて通れないと。ただ、今、委員のおっしゃいましたように、そういった面ももちろんわかっておりますので、そういった意味を含めて、今かかっている既存の経費の見直し、徹底した見直しというものもあわせてやることによりまして、収益構造といたしますか、そちらのほうに持っていきたいというふうに考えております。

徳重委員 今おっしゃるとおり、この産廃事業は非常に厳しくなっていくであろうと。一般廃棄物はそれなりの、平均した伸びをしていくのかなと思いますけれども、産廃はどうしても

減ってくるだろうと。営業活動といっても、今までやっていらっしゃる人もおるわけですから、私はふえることはないだろうと。現状維持か、それ以下になっている。ほかの事業所がやめたら、その分はプラスアルファということになるのかなという気がしております。そこで、産廃の場合は県外からの搬入ということがよく言われますね。この規制はどのような形になっていきますか。

神菊循環社会推進課長 県としては、宮崎市も同様でございますが、県外産廃については原則搬入禁止としながら、その県で処理できないような場合については、広域処理の観点もございまして、協力するという立場をとっております。環境整備公社につきましては、県外産廃については、シュレッダーダストにつきまして、宮崎県で処理された車の分が、解体等が県外でやられる分があると。その分について、その見合いに合うような量についての県内搬入については認めるということになっておりまして、これは地元対策協議会との協定といえますか、御理解をいただいた上でのごとでございます。

福田委員 私は、エコクリーンについてはずっとスタート時点から見えてきたんですが、当初は非常にすばらしい施設ができると喜んで、いろんな夢を持って本会議場での質問もしました。しかし、全く違った方向に行きまして、心配をしております。そこで、今、このいろんな数字を見せてもらいますと、これからの経営に関する指標で財務指標を3つ示されましたね。肝心な財務の内容でDランクですね。民間の企業でいきますと、Dランクというのは倒産に近い数字なんです。しかし、これは民間の企業と短絡的に比較する施設じゃございませんから、どうしても必要な施設ですから。スタートした時点

ではまだ市町村の合併も進んでいませんでした。今、一般のほうは、90%以上が宮崎市ですね。私は、浸出水問題が起きたときに当時の宮崎市長と当時の県知事といろんなやりとりがあったことも知っておりますが、私は地元議員として当時の市長にお会いして話を聞きました。話を聞いてくれということでしたから。そうしましたら、やっぱり県と市と両方関与しているわけですが、どちらかに一本化したほうが当然、市ですわね、うまくいくのではなからうかと、当時の市長としては申されておりました。今、ちょうどいろんな対策等が一段落をしまして、再スタートになりました。

それから、もう1つ各委員から出ています産業廃棄物の件ですが、少なくとも、シュレッダーダストが大半を占めるということですね。私、シュレッダーダストの関係で興味がありましたから、宮崎県に九州最大の工場が、解体の工場がありますが、そこに行って社長といろんな話のやりとりをしました。そうしましたら、かつては車を丸ごとシュレッダーダストにかけていたと。今は、とれるだけとって、残ったものをかけるから、量も減ってまいりましたと。そして、こういうリサイクル時代ですから、自動車の部品が、今までは国内だけだったけれども、東南アジア一円、日本車が出回っているところは一円 ほとんどメーカーごとの部品は変わらないそうですが、流通するようになったと。そういうことをおっしゃいまして、シュレッダーダストについては、課長がおっしゃったように、ふえることはないだろうと。だから、ほかの仕事を考えないと大変だなと思っておりまして。そこで関連してお聞きしたいんですが、当時、発電の問題や、あるいは熱水を売る問題等が本会議場で議論されたんですが、発電の問

題は今やられていますね。熱水給湯等についての、宮崎県の得意分野の冬場のハウス園芸等にも利用するシステムなんかも提案があったんですが、全くそれは取り入れられておりません。そういう問題を含めて、処理の中で生まれる価値を売却することによって財務の改善が可能になる、そういうふうに見ておりますが、他県の施設を見ますと、かなりその辺が創意工夫されているなど。私どもの施設は新しい割には、完全に利益を得るようなシステム、利益を得るとい言葉は悪いですが、将来の財政負担を伴わないような施設になるまでにはまだ少し努力、創意工夫が足りないと考えらるんですが、その辺もあわせてお聞きをしたいんです。一元的には事故の問題からこうなったんですけれども、何も責めるわけじゃないんですよ。

神菊循環社会推進課長 今、委員のほうからお話がありました処理の中での生まれる価値を生かすということですが、状況を御説明いたしますと、23年度の実績でございますが、今、委員がおっしゃいましたように、環境整備公社では電気を売っております。売電ですね。それ以外にも、焼却後に出る焼き鉄、溶融メタル、鉄製の製品、アルミ成形品、スチール缶、アルミ缶、空き瓶、くず鉄と、ありとあらゆる価値あるものは回収いたしておりまして、その総額は23年度で3億5,700万円ほどあります。それは、宮崎市や国富町等参画自治体、それから公社で、それぞれの搬入ごみの量に応じて分けるわけですが、それだけの価値は生み出しているということでございます。

ちなみに、公社につきましては、そのうちの530万円ほどでございますが、そういったことについては、やはり今後も進めていかなければならないと思っておりますし、先ほど申しましたが、

やっている事業の中で効率的なものをもう少し考えなきゃならないというところを思っております。そういった検討につきましても、今後やってまいりたいというふうに考えております。

福田委員 努力されていることはよく知っています。今の残滓物の販売も現地を見ましたから。かつて、私は北九州のエコタウンに行っているいろいろ勉強させていただきました。やっぱり熱回収による対策が一番収益を生むことも大学の先生からお聞きしたんです。ここは人口がふえる地域ですので、当然、処理する廃棄物もふえまして、熱処理回収による処理も進むと思うんですが、その場合、今の発電を上回るような施設等が能力として、キャパシティーとしてできるものですか。発電による回収というのは、設備と比べて余り、利がないと思うんです。どうですか、その辺は。

神菊循環社会推進課長 その辺までちょっと検討したことがないのですが、資料を持ち合わせていないんですけれども、発電につきまして現在やっておりますけれども、正確に覚えていませんが、発電量の総体の中の20数%を売電に回しているということございまして、効率的なのかどうかという点については、確たることが申し上げられませんが、申しわけございません。

福田委員 要望ですけれども、後発の施設については、かなりその辺を創意工夫して、施設の運営を効率的にされていると見ておるんです。ぜひ、一段落しましたから、調査をして、より運営がうまくいくように努力してもらいたいなと考えております。

丸山委員 169ページにその他の県からの支援等と書いてありますけれども、浸出水調整池補強工事及び関連経費の借入金8億4,900万円と運営資金の借入金1億6,000万円は、財務諸表でい

うとどの辺に反映されているのか、それをまず説明していただきたいと思います。

神菊循環社会推進課長 冊子の資料の59ページをごらんいただきたいと思います。3の貸借対照表の の負債の部、1の流動負債の短期借入金、この中に銀行からの借り入れとして入っております。なお、この借入金につきましては、単年度の貸し付けでございますので、御留意いただきたいと思います。単年度で貸し出しまして、その年のうちに返すというやり方をとっております。

丸山委員 いろいろ資料をもらうと、特に気になるのが、運営のほうの借入金8,000万円が23年度は1億6,000万円になっている。24年度は2億9,000万円になっている。毎年毎年赤字が膨らんでいくというようなことになっていくと、経営上も非常に難しいんじゃないかと判断せざるを得ないところを私は代表質問等でも言わせてもらっている中で、169ページの産業廃棄物の目標値が、平成23年度の8,100トンから平成24年度は4,500トンに減っているということは、もうあきらめた、経営をもう断念した、だめだというようなことを言っていると思っていいいんでしょうか。恐らく4,500トンでは赤字ではないのかなと思っているんですが、どうなんでしょうか。

神菊循環社会推進課長 公社の運営をあきらめたということはございません。169ページの活動指標の欄、産業廃棄物搬入量につきまして、23年度は前年度の6,778トンの20%ぐらい増というのを目標として掲げたところであります。ただ、現在の状況等を見ますと、この目標はなかなか難しかりうと、やはり目標としては実現達成可能な目標ということで、これにつきましては、シュレッダーダストを2,000トン、それ以外を2,500トンという形の4,500トンという目標を

挙げたところでございます。

丸山委員 経営がとんとんになるためには幾らというふうに思えばいいのか。プラス運営費補助金が8,000万円入っていますので、本来は運営費補助金8,000万円は要らないはずでありますので、運営費補助金8,000万円を要らないとしたときに産廃は幾ら搬入すればとんとんになるという計算なんでしょうか。

神菊循環社会推進課長 現状で、概算でしか申し上げられませんが、約1万5,000トンほど入れば 運営費補助金はまだもちろん入っているわけですが、公社につきましては、19年度から本格的な借入金償還になりまして、運営資金が不足しているということでありまして、そういった償還金等を含めて何とかとんとんになるというところが1万5,000トン程度かなというふうに試算しているところでございます。

丸山委員 多分、やればやるほど赤字が膨らんでいくのではないかと非常に心配をされていて、あと長期借入金の部分もあります。恐らく減れば減るほど、最終処分場の埋め立てる量も減ってきますので、当初つくったときの最終処分場の県の負担金がかかり大きかったというふうに思っていますので、それが整合性がとれなくなっていくんじゃないかなと非常に心配しているので、その辺はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

神菊循環社会推進課長 環境整備公社の最終処分場の埋め立て枠で申し上げますと、公社の持ち分、いわゆる産廃の枠でございますが、21.56%でございます。現在、全体で12万4,000立米ぐらいあります中で、これまでに使ったものが8,600立米ぐらいということでございまして、非常に少ない量でございます。それにつきまして、これが負債として残るというわけでもない

とは思いますが、最終処分場の価値というのは容量の部分がございまして、そういうことはもちろん考えております。ただ、確かに、今のままですと、大幅な処理量収入の増、受入量がふえなければなかなか難しかろうというところであります。先ほど申し上げたように、営業活動も非常に力を入れておりまして、23年度で新たな契約で小さなものも含めまして168件ぐらい得ておりますし、24年度でもこれまでに既に21件の新規契約を得ているというところでもありますから、そういった収益改善に向けた営業努力というものとあわせて、効率的なシステムでない部分、幾つか私ども考えておりますが、そういったものの効率化というものも考えていきながら、収益改善に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほどもちょっとお話ございましたが、産業廃棄物処理、これはセンターなんですけれども、モデル施設として整備してきたということもございまして、そういった意味での施設としての果たしている役割というものも十分に加味しなければならないかなとは思っております。

丸山委員 一番気になりますのは、財務内容はDなのに、63ページの平成24年度の公社の計画の中に、財務内容を改善しますと大きく書いていないんです。これは財務内容は別に 県からの補助金とか借入金をふやせばと、簡単に考えているんじゃないかというふうに思ってしまうんですけれども、Dというのを本当に重たく見ていただいて、本来は諸課題の一番最初に持ってくるべきものではないのかなと思ってるんですが、どうなんでしょうか。

神菊循環社会推進課長 事業概要なり諸課題の解決の部分に入っていないというのは、おっしゃる面もあるのかなと、今後考えていきたい

と思います。

丸山委員 いずれにしましても、民間であれば倒産寸前、倒産しているかもしれないような財務内容だというふうに思っています。逆に言うと、先ほど課長が言いましたけれども、最終処分場という大きな資産も持っているというのを考えて、やはり早目に運営のあり方 なぜ県が産廃まで手を突っ込んでやったかという経緯は、平成7～8年当時のいろんな案件があったとか、産廃を埋める場所がないからつくってくれという要請があって、わかるんですが、かなり環境は変わりましたので、もうやめてもいいんじゃないかというぐらい私は思っています。もう一般廃棄物だけを市町村の業務だけでやるべきではないのかなという気持ちもあります。といたしますのは、宮崎市を中心にする人たちはいいけれども、宮崎市以外の県民からすると、何でここにだけ県のお金をどんどんつぎ込むのかと、非常に違和感を感じますし、8億幾らの訴訟のお金を払っていますけれども、裁判が終わった後にどれだけ返ってくるのかと。裁判が勝つか負けるかわかりません。何で宮崎市を中心にしたところだけに税金をこれだけ投じるのかと、不公平に感じますので、この運営のあり方も含めて早急な検討を私はお願いしたいと思います。

中野委員 毎年、県の補助金で8,948万円、これは名目は何ですか。

神菊循環社会推進課長 産業廃棄物処理事業を適正に行うための運営費補助金が8,000万円、それから環境学習啓発施設改修事業として948万円を補助として出したものでございます。

松村委員長 ほかに質疑がないようですので、次に移ります。

河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課

でございます。

委員会資料の10ページをお開きください。公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターにつきまして、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」に基づきまして、経営状況等について報告をさせていただきます。

当センターは、(1)の設立の目的にありますように、高性能林業機械の共同利用や林業事業体の雇用管理等の改善、また新たに林業に就業しようとする者への就業の支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的といたしまして、平成7年2月に設立をされております。

会員は、(2)にありますように、宮崎県、宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体により構成されております。

(3)の組織につきましては、役員8名、職員1名であります。

出資の状況は、(4)にありますように、総額が900万円となっております、このうち県が400万円を出捐しており、その比率は44.4%であります。

(5)の特記事項にありますように、当センターは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づきまして、林業労働力確保支援センターとして知事の指定を受けております。なお、当センターが行っております林業就業の相談・指導や高性能林業機械の共同利用などの事業は、この法律に基づいた業務であります。

経営状況等の詳細につきましては、お手元の9月定例県議会提出報告書のほうで説明をさせていただきます。冊子の173ページをお開きください。当センターの経営評価報告書でございます。

概要につきましては、先ほどの説明と重複い

たしますので、省略をさせていただきます。

次に、県の関与の状況ですが、人的支援といたしまして、役員数は8名で、このうち県退職者は3名となっております。

財政支出等につきましては、委託料として997万6,000円、補助金で462万6,000円を支出しております。

その他の県からの支援等につきましては、平成22年から県の高性能林業機械につきまして無償貸与をしております。

主な県財政支出の内容をごらんください。の事業は、事業体に貸し付けを行う高性能林業機械の導入を行うものでございます。の事業は、素材生産に必要な講習への参加経費の助成を行うものであります。また、の事業は、林業への新規就業を希望する人たちへの相談・指導を行うものでございます。の事業は、林業に必要な資格を持った人材の養成を行うものでございます。また、の事業は、就業相談会の開催や林業体験研修を行うものであります。

実施事業につきましては、の林業にかかわる相談・指導業務から の林業機械の共同利用業務まで、6つの事業を実施しております。

活動指標といたしましては、の相談件数及び職業講習会・研修会等参加者数を挙げておりました、目標値700人に対して平成23年度は839名であります。の共同利用機械実働平均稼働月数を挙げておりますが、目標値6カ月に対しまして、23年度実績は7.9カ月となったところであります。いずれの指標も目標を達成いたしております。

指標の設定に関する留意事項でございます。

の相談件数及び職業講習会・研修会等参加者数につきましては、就業者を雇用する事業体への指導強化の指標として設置しております。ま

た、 の共同利用機械実働平均稼働月数につきましては、共同利用機械は老朽化が進んで故障が多発している状況でございますが、採算性を確保する観点からも、経営上必要な稼働月数を目標として設定いたしております。

次に、174ページをお開きください。財務状況についてであります。この表の左側半分が正味財産増減計算書で、右側が貸借対照表となっております。まず、正味財産増減計算書の23年度の状態ですが、当期一般正味財産増減額は328万円となっております。また、当期指定正味財産増減額はマイナスの1,401万円となっております。これにつきましては、過去に補助事業で導入した機械の減価償却を行ったことによるものであります。この結果、正味財産期末残高は9,189万8,000円となっております。

次に、貸借対照表の23年度の状態ですが、資産につきましては、流動資産と固定資産を合わせまして1億1,102万円であり、負債につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして1,912万2,000円となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は9,189万8,000円となっております。

財務指標につきましては、 に自己収入比率を挙げておりますが、平成23年度の欄であります。目標値50%に対しまして実績値は57.5%となっており、目標を達成しているところであります。

最後に、総合評価であります。県の評価をごらんください。平成23年度を初年度とする経営計画は、おおむね目標を達成しております。また、4月1日に公益社団法人へ移行しましたことから、今後は、より積極的に公益目的事業を展開していく必要がございます。さらに、財務関係では、県の関与が低くなり、自立性が高まっ

てきている傾向にございます。また、活動指標や財務指標につきましても、目標を上回る実績を上げていることから、評価できるものというふうに考えております。

説明は以上でございます。

松村委員長 説明が終わりました。質疑はないですか。

福田委員 内容は立派であります。ちょっとお聞きしたいんですが、県の貸し付けている林業機械は、取得価格はどれくらいのものでしょうか。トータルでいいですよ。

それから、公益法人にしては珍しく減価償却をやられていますが、減価償却の基礎数字は、補助金を差し引いた圧縮金額からですか、どちらですか。それとも補助金を含んだ金額からか、その手法を教えてください。

河野山村・木材振興課長 ただいまの圧縮記帳かという質問ですけれども、圧縮記帳をかつてしてありまして、これは会計処理からすると間違いであるというような御指導を受けまして、昨年からはもとに戻してありまして、圧縮記帳はしておりません。

福田委員 取得価格をもとに減価償却をする

と。
河野山村・木材振興課長 そういう処理を行っています。

福田委員 多目の減価償却がされていると理解していいですね。

トータルは後からじゃないとわからんでしょう。

河野山村・木材振興課長 取得価格、取得当時のものは、ちょっと時間がかかりますので、申しわけありません。

松村委員長 また、わかったときに御報告ください。

中野委員 この仕事の受注先はどこですか。研修とか、そういうのはいいけれども。

河野山村・木材振興課長 普通の素材生産事業体と森林組合のほうが借り受けて、仕事をしていると。

松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようですので、報告事項に関する質疑は終わります。

次に、その他の報告事項に関する、残った部分の説明を求めます。

川野環境森林課長 条例報告法人以外の県出資法人等の経営状況の報告としまして、公益社団法人宮崎県森林林業協会について御説明いたします。

委員会資料、11ページをお願いいたします。まず、概要ですが、当法人は、森林環境の育成・保全や、木材利用の普及啓発などを推進し、木質循環型社会の実現を図ることを目的に、昭和63年に設立されたものでございます。

なお、当法人は、平成24年4月1日に公益社団法人へ移行し、その際、名称も、林業協会から森林林業協会に変更したところであります。

次に、県関与の状況ですが、人的支援では、平成23年度の役員12名のうち常勤役員の専務理事1名が県OBで、職員11名のうち県派遣が1名、県OBが1名となっております。平成24年度では、役員11名のうち同じく常勤役員専務理事1名が県OBで、職員11名のうち県派遣が1名、県OBが2名となっております。

財政支出等では、平成23年度の県委託料が8,880万7,000円、県補助金が675万8,000円で、その内訳は、主な財政支出の内容の欄にありますように、ひなもり台県民ふれあいの森や、林業技術センター「森とのふれあい施設」の指定

管理委託料などとなっております。なお、22年度に比べ、23年度の県委託料が減少しております。主な要因としましては、県派遣職員の人件費が県から直接支給することになったため、人件費相当分が減額になったものでございます。

次に、実施事業でございますが、林業団体の連絡調整業務や普及啓発業務、県産材の利用促進業務などの事業を実施しております。

次に、活動指標でございますが、平成23年度において、の指定管理施設で行う主催イベント数は、目標値45件を上回る57件となりました。

のひなもりオートキャンプ場の利用者数は、新燃岳噴火の影響を受けたこともありまして、目標値1万人を下回る8,643人でありました。の「森とのふれあい施設」の研修寮の利用者数は、目標値1,000人を上回る1,687人となりました。

12ページをごらんください。財務状況について平成23年度決算額を御説明いたします。正味財産増減計算書であります。経常収益が1億4,066万1,000円、経常費用が1億3,691万6,000円で、差し引き当期経常増減額は374万5,000円であり、結果、正味財産期末残高は3,801万4,000円となっております。

貸借対照表であります。資産合計額が4,812万7,000円、負債合計額が1,011万3,000円、正味財産が3,801万4,000円となっております。

次の財務指標につきましては、2項目ありまして、の職員1人当たりの収入額は、県派遣職員人件費相当分の委託料収入の減によりまして、目標1,400万円に対し1,278万7,000円となっております。また、の自主財源比率は、自主事業の拡大の取り組みなどにより目標の60%を上回り、61.9%となっております。

次の最近の県監査の状況であります。平成23

年度の監査において、公の施設の管理運営に係る収入、支出、及び契約に関する事務手続について、適正に行われていないものがあるとの指摘事項がございましたので、所要の改善を行ったところでございます。

最後に、総合評価についてでございます。まず、法人の自己評価でございますが、公益社団法人への移行に伴い、全面的に規程等の見直しを行うなど、公益法人としての基盤を整備し、今後も、公益目的事業の充実強化に努めていくこととしており、活動内容をA、財務内容をB、組織運営をAとしております。県の評価としましては、自主事業に係る収益率は低いものの、事業の開拓や、既存事業を見直し、経費節減に取り組んでいること等を評価し、活動内容をA、財務内容をB、組織運営をAとしました。

説明は以上であります。

佐藤自然環境課長 資料の13ページをお願いいたします。社団法人宮崎県治山林道協会についてでございます。

まず、御説明の前に、資料に記載の誤りがございましたので、申しわけございませんが、資料の訂正方をお願いいたします。(2)の治山林道協会と書いてある下のほうに、対象期間というのがございますけれども、正式には、様式上、各法人の会計年度を記入することになっておりましたが、平成23年5月1日から24年4月30日とすべきところを平成23年4月1日から24年3月31日となっております。まことに申しわけございませんでした。訂正方をよろしくお願いいたします。

まず、概要についてでございますけれども、当協会は、昭和32年に設立された法人で、設立目的は、治山及び林道事業の拡大と技術の向上により、国土の保全と林業の振興を図るという

こととなっております。

次に、県関与の状況の人的支援ですが、平成23年度の合計の欄をごらんください。役員数は9名で、うち常勤役員は常務理事1名でプロパー職員でございます。職員は45名で県OB2名、プロパー職員43名となっております。平成24年度は、役員数は10名で、うち常勤役員は2名でございます。専務理事に県のOB1名、常務理事にプロパー職員の1名でございます。職員は42名、県OB1名、プロパー41名でございます。

平成23年度の財政支出等は、県委託料3億3,576万円で、その内訳は、主な県財政支出の内容に記載してありますとおり、調査事業1億603万3,000円等でございます。

次に、実施事業でございますが、の山村と都市との交流促進事業及びのみどりの文庫贈呈事業などの事業を実施しております。

次に、活動指標でございます。の山村と都市との交流促進事業で参加者総数は目標値60名に対し実績値は65名、のみどりの文庫贈呈事業で贈呈校数は目標7校に対し8校、の技術研修会の開催も参加者総数45名に対し45名と、いずれも目標を達成する実績となっております。

次に、14ページの財務状況について、平成23年度決算額を御説明いたします。まず、正味財産増減計算書でございますけれども、平成23年度の経常収益が4億1,294万7,000円、経常費用が4億5,070万1,000円で、差し引き3,775万4,000円の赤字でございます。これは、公共事業の減少、それから受注価格競争等の影響により厳しい状況となっているところでございます。

次に、貸借対照表についてでございますけれども、資産合計は11億9,954万8,000円、負債合計額は3億4,595万1,000円、正味財産は8

億5,359万7,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。2つございますが、の事業収支比率の改善は、目標値の90%に対し実績値は109%となっております。事業費が事業収入を上回ったため、達成度は78.9%となっております。の管理費比率の改善は目標値5%に対し実績値3%と、管理費の割合が減少し、改善が図られたため、達成度は140%となっているところでございます。

最後に、総合評価についてでございます。まず、協会の自己評価ですが、現在、一般公益法人への移行申請については、おおむね計画的に進捗しておりまして、自主事業についても計画どおり実施し、実績も目標値を上回る成果が上がっているとともに、新たな事業の創設を行っているところですが、一方では、財務内容について事業収入が減少傾向にあり、経費削減や組織体制を見直すことが必要になってきていることから、活動内容をA、財務内容をB、組織経営をAとしております。県の評価といたしましては、活動面について協会の自主事業の実績も目標値を達成しており、また財務面については委託事業内容の見直し等に努めていることを評価いたしまして、活動内容をA、財務内容をB、組織運営をAとしているところでございます。

説明は以上でございます。

松村委員長 説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

丸山委員 1点だけ、13ページの主な県財政支出の内容の中で、1億7,000万円が委託料になっているんですが、随契となっているんですが、下のほうは一般競争入札というふうになっていて、その差が、どういう事業で、どうしても随契にしくちないけなかった理由と

いうのを教えていただくとありがたいんですが。

佐藤自然環境課長 調査事業の随契の欄でございまして、この随契につきましては、23年度の決算額で申しますと1億603万3,000円となっております。表記上こういうことになっておりますけれども、このうち3,918万余が随契ということになっておりまして、これにつきましては、治山事業の設計・調査ということで、公共事業の来年度のヒアリングに事業計画を持ち込みますけれども、そのときの資料作成を随契としてやっているところでございます。その理由につきましては、ずっと今まで治山事業を手がけてまいりましたので、まとまった資料づくりになりますと、やっぱりほかのコンサル等ではなかなかできづらいということで、スピードも要するというので、随契でやっているところでございます。

十屋委員 13ページの山村と都市との交流促進事業、これは目標値と実績値が60人と65人で108%とあるんですが、事業内容としてはどういことをされていらっしゃるんですか。素朴な疑問で済みません。

佐藤自然環境課長 山村と都市との交流促進事業と申しますのは、児童やその保護者を対象といたしまして、山村地域の自然や文化と直接触れ合う機会を提供しているということで、23年度につきましては、日向市の小中学校の児童、保護者を招きまして、五ヶ瀬町でスキーの体験、それから夜神楽の体験等を行った事業でございます。

十屋委員 活動指標の中に3つやられているんですが、わかりやすいといえばわかりやすい数字だと思うんですが、これはほかの事業とは、業務等、いろんな意味で、また別ですね。わかりやすい事業が書かれているんですが、

ほかの、先ほどあった設計とか測量とか技術者の養成とか、そこら辺のところの活動指標というのならわかりやすいと思うんですけども、ここで3つを選んだというのは何か特別あるんですか。

佐藤自然環境課長 この活動指標の3つを選んだ経緯については、ちょっと承知しておりませんが、基本的に公益的事業を中心に選んだということだろうと思います。詳細はちょっと把握しておりません。

河野山村・木材振興課長 先ほど福田委員からお尋ねのありました機械の取得価格、県が取得しているものについてわかりました。4億9,000万円でございます。県が所有している20台についての取得価格です。

松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようですので、それでは、その他で何かございませんか。

十屋委員 全くその他ですけれども、この前、一般質問で蓬原議員がアリとキリギリスの話がされたんですが、それについて部長のほうで答弁されて、一生懸命真面目に頑張った財政指標がいいところになぜ補助金が少ないのか、そういう話があったんですが、その中身が私たちはよくわからなかったんですが、御説明いただいでいいですか。

富永環境管理課長 御説明いたします。三股町の件についてあったんですけども、三股町がずっと今まで箱物をつくらずに頑張って努力して支出を抑えてきたのに、何で財政力指数によって浄化槽の補助金が削られるのかということでもございました。背景については、三股町から80基の浄化槽の当初要望がありまして、73基の内示をしたところなんです。三股町はそれをやっ

ていたんですけども、8月で三股町の補助金が切れ、それで追加の要望があったんですが、それに応えられていないということです。三股町は県平均より財政力指数が少し高いんで、それに応じて減額措置をうちがとっているものですから、その分を復活してほしいというか、それはやってほしくないという御意見でございました。

十屋委員 一生懸命財政力をよくして頑張っているのにと話ですね。そこは納得できるんです。いろんな制度上で、マイナスというか、いろんなものでたくさん箱物をつくったり、何だかんだして、ある程度悪いところのほうに優遇されるというのはおかしいということでしたね。余りにもばっさり部長が切られたものですから。

堀野環境森林部長 財政力指数の考え方というのは御存じだと思っんですけども、そういった過去の行政改革とかいったものの評価というのは余り入っていないというふうに聞いています。基準財政需要額に対してどれだけの収入があるかということですので、それをもって財政力に、県と比べると県の指数より高いということは、県よりも余裕がある、いいというふうに私ども見たというところで、全体的に浄化槽に対する補助金が厳しい財政状況の中で年々少なくなってきましたので、その中でどうめり張りをつけるかということになると、そういった財政力指数をもって差をつけざるを得なかったというのが実情でございまして、それを御理解いただきたいという私の答弁につながったということでもございます。

十屋委員 わかりました。

徳重委員 それぞれ頑張ってくださいはおるんですけども、例えば今説明があった林業協

会あるいは治山林道協会、あるいは農業関係でもあるんですけれども、土地改良事業団とか、同じような事業、仕事、内容的に似通った仕事を今されている、それを統合するというような考え方は持っていらっしゃるんですか、部長、お尋ねします。

堀野環境森林部長 非常に難しい御質問で、正直申しますと、そういったことを検討したこともありません。

徳重委員 技術的なこと、技術者とか、そういったものについては、それぞれの分野でも一部は違ったにしても、基本的なものが似通っているものが多いんじゃないかなという気がするんです。役員だってそうですが、その部署に1カ所に集めて仕事をしていくということは不可能じゃないんじゃないかなという気がしたものですから、いかがなものかと思って。

楠原環境森林部次長 例えば、今おっしゃいました農業との関係で言いますと、一番近いのは治山林道協会ですけれども、これは測量設計委託を持っています。ただ、治山と林道そのものも、急峻な地形での山間部の工事を主体にしております。農業の圃場整備とはかなり技術的な部分も違いますので、そういう意味では、周りにそういった専門的な、あるいは森林・林業に詳しい技術者を備えてやっておると。ただ、その中でもいわゆる測量的なもの、これについては、先ほどの委託の中でも説明しましたが、かなり以前は随契とかでもやっていたけれども、今は民間の測量会社を含めて競争入札のほうに移行させておりますので、そういった意味では、特に治山林道協会の主たる業務であります測量委託等についてはかなり民間との競争の中で仕事が行なわれているというふうに理解しています。

松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 ないようです。それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

本日の委員会を終了いたします。

午後4時50分散会

平成24年9月21日（金曜日）

午前10時5分再開

出席委員（8人）

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	後藤	哲朗
委員		福田	作弥
委員		丸山	裕次郎
委員		中野	廣明
委員		十屋	幸平
委員		徳重	忠夫
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	岡村	巖
農政水産部次長 （総括）	緒方	文彦
農政水産部次長 （農政担当）	宮川	賢治
農政水産部次長 （水産担当）	那須	司
畜産・口蹄疫 復興対策局長	永山	英也
農政企画課長	鈴木	大造
ブランド・ 流通対策室長	甲斐	典男
地域農業推進課長	奥野	信利
連携推進室長	工藤	明也
営農支援課長	山内	年幸
農業改良対策監	戸高	憲幸
消費安全企画監	上山	伸二
農産園芸課長	加勇田	誠典
農村計画課長	宮下	敦典

畑かん営農推進室長	河野	善充
農村整備課長	猪股	敏雄
水産政策課長	成原	淳一
漁業・資源管理室長	日向寺	二郎
漁村振興課長	神田	美喜夫
漁港整備対策監	与儀	新二
復興対策推進課長	日高	正裕
畜産課長	押川	晶
家畜防疫対策室長	西元	俊文
工事検査監	岩永	修一
総合農業試験場長	串間	秀敏
県立農業大学校長	井上	裕一
水産試験場長	山田	卓郎
畜産試験場長	岩崎	充祐

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村	正
議事課主任主事	野中	啓史

松村委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部におかれましては、全国和牛共進会をいよいよ来月に控えております。気持ちも高まっているところではないかと思っておりますけれども、今回は非常に多岐にわたった内容でございますので、簡潔な説明と答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

岡村農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願い申し上げます。

説明に入ります前に、私のほうからお礼と御報告及びおわびを申し上げます。

まず初めに、先月末の口蹄疫メモリアルセン

ターのオープニングセレモニー、県家畜改良事業団種雄牛分散管理施設の起工式、及び第10回全国和牛能力共進会宮崎県代表牛決定審査会につきましては、松村委員長を初め、多数の委員に御出席をいただき、おかげをもちまして盛会のうちに終わることができました。まことにありがとうございます。

次に、先週末の台風16号による農業関係の被害状況についてでございます。台風16号の強風や大雨により、県内各地で普通期水稻の倒伏やクリの落果、園芸用ハウスのビニール被覆材の破損等が見られております。また、県北を中心に、水田や畑、水路、農道等にも被害が生じております。被害額につきましては、現在調査中でございますので、取りまとめ次第、御報告をさせていただきます。

また、今回提出しております議会報告書の宮崎県家畜改良事業団の資料に一部誤りがあり、訂正をさせていただきました。まことに申しわけございませんでした。

それでは、座って説明をさせていただきます。お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただき、説明項目をごらんください。本日、農政水産部からは、議案4件、議会提出報告2件、その他の報告事項7件の説明を予定しております。

まず、1ページをお開きください。議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」及び議案第4号「平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)」についてであります。今回の補正は国庫補助決定等に伴う補正であり、補正額につきましては、一般会計の合計の欄にありますように、4億7,020万2,000円の増額補正をお願いしております。また、特別会計の補正額につきましては、合計の欄にあ

りますように、6,833万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は359億4,010万6,000円となります。

次に、資料の2ページをごらんください。繰越明許費についてであります。公共土地改良事業及び水産基盤整備事業の計4件につきまして、2億6,120万円の繰り越しをお願いしております。これは、関係機関の調整等に日時を要したことによるもの等で、現時点で繰り越しが見込まれるものであります。

次に、8ページの議案第9号「損害賠償の額の決定について」及び9ページの議案第10号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収」につきましては、関係課長から説明させていただきます。

次に、の議会提出報告書についてでございます。まず10ページの1の損害賠償額を定めたことについてであります。

次の11ページからは、2の県が出資している法人等の経営状況についてであります。法人等の経営状況につきましては、地方自治法及び「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」の規定に基づき、農政水産部所管7法人の経営状況等について御報告するものでございます。

最後に、のその他の報告事項であります。資料の22ページから、平成24年産早期水稻の生産状況を初め、7項目について御報告をいたします。

なお、35ページからは、新宮崎県公社等改革指針の対象となる農政水産部所管法人のうち、議会提出報告書に掲載されない4法人の経営状況について御報告するものでございます。

詳細につきましては、関係課長から説明させ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

奥野地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の75ページをお願いいたします。地域農業推進課の9月補正予算額は、一般会計で3,400万円の増額、特別会計で6,833万3,000円の増額、合わせまして1億233万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の一般会計予算額は35億573万3,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は37億8,356万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。まず、77ページをお開きください。一般会計でございます。(事項)構造政策推進対策費についてであります。1の優良農地継承・フル活用推進対策事業におきましては、農地の利用集積及び耕作放棄地対策を一体的に取り組んでいるものでございますが、今回の補正で、「人・農地プラン」に位置づけられる中心となる経営体への農地の集積におきまして、農地の出し手に交付される農地集積協力金の所要見込みが増加したことから、3,400万円の増額を行うものであります。

続きまして、78ページをお開きください。就農支援資金特別会計の(事項)就農支援資金対策費であります。これは、認定就農者が新たに農業経営を開始するために必要な無利子資金の貸し付けを行い、就農の促進を図るものでございますが、今回の補正では、昨年度の決算剰余金が6,833万3,000円と確定したことに伴いまして、これを本年度分へ組み入れるものであります。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

山内営農支援課長 営農支援課でございます。

同じく歳出予算説明資料の79ページをお開きください。営農支援課の9月補正額は、一般会計で839万1,000円の増額補正をお願いしております。したがって、9月補正後の最終予算額は26億1,954万4,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。81ページをお願いいたします。(事項)協同農業普及事業推進費の(新規事業)新技術導入広域推進事業の839万1,000円の増額についてであります。当事業につきましては、別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。常任委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1の事業の目的であります。この事業は、産地における収益力の向上を図るため、試験研究機関で開発された成果や特色ある技術等について技術実証と普及を行いまして、生産性の向上や生産物の高付加価値化を図るものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は全額国庫の839万1,000円で、事業期間は平成24年度から26年度までの3カ年間、実施主体は県であります。

事業内容につきましては、4ページに課題の一覧をまとめてございますけれども、夏秋イチゴ「みやざきなつはるか」の安定生産技術の確立と産地拡大から、野菜花卉類のウイルス病早期診断技術と総合対策技術の普及までの6つの実施課題に取り組むこととしており、これら試験研究機関等が開発いたしました普及に移し得る新技術等につきまして、現地実証や導入効果の分析評価、現地検討会の開催等を行いまして、産地や農業経営を支援する普及活動の高度化を進めていくこととしております。

営農支援課は以上でございます。よろしくお

願いいたします。

猪股農村整備課長 農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の83ページをお開きください。農村整備課の補正予算といたしまして、3億2,520万9,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は115億9,240万6,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。85ページをごらんください。(事項)公共土地改良事業費ですが、その下の説明の欄にありますように、県営畑地帯総合整備事業として2億9,756万円の増額をお願いしております。これは、畑地帯におきまして、担い手の育成強化を図るとともに、多様な営農形態に対応するため、畑地かんがい施設などの生産基盤の整備を行うもので、尾鈴北第1地区ほか8地区において事業を追加実施するものでございます。

次に、基盤整備促進事業といたしまして、164万9,000円の増額をお願いしております。これは、農業の生産性向上や安定的な農業経営確立等を促進するため、用排水路など地域の実情に即したきめの細かい生産基盤の整備を支援するもので、都城市海北地区において事業を追加実施するものでございます。

次に、農業体質強化基盤整備促進事業といたしまして、2,600万円の増額をお願いしております。これは、経営規模拡大や農作物の高付加価値化、品質向上等に取り組む上で支障となります区画狭小、排水不良や農業用水の不足など、農業の生産基盤の課題につきまして、迅速かつきめ細かな整備を支援するため、都城地区ほか7地区におきまして、事業を追加実施するものでございます。

農村整備課は以上でございます。

成原水産政策課長 水産政策課でございます。

平成24年度9月補正について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の87ページをお願いいたします。当課の補正予算額は、一般会計で96万2,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、9月補正後の予算額は、一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計を合わせまして、19億8,569万5,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明をいたします。89ページをごらんください。(事項)水産業試験費の96万2,000円の増額補正について御説明いたします。補正理由は、受託決定に伴う補正でございます。具体的な内容は、水産増殖試験費として、独立行政法人水産総合研究センターから水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業を受託するものでございます。これは、魚類による海藻の食害が藻場衰退の一因となっておりますことから、イスズミという魚による食害状況や各種海藻への嗜好性、イスズミの生態的特徴等を把握するものでございまして、この研究成果は魚類による海藻の食害防除の技術に活用できるものと考えております。

水産政策課は以上でございます。

押川畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の91ページをお開きください。畜産課の9月補正額は、一般会計で1億164万円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は29億4,395万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。93ページをお開きください。まず、1番目の(事項)畜産団地整備育成事業費の6,860万円の増額であります。これは、鶏卵の生産から販売まで一貫体制を確立するために、高度な衛生水準と処理能力を有する鶏卵処理施設等を整備するものであり、地域経済活性化・雇用対策と

して国庫補助決定に伴うものでございます。

次に、(事項)畜産物価格安定対策事業費の2,700万円、(事項)家畜衛生技術指導事業費の420万円につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明申し上げます。別冊の常任委員会資料、5ページと6ページをお開きください。

子牛市場活性化のための肉用牛肥育経営支援緊急対策についてであります。まず、6ページをごらんください。肥育農家の現状といたしましては、飼料価格が平成22年第4四半期以降値上げに転じており、農家の実質負担が平成18年度当初に比べ、トン当たり1万5,400円増加するなど、生産コスト増加の要因となっております。また、長引く景気低迷、原発による影響、さらには食中毒に起因します生食用販売の禁止等によりまして、牛肉消費の停滞と枝肉価格の低迷が続いており、枝肉価格につきましては、平成13年のBSE発生時よりも下落している状況でございます。このようなことから、肥育牛経営につきましては、粗収益が生産費を割り込む状況が続いており、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の補填金が毎月発動するなど、経営収支が悪化する状況になっております。

このため、今回、緊急対策といたしまして、2つの対策を実施することといたしました。まず、1つ目に、価格補填対策として、肉用牛肥育経営安定対策事業において、生産者積立金の一部を助成しております県補助金の不足分を積み増しすることで、生産者の負担を軽減するものであります。2つ目に、消費拡大対策として、プレミアム商品券を発行することで、県産牛肉の消費拡大を促進するものであります。これらの対策により肥育経営の安定化を支援することで、円滑な肥育素牛の導入を促進いたします。また、子牛市場における口蹄疫の影響緩和策と

いたしまして、本年の当初予算で、4月から5月、及び12月と来年1月の競り市におきまして、平均価格が40万円を下回った場合の補填や県外輸送経費の一部助成を行うこととしており、これらをあわせまして、子牛市場取引の活性化を図ることといたしております。

5ページをごらんください。ただいま説明いたしました2つの緊急対策のうち、今回、予算の補正をお願いしております肉用牛肥育経営安定対策事業について詳しく御説明いたします。

まず、1の事業目的にありますように、肉用牛肥育経営において、粗収益が生産費を割り込んだ場合の損失を補填するための国の制度でございます肉用牛肥育経営安定特別対策事業、通称新マルキンにつきましては、生産者積立金の一部助成を行うことで肥育経営の安定に資するものであります。

次に、2の事業概要についてでございます。この事業の補填につきましては、(4)の表にありますように、生産者積立金を1として国がその3倍を負担することにより基金を積み立てておき、肥育牛1頭当たりの全国的な平均粗収益がその生産に要した生産費を割り込んだ場合に、肥育牛生産者に対してその差額の8割を基金から補填するものであります。今回の補正の理由といたしましては、本業務対象年間において生産者積立金の品種区分が改定されたことや、期末までの見込み頭数が当初積算した頭数よりも増加する見込みであることから、県の助成額が不足することによるもので、今回、補正額といたしまして、2の事業概要の(1)にありますように、2,700万円をお願いしております。

次に、7ページをごらんください。(改善事業)産業動物獣医師確保就業資金給付事業についてであります。

1の事業目的にありますように、獣医系大学の新規卒業者におきまして、産業動物関連業界への就職希望者が減少していることありまして、地方においては公務員獣医師の確保が困難な状況が続いております。本県の基幹産業であります畜産を支えるためにも、優秀な獣医師を安定的に確保することが重要であります。このため、各大学で開催されております就職説明会等へ参加し、本事業の推進を図る中で、今後、確実に獣医師を確保していくためには、本県の給付制度の一部見直しが必要であることを認識しましたことから、今回、補正をお願いするものであります。

2の事業概要であります、(1)にありますように、今回、補正額として420万円をお願いしております。具体的には、(4)の事業内容にありますとおり、本県への就業を希望する獣医系大学の学生に対し、修学資金給付を行うものであります。事業主体の畜産協会を通じて、県と国から毎月5万円ずつ合計10万円が給付されます。これまで、5年生、6年生に限定しておりました給付対象を全学年に拡充することにより、給付人数を7名追加し、合計11名に給付する予定にしております。

畜産課は以上でございます。

成原水産政策課長 水産政策課でございます。

議案第9号「損害賠償の額の決定について」御説明申し上げます。

お手元の常任委員会資料の8ページをお開きください。損害賠償の概要については、県有自動車による交通事故に伴う人身に対する損害賠償でございます。本事案は、相手方自動車の運転者に対する損害賠償について県議会の議決をお願いするものでございます。

なお、自動車の物件損害賠償につきましては、

後ほど報告事項にて御説明をいたします。

まず、事故の発生日時、内容等でございますけれども、平成23年8月10日午後5時15分ごろ、場所は児湯郡川南町大字川南17716番地4先の路上、ここは国道10号線でございますけれども、水産試験場に所属いたします主事・技師級職員が運転する県有自動車が、赤信号のため停止した相手方の自動車後部に追突したものでございます。被害の相手方でございますが、鹿児島県霧島市国分中央2丁目11-15-402にお住まいの赤塚大作様でございます。今回の損害賠償につきましては、治療費、通院費及び傷害慰謝料に加え、事故による後遺障害が認定されたため、後遺障害慰謝料等を含めました人身損害額375万3,286円となっております。全額保険から充当したところでございます。地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、損害賠償額について議会の議決をお願いするものでございます。

水産政策課は以上でございます。

猪股農村整備課長 農村整備課でございます。

議案第10号「農政水産部関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」御説明申し上げます。

環境農林水産常任委員会資料の9ページをごらんいただきたいと思います。今回、海岸保全施設整備事業につきまして、事業費の100分の10の市町村負担を予定しております。このたび、宮崎市の二ツ建地区で事業を実施するに当たりまして、宮崎市及び関係団体との協議が調いましたことから、地方財政法第27条第2項及び海岸法第28条の規定によりまして、議会の議決に付するものでございます。

農村整備課は以上でございます。

松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

た。議案等についての質疑はありませんか。

福田委員 3ページで説明いただきました新技術導入の関連、夏秋イチゴの県内の現況はどうですか。

山内営農支援課長 夏秋イチゴにつきましては、平成24年現在で10戸の農家によりまして83アールの栽培の現状でございます。7月から10月はほとんど国産のイチゴが出回らないというところで、83アールでございますが、九州で唯一の産地ということですので、全国的には100ヘクタールぐらいということですので、需要がかなり見込まれるということで、伸ばしていこうという取り組みでございます。

福田委員 私もかなり夏秋イチゴには期待をしておったんですけれども、しかし、ショッキングなことを現場視察しまして、私、7月初め、アメリカの野菜地帯を回ったんです。農政水産部長にも行きませんかとお誘いしましたが、そこで、かつての野菜地帯が一部、夏秋イチゴの大産地に生まれ変わっているんです。また、気候が冷涼で、7月の初めですけれども、日本では真夏ですね。100ヘクタール単位のイチゴ園が何カ所もできているんです。私は、イチゴは手作業を伴うからアメリカの大農業には無理だと思ったんです。ところが、テレビ、新聞等でよく出ますが、中南米からの移民の方と申しますが、法的にどうかはわかりませんが、一農場に大体150～160人入っておられるんです。完全に手作業で、日本の栽培技術と余り変わらない

日本はちょっとレベルが高かったですけれども、やっていました。試食もさせていただきましたが、「どこに送っていますか」と言ったら、現状では隣国のカナダ、一部、日本に送り始めましたと。東京に3日目に着きますと。エア便ですからね。東京ではケーキのトッピングに使っ

てもらっているということでしたから、我々が考えているようなことをもうやっているなと思ひまして、開発輸入ですから、実際にその技術指導しているのは日本だと思ひんです。そういう現場を見ましたし、名前は申し上げませんが、日本の種苗関連会社とその野菜地帯に全部あります。かつて戦前はそこで日本人がやはり野菜をつくっておったと。大戦後は、接収されたから、ないようすが、そういう状況があります。ちょっと心配しましたから、調べてほしいと思ひます。これは答弁要りません。

もう1つ、炭酸ガスの関係、これは以前から生産現場でも興味を持っておったんですが、具体的に本県ではどういう使い方をされていますか。

山内営農支援課長 炭酸ガス施用技術につきましては、委員御指摘のとおり、20～30年来、取り組まれているところでございます。炭酸ガス施用につきましては、冬・春期の低温、寡少日照の光合成能力を高めて収量等を増加させるという有望な技術でございます。ところが、本県におきましては、よその県と比べまして、ハウスの換気時間が早くからあけるということで、炭酸ガス施用の効果がいまいち発揮できていないという現状等がございました。そういった中で、総合農業試験場が開発いたしました本県独自の、今回普及を図っていこうというものでございますけれども、施用の時間帯ですとか、あるいは炭酸ガスの発生装置を局所、谷間のところで限定して発生させて、効果的な光合成能力を高めていこうというような技術でございます。そういったことで、現在、炭酸ガス施用技術を導入した果菜類の作付面積は3ヘクタール程度でございますけれども、目標年度を28年度に持っておりますが、それまでには30ヘクタールぐら

いまでに伸ばしていこうというふうに考えております。以上です。

福田委員 主品目は何に使われますか。全品目ですか。

山内営農支援課長 品目につきましては、大玉トマト、ミニトマト、イチゴ、ピーマンといった品目等でございます。

福田委員 各メーカーが炭酸ガス発生機をつくっておりますね。試験場での実用試験はもう終わられたんですか。今からですか。

串間総合農業試験場長 試験場で数年前から実施しております。灯油燃焼方式ということでやっております。品目も、今、営農支援課長が言った品目についてそれぞれ継続実施中でございます。

福田委員 ありがとうございます。

もう1つ、畜産関係、5ページでございますが、これは具体的にもう少し説明してほしいんですが、金額としては補正ですから余り大きくないんですが、これで十分なフォローができるんでしょうか。

押川畜産課長 もう少し詳しく御説明申し上げますが、品種ごとの区分がございまして、肉専用種、交雑種、乳用種、それぞれ生産者の積立金が、肉専用種の場合1万3,000円、交雑種2万5,000円、乳用種1万8,000円ということでございまして、当初、14万7,800頭ほどの計画をしておりました。その後、見込み等々をし直しまして、計算を重ねたところ、最終的には15万8,000頭ほどになりまして、その差、金額にいたしまして2,700万円ほどということになります。これは業態ごとに支払いますので、22年に支払っておりました分と合わせますと、業態の最後までこれで賄えるということになるかと思っております。

福田委員 これはありがたい制度なんです、

財源として、これは大変恥ずかしい話ですけども、牛肉関税資金が使われていますね。裏腹の関係があるんですが、輸入課徴金の財源が投入されているんですが、一方では輸入制限をかけなくちゃいけないんですが、そういう関係等で財源の枯渇なんかはないわけですね。大丈夫ですね。

押川畜産課長 ちょうど25年で業態等々変わりますので、国等へも要望しておりますが、国等から説明いただいている限りでは、今のところ継続して行っていただくということを聞いております。

福田委員 わかりました。

徳重委員 営農支援課の試験機関での実証と普及の課題なんですが、5番目の飼料用サトウキビの栽培、これは大体確立されておるんですか。

山内営農支援課長 飼料用サトウキビにつきましては、今回、実証を行いますのは、九州沖縄農業研究センターが育種登録した品種を本県において現地適応を実証していこうとするものでございます。現状といたしましては、まだ栽培面積等も数十アールといったような程度でございますが、目標年度までに、この事業におきましては3ヘクタールの導入を図っていこうということで、本県全域にわたりまして、10カ所において実証展示を行おうということで計画してございます。

徳重委員 今は余りなくなりましたが、ソルゴーと似たような考え方でいいんですか。

山内営農支援課長 ローズグラスといったようなものとの比較で今回実証していこうと思っておりますが、例えばコスト的に見ましても、ローズグラスとイタリアン等でキログラム2円30銭ぐらいの直接現金支出に当たるものがこ

のサトウキビですと1円50銭というようなことで、その辺のコスト実証も含めて進めていきたいということでございます。

徳重委員 収量はどれぐらいとれるものですか。

山内営農支援課長 収量的には、九州農試のデータにおきますと、乾物収量で4トンから5トンというような実績になってございます。

徳重委員 トウモロコシ一辺倒というか、そういう状況の中で、新しい品種が入ってくることを期待しておったんですが、これは拡大普及できるという見込みがあるんですか。

山内営農支援課長 今申し上げましたように、目標年次、この事業では3ヘクタールということなんですけれども、今言いましたコストの面とか、一度植えつくと長期間利用できるというようなメリット等もございますので、一定の普及は図られるものではないかなというふうに思っております。

徳重委員 もう1つお尋ねします。畜産課の関係で、現在の子牛の取引価格の状況がわかっていたら教えていただくとありがたいんですが。

押川畜産課長 本年4月、5月は、平均的には40万円程度で推移しておりましたが、5月末から6月にかけて、やや下がりました39万円台、これはことし特別ということではなくて、大体6月は子牛価格が下がる時期でございますので、通常の状態かと思えます。その後、8月、9月、現在はまた40万円を確保しているような状況でございます。

徳重委員 皆さん安定した価格で取引されるということはありがたいことかなと思っております。今のところ、そういった特別、価格が下がるというような見通しというのはないんですか。

押川畜産課長 子牛価格につきましては、当然、肥育農家の経営状況、導入状況等ございまして、枝肉価格の下落、配合飼料の高騰等、肥育農家に対して大変厳しい状況が来ておりますので、ここはよく注視してまいりたいと思っておりますが、むしろ、この8月から9月につきましては、私どもが心配しているより以上に子牛価格のほうは堅調に動いております。余り上がり過ぎても今度は肥育農家への影響がございまして、その辺は両方の状況をよく注視してまいりたいと思っております。

徳重委員 最後に、飼料が、特にアメリカが干ばつということで高騰するんじゃないかと予想されておりますが、その辺の考え方というか、見通しというのはいかがでしょうか。

押川畜産課長 委員御指摘のとおり、アメリカの干ばつによる収量減ということで、世界的に非常に飼料穀物がタイトになってきておるようでございます。国レベル、全農等の飼料会社等の動きとしましては、アメリカに偏っておりましたトウモロコシの供給元を、ブラジルなり南アメリカなり、ほかのところを探して、間口をもう少し広げようというのが1つ、あともう1つは、配合飼料の中で非常に多く使われますトウモロコシの代替となりますもの、小麦でありますとか、先ほど出ましたソルゴーの子実部分であるマイロでありますとか、そういったものとの代替ができないかということを今、検討されているようでございます。この状況につきましては、非常に長いスパン、タイトな状況が続くようでございますので、長期間にわたった見通しを持って、そういった国の動きなりまた私どもができるものとしましては、少しでも濃厚飼料の給与量を抑えるためのエコフィードの活用でございますとか、生産性の向上であ

りますとか、私どものできる方法でまた対応してまいりたいと思っております。以上です。

徳重委員 もう1つ。実は私は吉林省のほうに視察に行ったんですが、畑の大体7割がトウモロコシと言われているんです。何時間高速で走ってもトウモロコシなんです。畑の7割ぐらいがトウモロコシだそうです。全てそうなんです。すごい量だろうと思うんですが、中国から引いたほうが近いから、飛行機で2～3時間で来るようなところかなと、船だったら1日かかるかもわかりませんが、中国との穀物の取引というのはないものですか。

押川畜産課長 中国がかなり使われているというのはお聞きしておりますが、むしろ国内での生産がふえておりますことから、今のところは日本に対してというのは、やはりアメリカ中心で動いているということでございますし、中国の今後の状況を想定しましても、海外に輸出できる量がふえてくるというのはなかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

十屋委員 歳出予算説明資料の77ページと78ページのそれぞれの事業で、「人・農地プラン」の経営体への支援ということで3,400万、これはどのぐらいの経営体に支援するのかということと、農地の流動化促進とか、耕作放棄地の解消とあるんですけれども、これを数量的、面積的にどの程度を目指されるのかということと、78ページの無利子貸し付けの相手の数を教えてください。

工藤連携推進室長 農地の流動化の御質問でございます。3,400万の増額につきましては、国がことしから取り組んでおります農地集積協力金、いわゆる農地の出し手に対する支援ということで、具体的には、0.5ヘクタール以下に1戸当たり30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタールの農家に1戸当たり50万円、2ヘクタール超の

農家に70万円というふうなものを支給する協力金でございます。当初予算では4,600万というようにことで市町村の要望をお願いをしておりました。今回、再度、市町村のほうに要望をとりましたところ、3,400万の増額の要望がございまして、補正をお願いしているところでございます。

なお、面積につきましては、約166ヘクタールの面積の要望を現在いただいております。事業の推進を着実に進めていきたいというふうにご考えております。以上でございます。

奥野地域農業推進課長 78ページのほうの就農支援資金の関係でございます。現在までの今年度の貸し付けの実績ですけれども、22件で1億1万2,000円ということで、約1億円、9月までに出しております。今後も、かなりの資金需要が見込まれておりますので、大体、前期と同じぐらいの実績があるんじゃないかということで見込んでおります。以上でございます。

十屋委員 わかりました。

次に、93ページの家畜伝染病リスク管理、184万円の事業ですが、ここは説明がなかったもので、説明していただけますか。

西元家畜防疫対策室長 リスク管理体制強化事業でございます。この事業は、家畜伝染病の発生及び防疫に関しまして、対策を打つ事業でございます。具体的には、発生予防につきましては、鳥インフルエンザに関しまして、防鳥ネットの整備をする事業に対しまして助成をいたしますというもので、昨年度この事業に関しまして需要量を調査いたしました。その結果をもとに国に対して申請いたしておりましたが、国の事業の要領が変更になったということで、改めて今年度に入りまして需要額をとり直したということがございます。その結果、一部の養鶏農

家で鳥インフルエンザの防鳥ネットに関しまして希望が上がってきたということで、今回、補正をお願いするものでございます。

十屋委員 意外と要望が少ないという気がしたんですけれども、毎年毎年やられているんでしょうけれども、これだけで何件ぐらい 184万で余り大きな額じゃないんですけれども、養鶏の方々の防疫に対する意識はどうなんですかね。

西元家畜防疫対策室長 今回の補正で当初、56農場が希望しておりましたが、今回新たに12農場ふえまして、68農場ということになります。家禽農家に対しましては、今年度6月から巡回をいたしております。後ほどまた出てくるんですが、現在、4分の3ほどの巡回を終えておる状況ではございます。昨年に比べますと、巡回の結果といたしましては、防疫の意識は非常に高くなっているという報告をもらっております。

十屋委員 わかりました。

次に、新技術導入広域推進事業課題一覧の中で、地域エコフィードの活用とあるんですが、これは新規事業ということ 予算が新規で上がっているからでしょうけれども、今までエコフィードのこういう調査研究というのはこの地域でやっていなかったから改めてここに出したのか、ほかの地域では既にやっているのかということで理解していいんですか。

山内営農支援課長 まず、この事業で取り組みますエコフィードにつきましては、焼酎かす、ユズの加工残渣を中心としたエコフィードの給与技術の確立を図ろうということでございます。もちろん、焼酎かすにつきましては、かねてよりエコフィード等の実績はあるわけですが、今回取り組みますのは、畜試等で確立されておる芋のほか、今回は麦焼酎の麦のエコフィー

ドの活用を図ろうということで、県下におきまして、焼酎かすにつきましては北諸と西臼杵地区、ユズにつきましては西米良と児湯において取り組もうというものでございます。

十屋委員 ということは、地域のもので、3地域でそれぞれ麦焼酎の分とユズだから、ここで新規の予算で上がってきたということですね。6事業で800万という120万弱ですが、これで十分足りるということですか。

山内営農支援課長 この技術は、国の農業改良普及事業の高度化を図るために今回新規で創設された事業でございまして、営農支援課に置いております専門技術指導員が中心となって、普及と試験研究の橋渡しをこの事業によって行うというものでございます。その中で今回、6課題を選定させていただきました。839万1,000円の中身につきましては、一部、備品等の金額も入っておりますが、ほとんどが現地指導等の旅費でありますとか、あるいは各農家において実施いたします実証圃の設置経費になっております。

十屋委員 最後に、産業動物獣医師の確保ということで新たに拡充をされました。これを受けて卒業された方は当然、県の職員になるのか、また別な道を選ぶのか、それは自由だと思うんですが、卒業後は義務的なことが発生するんですか。

西元家畜防疫対策室長 修学資金を受けました学生につきましては、今回、県が畜産協会に対しまして補助いたします。国と合わせまして月々10万円ということでございますので、県の家畜衛生に携わる獣医師になっていただくことが条件ということになります。その場合、もらった年数の2分の3倍の年数を勤務していただくことで返還の条件はクリアされるということに

なっております。

十屋委員 わかりやすく言うと1.5倍ということですね。わかりました。安定的確保を図るということは、当然、卒業したら県の職員さんとして働いていただける、そういうふうな理解でよろしいんですか。

西元家畜防疫対策室長 ただ、間に国家試験というものがございまして、そこはクリアしていただかないといけないということにはなりません。

十屋委員 そうすると、県職の採用試験と獣医師との関係というのは、当然、公平公正に行われるべきだと思うんですけども、そのあたりは何か特別な枠とかがあるんですか。

西元家畜防疫対策室長 県の採用試験に特別な枠というのはございませんが、先に採用試験のほうで7月にありまして、その後、6年生であれば3月に国家試験ということになります。枠とか、つながりというのは全くないというのが現状です。

十屋委員 ということは、だめな場合もあり得るんですか。そこがちょっとわからないんですけど。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 採用につきましては、当然、公平公正ということになりますので、特別な枠は持ってありません。このような修学資金を受けた学生については当然、県職員の試験はクリアしてくれるものというふうに思っております。

十屋委員 県側が希望する数と受け手側との意思の疎通は当然、一致するものと、普通、考えるんです。そこが微妙に難しいなと思っておりますので、公平公正にやりながらも、確保しなきゃいけないという実情があって、そこはどういうふうな形になるのかわかりませんが

いろいろな条件をクリアできるのかなという非常に苦しいところだと思うんですが。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 先ほどもお答えしたように、県職員の試験というハードルと今度は国家試験というハードルもございまして。いずれもクリアしてもらえないと県職員になってもらえないということで、実際に課題もあるだろうというふうには思っております。ただ、修学資金をもらう以上、しっかりその2つのハードルをクリアするように側面的に指導していくということも必要なのではないかとこのふうには思っております。

十屋委員 側面的にですね。わかりました。

最後に、損害賠償の額の決定で300万円以上ということで議案として上がっているんですが、後遺障害ということを含まれてということなんですけど、かなり激しい事故だったというふうに理解してよろしいんですか。余りにも額が大きいので。

成原水産政策課長 後遺障害については14級の認定ということで、いわゆるむち打ちと申しますか、そういう障害というふうに伺っております。

十屋委員 最後にしますけれども、停車していたのを後ろからどんとたたんだらと想像はできるんですけども、むち打ちするにしても、かなり額的に大きいから、車の破損の状況とかいろいろ算定されての話なんだろうけれども。私も一回やられたことがあるんですけども、ここまで出なかったなと思いましたが、かなり激しかったんですね。

成原水産政策課長 後ほど物損のほうについては御説明をしますけれども、17万円程度の額でございまして、軽いか重いかというのは軽々に申し上げられないんですけども、額的にい

うとそれほどの額だということでございますので、御想像にお任せしますけれども、後遺障害の14級というのは一番低い級というふうに伺っております。わかりやすいデータとして、追突時のスピードが10キロ程度であったということでございますので、さほど重大というか、大きな追突ではなかったというふうに認識しております。

丸山委員 3ページの新技術導入広域推進事業についてお伺いしたいんですが、この中に挙がっていない技術だろうと思って、心配していますのが、ハウス園芸で使っている臭化メチルが来年、完全に撤廃だというふうに聞いているんですが、その辺の新しい技術に対することは今どうなっているのか、逆にまた広めないといけない新しいものがどういう形になっているのかというのをお伺いしたいというふうに思っております。それを少し聞かせていただければと思っております。

山内営農支援課長 臭化メチル全廃後の代替技術ということのお尋ねでございますが、委員御指摘のとおり、臭化メチル剤全廃後の対応というのは非常に重要な課題と思っております。このため、県におきましては、本県の気象条件を生かした太陽熱の消毒技術とか、あるいは既存の消毒法の組み合わせによりまして、防除効果の実証普及に、産地段階、試験研究段階から取り組んでございます。その中で、代替剤の一つとして期待されておりますのがヨウ化メチル剤ということで、これに対しましては、現地での実証を進めております。また、今後の技術確立を目指しまして、総合農試のほうにおきましては、焼酎かすを利用した防除技術などの検討等も進めております。そういったことで、臭化メチルにつきましては、土壤用途が今年12月末

で最終使用年ということになっておりますので、そういった対応を適切に進めていきたいと思っております。

丸山委員 ヨウ化メチルとか出ましたが、現場のほうで、なかなか温度が上がらないとか、非常に使いづらいとかいうのがあって、心配していて、焼酎かすが土壤消毒、土壤改良 という表現がいいのかなんですが、いいらしいというのでも聞くんですが、臭化メチルが使えず、土壤消毒がうまくいかないと 特にメロンなんかが一番いいときに根腐れとかだめになって、品質が落ちて、収益にがたんと響くと聞いているものですから、ここは早目に これまでもずっと臭化メチル対策は、熱処理とかいろいろやったんですが、なかなかこれという特效薬がなくて、ずっと引っ張ってきている状況なものですから、非常に心配しています。ぜひ早目に、もう尻に火がついているというか、非常に心配していますので、その辺の本当の意味の形を教えてくださいとありがたいんですが。

串間総合農業試験場長 臭化メチルの代替技術につきましては、過去ずっと試験場で開発に取り組んでおります。まず、従来型の太陽熱消毒、宮崎型の改良型の太陽熱消毒をして、特に黒ぼく地帯のミニトマトあたりでは著しい効果を上げておりまして、普及しております。青枯れ病が出ないというような状況です。それから、キュウリの土壤伝染性の緑斑モザイクという非常に怖いのがあるんですけれども、これにつきましては、地域資源である畜産廃棄物 堆肥をある程度完熟にしまして、それを施用して腐熟することによってウイルスを根絶する、これは技術を確立しまして、全国レベルで講習会等でこれから先、今年度いっぱいかけて普及していくということになっております。

それから、今お話にありました焼酎かす加工液ですが、これはもう4～5年になりますが、試験場内においてメロンのつる割れ病、黒点根腐れとか、センチュウ、これを接種した上で実証してみますと、ほぼ完璧にいけているということがありまして、既に特許庁で特許がおりております。後はメーカーさんといかに 農薬取締法の関係があるものですから、土壌をよくするんだといううたい文句でやっていけばと思いますが、その辺を調整しながら普及に向けて、農家の段階で間違いのない施用ができるようにおろしていきたい、普及していきたいと考えておるところでございます。

それから、品目によっていろいろ対策はあるんですが、一つはピーマン、これも土壌伝染性のウイルスがありますが、これは剤じゃなくて台木によってクリアしようということで接ぎ木栽培、これも今までの青枯れ病、疫病、センチュウまで抵抗性のある品種を近々発表する予定ですので、品目によってそれぞれ選択肢を準備しておるといような状況でございます。以上でございます。

丸山委員 ぜひ、遅延のない技術の移転といえますか、それをしっかりやっていただくことが農家の所得の向上、安定につながりますので、お願いしたいと思っています。

あともう一つ、エコフィードの活用についてお伺いしたいんですが、麦焼酎をとという話で、エコフィードでやっていくということなんですが、ぜひお願いといいますが、実は新聞でも出ましたけれども、高原町でつくっている麦が、延岡のひでじビールさんの「金生」というのが金賞をとったんですが、そこと話をしているのは、その麦かすを今度はまた高原町に持ってきて、エコフィードをやっていきたいというよ

うな形も考えているものですから 今の状況だと北諸とか西諸が入っていないのと、ビールかすとかはそういう対象にならないのか、そういうのを伺いたいと思っています。

山内営農支援課長 この事業につきましては、3年間で取り組んでいこうというものでございますので、今回は、先ほど申し上げました地域において取り組みをしてございます。また、現地の要望等が上がってくれば、この3年間の過程の中で検討していくことも可能ではないかなと思っています。

丸山委員 ぜひ、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、7ページの獣医師確保についてなんですが、獣医師の今後5年前後の退職予定者数というのはどれくらいなのか。また、今までどれだけ獣医師が、梓を持ったけれども、どれくらいしか集まっていないとか、そういうのがわかればお伺いしたいと思うんですが。

西元家畜防疫対策室長 今後10年間の退職者数が55名でございます。そして、これまでの採用者は、平成23年度におきましては、退職者数14名に対しまして、募集が12名、採用が8名ということになってございます。今年度につきましては、退職者数が5名に対しまして、募集13名で、現在のところ採用試験で15名が合格している状況でございます。それから、先ほどありました退職者数は、農政水産部、福祉保健部合わせて55名ということでございます。

丸山委員 今回、補正が通れば11名にふえるということなんですけれども、今までは5～6年生だったのを1年から6年ということなんです。何年生がどれくらいのバランスになっているのか、1年生に何名、2年生に何名とか、そういうのがわかれば教えていただきたいと

思っているんですが。

西元家畜防疫対策室長 現在のところ、11名の内訳といたしまして、6年生が5名、4年生が5名、3年生が1名ということになってございます。

丸山委員 今後、55名退職する。昨年が14名だったので、今回15名が1次試験まで通っていますので、せめて13名入っていただければある程度補充はできるのかなと思うんですが、今後、ここに書いているとおり、ペット関係のほうに大分流れていて、共済でもなかなか確保が難しいと言われていまして、もし獣医師が確保できなければ、宮崎の畜産というのが大きなダメージを受けていきますので、いろんな大学等と連携しながら、十二分に確保していただきたいというふうに思っています。

よく我々、宮崎県と鹿児島県の確保の状況と比較して、鹿児島県はかなり充実していて、人数も多いんじゃないかという話もあって、口蹄疫のとき、もうちょっとふやすべきじゃないかというようなことも議会のほうからはあったと思うんですが、今後、獣医師の確保は今の定員で十分だというふうに思っているのか。今後、防疫体制をしっかりと強化するためだったら、もう少し獣医師の数の枠をふやすべきじゃないのかという議論はしていないんでしょうか。

西元家畜防疫対策室長 本県の獣医師数につきましては、昨年度、平成23年度に策定いたしました県の獣医療計画という中で、今後10年間で家畜防疫員を20名増加しようという目標を持っております。鹿児島県と比較いたしますと、鹿児島県は、家畜保健所の数も本県に比べますと圧倒的に多く、6本所3支所ございます。獣医師数も76名程度おります。宮崎県と比べますと、宮崎県は、頭数は鹿児島県並みにおる割に

は、獣医師数が鹿児島県に比べて少ないという現状も踏まえまして、今後、そういう計画を持っておるところでございます。

丸山委員 我々も必要と思っておりますので、獣医師になる学生が、ペット系に移行しているという危機感を持っていますので、この辺は、大学 宮大が一番近いから宮大なのかわかりませんが、大学と連携しながら、やっていただかないと、存亡の危機になると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中野委員 歳出予算説明資料の93ページ、養鶏振興施設整備事業6,860万円、これは全く新規で始める話か、既存の業者が何かやる話か、中身、それと1件でこれだけの金額か、もっと具体的に。

押川畜産課長 畜産団地整備育成事業費の6,860万円の中の養鶏振興施設整備事業でございます。これは現状、2カ所で1つの農家、農事組合法人でございますが、30万羽ほど飼育しておりますところが、集卵、洗浄、格付、いわゆるGPセンターといいまますけれども、1時間に2万5,000卵の選別ができますのを2カ所でやっております。今回の事業で、2億5,500万円ほどかかりますけれども、1カ所に2台据えつけるということで、この能力が1時間に4万個の卵を処理するというところでございますので、今まで2カ所に行っていた分を1カ所に集中するということと、機械を新しく高能力のものにするということで、より安全で効率的ということになるかと思ひます。

中野委員 わかりました。

それから、資料の6ページ、今、枝肉の低迷、それで今、価格補填が出ていますけれども、1頭7,600円とか2万5,000円、実態はどうなんですか。枝肉の生産費というのは幾らぐらい、70

万円とか80万円とか、どんな状況ですか。1頭当たり7,600円もらって、丸々赤字が減ったという話じゃないけれども、肥育農家の状況。

押川畜産課長 いわゆるマルキン事業に関する御質問と思いますが、例えば平成24年6月の状況でお話ししますと、肉専用種が粗収益が80万2,292円のときに生産費が84万1,037円かかりまして、差額で1頭当たり3万8,000円余りの赤字というようなことになっております。交雑種でいきますと、これがもっと大きくなりまして14万2,000円、今回の基金によりまして、この8割は補填をされるということでございます。以上です。

中野委員 関連ですけれども、今、畜産の復興とか言っていますけれども、トータル的に、私の周りは大抵繁殖が多いんですが、一部、肥育があるけれども、肥育頭数というのはどんなですか。

押川畜産課長 従来、宮崎県は鹿児島県あたりと同じで、子牛生産、いわゆる繁殖地帯で、全国に供給しているということございまして、むしろその時点では、より付加価値を高めるために県内で肥育をやるというようなことも考えて推進してまいりましたが、今現在としましては、ほぼ頭数的には、繁殖、肥育、同じような肉専用種だけで申し上げますと、今現在は県全体で8万4,600頭ほどの肥育頭数で、繁殖牛は15万8,000頭ですので、いわゆる肉専用種、黒牛だけでいえばかなりまだ繁殖が多うございますが、肥育の中には、乳雄、F1等々もございますので、肥育が占める割合はかなり高くなってきていると思っております。むしろ私どもが危惧しておりますのは繁殖農家の高齢化で、かなり繁殖農家が減ってきておるので、県内はもとより、国内に供給する繁殖素牛が減っていく

んじゃないかというほうをむしろ危惧しております、こちらにも力を入れて繁殖基盤の充実を図ってまいりたいと考えております。

松村委員長 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようでございますので、次に報告事項に関する説明を求めます。

成原水産政策課長 水産政策課でございます。

損害賠償額を定めたことについて御説明を申し上げます。お手元の常任委員会資料の10ページをお開きください。これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、損害賠償の額の決定につきまして、知事の専決をしたものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

この事故は、議案第9号で説明いたしました人身に対する損害賠償と同じ事故のうち、物件に関する損害賠償でございます。資料にございますとおり、相手方は、東京都中央区日本橋室町2丁目2番1号、関東化学株式会社代表取締役社長野澤学氏でございます。この会社が所有していたということでございます。今回の損害賠償額につきましては、自動車の修理費用でございます物件損害額17万7,681円で、全額保険から充当したところでございます。

水産政策課は以上でございます。

松村委員長 暫時休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

水産政策課長のただいまの損害賠償額を定めたことの説明について質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようでございますので

で、次に移ります。

工藤連携推進室長 続きまして、県が出資している法人等の経営状況についてでございます。

連携推進室のほうからは、公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。常任委員会資料の11ページをお開きください。

1の沿革ですが、昭和35年に社団法人宮崎県農業開発機械公社として設立、以後、農地保有合理化事業や畜産経営環境整備事業に取り組み、平成19年に農業後継者育成基金協会と組織統合、本年4月から公益社団法人へ移行いたしました。

2の組織ですが、役員17名、職員18名の体制となっております。

3の出資金等ですが、(1)の出資金6,000万円、(2)の農地保有合理化事業基金3億3,700万円、(3)の農業担い手確保育成基金9億6,000万円余でございます。

次に、12ページの4の事業ですが、(1)の農地部門では、規模を縮小しようとする者から農地の買い入れ等を行い、規模拡大を図ろうとする認定農業者等に売り渡し等を行い、農地の面的集積を推進しますとともに、耕作放棄地の再生・整備に関する事業を実施しております。

(2)の担い手部門では、就農希望者への相談活動や先進農家での受け入れ研修、また技術習得に必要な資金を無利子で貸し付ける事業を実施しております。(3)の畜産施設部門では、草地・飼料畑等の造成整備や、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施しております。(4)の新農業支援部門につきましては、6次産業化や農商工連携の推進窓口として各種連携のコーディネートや、農業経営の多角化に向けた人材育成の支援等を行っております。

なお、参考ですが、(1)の長期保有地につき

ましては、23年度末の保有量は0.8ヘクタールとなっております。次に、(2)の一般正味財産期末残高につきましては、公社の経営改善等の取り組みにより、平成23年度の当期一般正味財産が2,300万円余増加したことから、9,000万円余となっております。

次に、公社の平成23年度事業報告並びに平成24年度事業計画につきまして、御説明いたします。お手元の平成24年9月定例県議会提出報告書をごらんください。89ページでございます。

1の事業概要につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

2の事業実績でございますが、(1)の農地部門関係事業では、事業費3億4,695万円余で、売買事業では38.8ヘクタールの農地を買い入れ、36.4ヘクタールを売り渡しております。貸借事業では、23年度末で32.9ヘクタールの貸し付けを行っております。以下、(2)の担い手育成支援部門関係事業、90ページでございますが、(3)の畜産施設部門関係事業を実施しております。また、(4)の新農業支援部門関係事業では、加工業務用農産物の生産拡大や6次産業化計画の認定等への支援を行ったところでございます。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。181ページをお開きください。

概要及び県関与の状況の人的支援につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をいたします。

財政支出等でございますが、平成23年度の県委託料は4,100万円余、県補助金は3億8,000万円余、県交付金・負担金・出資金は300万円余となっております。県貸付金残高は8,000万円余、

県の損失補償契約等に基づく債務残高は9億6,600万円余となっております。なお、委託料等の主な内容につきましては、の畜産担い手育成総合整備事業や、の農地保有合理化促進事業等でございます。

次に、活動指標をごらんください。3つの指標についてそれぞれ目標を設定したところですが、農用地等の年間買入れ面積の達成度は70%でございました。就農相談件数及び農商工連携・6次化の取り組み数につきましては、目標を達成いたしております。

次に、182ページをごらんください。財務状況ですが、平成23年度の実績を御説明いたします。正味財産増減計算書ですが、経常収益は8億6,600万円余、経常費用は8億4,900万円余で、当期経常増減額は1,700万円余となっております。これに有価証券評価益などの経常外増減額を加味した当期一般正味財産増減額はプラス2,300万円余となっております。また、当期指定正味財産増減額はプラス7,900万円余となっております。これらの結果、正味財産期末残高は15億9,600万円余となっております。

次に、貸借対照表でございます。資産は38億5,500万円余で、主なものは、中間保有しております農地や事業基金でございます。負債につきましては22億5,800万円余で、主なものは、農地の買入れ資金残高や6次化関連事業の預かり金等であります。この結果、資産から負債を引いた正味財産は15億9,600万円余となっております。

財務指標でございますが、の県補助金等比率は、目標値90%に対し実績値は109.2%となっており、の管理費比率は経費の節約等により目標を達成しております。

次に、総合評価の県の評価でございます。公

社独自の経営改善計画に基づきまして、計画的な事業運営に努めますとともに、本年4月から公益社団法人として継続的、効果的な事業への取り組みについては評価できるというふうに考えてございます。財務面につきましては、管理経費等の経費節減に積極的に取り組んでおりますが、さらなる財政の適正化に向けた取り組みが必要であると考えております。組織面につきましては、事業規模に応じた職員の配置となっております。年齢構成等を配慮した体制の構築も必要であると考えております。なお、長期保有地は前年同様の0.8ヘクタールですが、今後、口蹄疫埋却地の対応など、売り渡し体制の強化が必要だというふうに考えてございます。

平成23年度の事業報告は以上であります。

続きまして、24年度の事業計画について御説明いたします。104ページをお開きください。

平成24年度の事業概要、事業計画は、記載のとおりでございますが、本県農業の振興を図ることを目的としまして、農地の利用集積や耕作放棄地の再生利用、新規就農者等担い手の育成確保、また6次産業化等による新たな成長産業化を推進していくこととしております。

次に、105ページの3の正味財産増減予算書ですが、(1)の公益目的事業会計は、農地部門などの4部門の事業について、経常収益は12億7,800万円余、それに対します経常費用は12億9,900万円余で、当期経常増減額は2,000万円余のマイナスとなっております。

また、107ページの(2)の法人会計ですが、これは公社の管理運営関係でございます。経常収益の計は1,600万円余で、それに対します経常費用の計は1,300万円余、当期経常増減額は261万円余となっております。平成24年度の正味財産期末残高は9,200万円余を予定しております。

以上で公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

松村委員長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

中野委員 要望ですけれども、皆さんは書いたものをばんばん読むだけで、こっちはついていけないわけです。説明するときの、そのための資料だから、もうちょっと説明を工夫してください。書いたものをばらばら読まれて、こっちはついていけない。

工藤連携推進室長 説明が早口で申しわけございません。

丸山委員 きのうも少し議論になったんですが、平成23年度から、県から派遣されている職員の給与が県のほうから直接支給されることになったということで、本来であれば、181ページのその他の県からの支援等の中に 県の職員費というのは県から支給されていて、これを見ると6名派遣していて、3,200万円ぐらいが直接県のほうから支給されている形になっているのではないかと考えていますので、そういうことも書かないと、経営がどうなのかというのがわからないということ、これは全体的な話ですので、今後、農政水産部だけではなくて、そういう取り組みをやっていただければというふうに思っております。

工藤連携推進室長 今、委員おっしゃいましたように、県のほうから公社に出向しております職員の給与の一部が県から支給を直接されているというふうなところでございます。181ページには表記がございませんが、ほかの公社等の関係もございますので、検討が必要ではないかというふうに考えています。

鈴木農政企画課長 丸山委員御指摘の点でございますけれども、派遣している県職員の人件

費につきましては、最高裁の判例等がございまして、県から直接支給できるものについてはそういうふうに行うという改正が平成22年から23年にかけて行われたということでございます。そういったことで、過去のデータと比較したときに、やり方が変わったということで、比較がうまくいかなかったというようなことがあると思いますので、様式につきましては、農政水産部だけでなく県全体でそういったことがわかるような形で改善するように検討させていただきたいというふうに思っております。

丸山委員 同じようなことで182ページの財務指標の中に、目標値が90%、実績値が109.2%になっているのは、そういうことでこのような実績値になったというふうに理解していいのか。そうなるちょっとおかしいんだろうなというふうに思ってしまうものですから、その辺を少し説明していただくとありがたいんですが。

工藤連携推進室長 財務指標の 県の補助金等の比率でございます。目標値が90%に対しまして、実績が109%ということですので、補助金等による依存が高くなったというふうな数字になってございます。そういうことで達成度が78%ということになっておりますが、これにつきましては、一つの大きな要因としましては、公社事業で過半を占めます畜産公共事業でございますが、この畜産公共事業の当初計画に対しまして実績が下がってございます。この計算式でいいますと、指標計算式の分子を構成する県の補助金、こちらのほうの畜環事業の減少によります減額があるんですけれども、分母を構成する県の補助金等、それとまた受益者の負担を合わせた額が減額になります。そういうことで分母のほうの数字が分子に比べて相対的にかなり少なくなりまして、結果的にこの実績値の数値

が、109%ということになってございます。そういうふうな実態がございます。

今後につきましては、このような畜環事業の取り組みを計画どおり確実に実施するということを行うとともに、ほかの事業につきましても、なるべく県の補助金ではなくて国の直接の事業とか、そういうふうなものを使うことで補助金依存の数字の部分を下げるができるということで、24年度の目標値につきましても、そのような取り組みの中で90%というようなことで、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

丸山委員 要望しておきますけれども、先ほど課長から説明がありましたとおり、口蹄疫の埋却地が、長期保有になって公社経営が悪化しないように、できるだけ早く売り渡しができるような形をしっかりとやっていただきたいことを要望したいと思います。

工藤連携推進室長 埋却地につきましては、一生懸命やらせていただきますが、具体的には、来年4月以降、再生・整備等もまた始まるわけでございますけれども、公社としましても、埋却地が長期保有地にならないというのは経営上の一番大きな課題だというふうに考えています。年内には各市町村、JAと協力して、売り渡しの体制の整備をした上で、現地の情報をしっかり把握しながら、対応していきたいというふうに考えてございます。

中野委員 例の埋却地の問題ですけれども、この制度で買った分と、事前借地みたいな形で個人で埋めた分がありますね。農業公社で買い取った分と、その前に個人で埋めたところの土地、それなんか例えば環境整備費みたいなことで借地とかやっているよな。あれなんかも今度

例えば国がいろいろ埋却地の整備、販売す

るためのとなっているけれども、極端な言い方をすると、あれは個人だから販売する必要はないわけね。その辺の考え方というのはどうなっているのか、よくわからんのだけど。

西元家畜防疫対策室長 埋却地につきましては、公社が買い取った土地と、民有地と申しますか、個人がそのまま持っている土地がでございます。それに対しまして、県では支援管理というものをこれまでやってきております。個人で持っておられる農地に対しまして、公社保有地と同様に、その管理というのはこれまでやってきたという経緯はございます。

十屋委員 先ほど丸山委員が言われたように、県から出向している職員の給与のところは、きのう環境森林部では、新たに来年度以降ここにちゃんと明記するというお話があったんです。そういうのがあったので、当然、全庁的に公社のことについては、先ほど課長が言われましたけれども、伝わっているものと思っていたんですが、そういうお話は、この説明の中にすることはなかったんですね。そこを確認させていただきます。

鈴木農政企画課長 きのうからきょうにかけてということだと思いますけれども、大変申しわけないですけれども、私のほうにはこういう御議論が出たという話までは伺っていたんですけれども、その方針について、来年度からの資料についてどうしますというような具体的な話までは聞いていなかったものですから、先ほどのようなお答えをさせていただいたというところでございます。

十屋委員 そういう話が出たということであれば、当然、最初にきちんと説明していただけるのが筋かなというふうに思っていましたので、そこはまた今後よろしくお願ひしたいと思いま

す。

それを踏まえて、182ページの財務内容が県の評価としてAとなっているんです。その上の文章を読むと、ここに書いてあるとおり、「県への財政依存度が高く、財政の自立性が低いため、さらなる財政の適正化に向けた取り組みが必要である」と。指標ではAかもしれないんですけども、評価としてはこういう表現をされているというのは、正直なところ、そこは矛盾じゃないかなと思うんです。Aという評価、良好と書いてあるのとこの言葉が合わないということなんです。謙虚におっしゃられているというのはわかるけれども、評価はAじゃなくて別な評価になるんじゃないですか。

工藤連携推進室長 今、委員おっしゃいました表現と財務内容のAということでございます。財務内容につきましては、私の説明が早くて恐縮だったんですが、公社全体の経営からしますと、マイナスの正味財産もここ近年、横ばいというようなことでございまして、公社全体の経営では、国の事業、県の事業を使いながら、目的とする事業ができていくということでございまして、財務状況、全体的には一応、Aという評価をさせてもらっております。ただ、先ほどちょっと御説明しましたように、各種事業でもなかなか計画どおりにいかなかったりとか、あるいは今後、国の事業の予算等も非常に厳しい状況もありますので、当然、経営改善計画の中に、公社の経営改善というのは、いろんな面から、トータルに経費の節減を含めて、新たな事業の取り組みも含めてやっていく必要があると考えております。そういう意味では、問題意識を持って公社全体の事業を進めていく必要があるということで、こういうふうな表現をしたところでございます。おっしゃるように、Aとい

うところであれば、上のほうも非常に円滑にといった表現にしたいところではございますが、現実的にはやはりそれぞれの事業で課題もございまして、国なり県の予算も厳しいところがありますので、公社もプロパーの職員の方も含めて高齢化もしておりますし、そういう意味では、全体としては公社の経営を、今後も引き続きしっかりやっていくような取り組みを事業も経費節減も含めてやる必要がある、そういうようなところは表現させていただきたいと思ったところでございます。

十屋委員 正直に書かれているのは十分わかるので、それだったら評価がAだからいいとか悪いとかというんじゃないで、組織としての経営母体がちゃんとしているんですよということで、依存度を減らさなきゃいけない。前向きに考えたときに、ここの文章からすると、Aというのはいかがなものかなと正直に思ったところなんです。そういう問題意識もあって、ちゃんとやられている、頑張ろうという気持ちは十分わかりますから、評価のA、B、C、Dが全てをあらわしているとは思っていないので、そういう思っただけのことがこの評価としてのA、B、C、Dであるのであれば、該当するところにやっても何ら問題ではないと思うんです。全体の中身を説明されて、先ほど言った正味財産増減額でも変動がない、今までどおりちゃんとやっているんですよということを説明されたわけだからというふうに思っただけです。

中野委員 決算書の話ですけれども、公益法人会計と、例えばこっちに法人会計とあるじゃないですか。法人会計と公社決算、ちょっと勉強不足でわからんだけけど、商法にのっとると損益計算書と2つになるんだけど、これで見ると、なかなかわかりにくい。決算報告書という

のは、公益法人にのっとった会計方法というのは何か特定されているんですか、基本的な話だけ。

鈴木農政企画課長 その点について私もすぐにはあれですので、調べてお答えさせていただきたいと思います。

中野委員 それと法人会計というのはどういう意味ですか。

工藤連携推進室長 今回、公社が4月に公益社団法人に移行いたしました。これまでと様式も若干変わった部分もございますが、例えば内部取引消去の欄が追加になったりしておりますけれども、公益社団法人に変わったことによりまして、会計基準が今回の御説明した様式で整理をするということになりまして、会計基準の一つの決まりといたしますか、そういうことでこういう様式になってございます。

それと、法人会計という項目が24年度の計画で出ておりますが、新しい会計基準の中でこういう法人会計というものを整理するという決まりになっておりまして、具体的な中身としましては、公社の全体の運営管理をする、いわゆる総務といたしますか、一般管理といたしますか、そういうふうなところの会計を法人会計という形の中で記載するということになってございまして、そういうふうな表記になってございます。

中野委員 新しい公益法人の決算の原則とか商法だったら原則がある、そういうのを何か書いてあるのか。決算書の原則論みたいなことは。

工藤連携推進室長 済みません。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

徳重委員 181ページの活動指標というところでの農商工連携・6次産業化の取り組みということで、23年度目標が7だったのが実績31とい

うことですが、どういう事業が入ってきているんですか。31というのは非常に多いわけですが、なぜこうなったのかと、どういう事業なのかを教えてください。

工藤連携推進室長 6次産業化の認定の関係でございます。この31につきましては、内訳がございまして、1つは、農商工連携促進法に基づきます事業計画認定ということが5件でございます。それ以外の26件につきましては、昨年度から施行されました国の6次産業化法に基づきます事業計画の認定が26件ということございまして、6次産業化法に基づきます認定26件は、九州では一番多い認定数になってございすけれども、6次産業化法に基づく26件と農商工連携促進法に基づきます認定5件を合計したものが31件でございます。

徳重委員 その事業内容というのはどういうものでしょうか。

工藤連携推進室長 農商工連携促進法による5件というのは、農業者と商工業者が連携して新たな農産加工品とか畜産加工品を開発するための計画でございます。また、26件の6次産業化の認定につきましては、農業者や漁業者がみずから加工・販売・流通まで取り組む、いわゆる6次産業化というふうな取り組みでございます。具体的には、野菜を活用した新たな商品とか、果汁あるいは米粉の取り組みとか、そういう農産物の加工・流通・販売に取り組む計画という内容でございます。

徳重委員 6次産業化ということになりますと、今おっしゃるように、加工やいろんな付加価値を高めて云々ということになるだろうと思うんですけれども、これに当然、新たな雇用というのがかなり入ってきていると思うんですが、どれぐらいの雇用になっているか、把握されて

いますか。

工藤連携推進室長 31件認定されまして、具体的には、計画に基づいた事業の取り組みがこれからというところでございます。もちろん、農業法人の方が6次産業化で経営の多角化をすれば、雇用という話もあるかと思いますが、現時点でこの中でどのぐらいの雇用があるかという数字はまだ把握してございません。これから雇用が拡大されるのではないかというふうに考えております。

徳重委員 雇用促進がされなければ意味がないのかなという気もするわけで、当然、付加価値のあるものにしていくということになるわけですから、やはりその辺のことはしっかり把握してほしいなと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

そして、次年度も35件、目標を立てていらっしゃるんですね。これを認定するということが前年度の実績によって、これはやっても無駄じゃないかというようなこともあり得ると思うんです。ある程度指導はただ申請がされたら全部認めるということにしてはいけないんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょう。

工藤連携推進室長 今、委員おっしゃいましたように、これは認定された数字でございますので、6次産業化につきましては、農林水産大臣が、国が認定します。農商工連携もそうなのでございますが、認定をして、それからしっかり事業展開していくというふうなことになるように思います。

徳重委員 私が言いたいのは、ことしも31件認定されましたね。来年度に35件を目標にということのようですが、前年度やってみて、認定してやった仕事が順調にいきそうにない、これ

は事業を待たれたほうがいいんじゃないですかと、そういう指導はされないものかということをおっしゃいます。

工藤連携推進室長 済みません。説明が不足しておりました。この計画の策定、それと計画認定してからの実際の計画の展開については、農業振興公社にプランナーという者を配置しておりますので、産業支援財団のほうと連携して、いわゆる流通の専門家とか新商品開発の専門家、あるいは業務管理、トータルのそういうサポートができる方を今、配置しておりますので、認定していただいた後もそういうプランナーがしっかり事業支援をしていく、ソフト面の支援をしていくということで、目標達成できるようなモデル的な事例にぜひしていきたいというふうに考えてございます。

徳重委員 わかりました。

松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようですので、この件に関しては終わります。

時間がお昼にかかりましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

午前中に御質問があった件について御説明させていただきます。

まず、公益法人の会計基準に関して御指摘があったと考えております。公益法人の会計基準につきましては、公益法人会計基準が昭和50年以降、関係省庁の協議によりつくられまして、直近では平成21年に改正されたところでござい

ます。この中で、どういったものを公益法人が
つくるかということが一般原則という形で整理
されているところがございます。具体的には、
財務諸表及び附属明細書、財産目録を作成しな
ければならない、あるいは財務諸表の中には貸
借対照表、正味財産増減計算書、また大規模法
人につきましてはキャッシュフロー計算書をつ
くらなければならない、そういったことが原則
として提示されております。そういったものに
基づきまして、公益法人がつくったものを地方
自治法の規定に基づいて我々は報告を受けてい
るという形にはなっております。なかなか書
類上、実態把握できるかどうかという、また実
際のところは別だとは思いますが、報告の
ところでは、こういう法人の実際の経営
状態とかいうものがわかるように努力してい
きたいというふうに考えているところでござい
ます。

また、もう1つ御指摘がありました県が出資
している公益法人の派遣職員の関係でござい
ます。これにつきましては、きのうの環境森林部
のほうの御議論もありまして、我々も注意不足
があったところはおわびいたします。今後の説
明につきましては、担当課・室長のほうから、
県から派遣している職員の人数及び支給額につ
いては口頭でさせていただきたいというふう
に思いますが、資料を来年度以降どうするかとい
う話はまた全庁的に検討させていただきたいと
いうふうに考えております。以上でございます。

工藤連携推進室長 今、農政企画課長のほう
から御説明がありました2点目の関係でござい
ます。県が出資している法人等の県職員につ
いては、報告書の181ページをごらんいただ
きたいと思っております。農業振興公社の先
ほど御説明いたしましたところでは、人的支
援という

ものがございます。平成23年度(4月1日現在)
という欄がございます。県職員の数でござい
ますが、6名ということでございます。県から
派遣している職員6名に対しまして、公社のほう
では3,596万1,000円を直接支給しております。
以上でございます。

松村委員長 今、農政企画課長、連携推進
室長から説明がございましたけれども、質疑を
された委員の皆さん、よろしいでしょうか。

中野委員 課長が言ったことで言葉尻をつか
まえるわけじゃないけど、数字を把握するかど
うかというそんな話があったけど、決算とい
うのは1円たりとも間違ったらいかん。いいか
げんな、わかる範囲で決算書をつくりますな
んて何かそんな感じにとったんだけど。

鈴木農政企画課長 私が申し上げたかったの
は、資料としてはもちろんきっちりつくるとい
うことで、先ほど午前中、中野委員からもご
ざいましたけれども、説明の仕方をどこにポ
イントを置いて説明するかとか、そういったと
ころではもうちょっと工夫を図りたいという
ことでございます。資料につきましては、数字
はしっかりと整理してつくるというのは当然
だというふうに考えてございます。

松村委員長 それでは、引き続き報告を
求めます。

日向寺漁業・資源管理室長 漁業・資源
管理室でございます。

財団法人宮崎県内水面振興センターの
経営状況等について御報告をさせていただきます。
委員会資料の13ページをお開きください。

1の沿革についてですが、内水面振興
センターは、県内の内水面における漁業
及び養殖業の振興を図るとともに、水
産動植物の保護培養等を行い、内水面
の振興に資することを目的として、

平成6年11月に設立されました。

2の組織につきましては、役員が理事長以下計18名となっております。また、職員数は11名で、管理班、業務班、警備・監視班の3班体制となっております。

3の出資金等につきましては、総出資額は3,000万円で、このうち県の出資額が1,500万円、出資比率は50%となっております。

4の事業についてですが、当財団では、ここに示しております4つの事業を実施しております。詳細につきましては、議会提出報告書のほうで御説明をさせていただきます。

それでは、地方自治法第243条の3第2項及び「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」第4条第3項の規定に基づき、内水面振興センターの経営状況等について御報告いたします。お手元の平成24年9月定例県議会提出報告書の109ページをお開きください。

内水面振興センターの平成23年度の事業報告書についてでございます。2の事業実績について御説明をいたします。(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕・供給等に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川でウナギ種苗の採捕を行い、採捕量は62キログラム、収入額は1億831万円余でありました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、河川の巡回パトロールによる河川環境の監視及び河川利用秩序の指導に努めました。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川を主とする県内河川におきまして、県が行っております取り締まりの補助的業務や、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づきます書類調査、それから現地調査による情報収

集を行いました。

110ページに移りまして、(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業におきましては、アユやウナギの放流等を行い、資源の保護培養に努めたところでございます。

続きまして、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。報告書の189ページをお開きください。

県関与の状況欄をごらんください。人的支援の状況でございますが、平成24年4月1日現在、役員は18名で、そのうち2名が常勤であり、いずれも県退職者でございます。残る16名は非常勤であり、うち4名が県職員となっております。常勤職員は11名でございます。うち2名が県職員となっております。財政支出等につきましては、県委託料が4,300万円余、県補助金が1,500万円余のほか、経営基盤強化対策資金が1億4,300万円余となっており、詳細は主な県財政支出の内容に示してあるとおりでございます。また、その他の県からの支援等につきましては、県から派遣している職員2人に対しまして、1,273万2,000円を直接支給しております。

続きまして、活動指標でございますが、の県内で採捕されるウナギ稚魚全体に占めるセンターの採捕量の割合につきましては、目標値30%に対し実績は25%で、達成度は83.3%となり、全国的な不漁となったことから、目標達成には至りませんでした。の県内各河川の監視・指導回数につきましては、目標値200回に対し実績は280回、達成度は140.0%となりました。の稚魚放流量につきましては、目標値12万尾に対し実績は18万5,700尾、達成度のほうは154.8%となっております。

続きまして、190ページをごらんください。平成23年度の財務状況について御説明をいたしま

す。正味財産増減計算書の平成23年度欄をごらんください。内水面振興センターの事業活動による経常収益は1億6,900万円余、経常費用は1億4,200万円余で、当期経常増減額は2,600万円余となりました。経常外増減はありませんでしたので、当期一般正味財産増減額は2,600万円余となり、期末残高はマイナス7,148万円余となっております。指定正味財産増減の部につきましては、増減はございませんでしたので、指定正味財産期末残高は期首残高と変わらず、8,000万円となっております。その結果、一般正味財産期末残高と指定正味財産を合わせまして、正味財産期末残高は851万円余となり、設立以来初めて正味財産が黒字となっております。

次に、貸借対照表をごらんください。資産につきましては、1億4,800万円余で、その主なものは、基本財産や経営安定対策積立金でございます。負債につきましては、短期借入金など計1億3,900万円余となりました。この結果、資産から負債を引いた正味財産は851万円余となっております。正味財産の内訳ですが、指定正味財産として8,000万円、一般正味財産としてマイナス7,148万円余となっております。

財務指標でございますが、の自主事業収入の確保につきましては、平成23年度目標値9,700万円に対して実績は1億831万円余となり、達成度は111.7%となりました。の短期借入金の縮小につきましては、平成23年度目標値2,000万円に対して実績は2,600万円余となり、達成度は130.0%となっております。

なお、総合評価の県の評価につきましては、種苗価格の高騰が大きな要因ではあるものの、従来からの経費節減等の成果によりまして、設立以来初の黒字化が達成できたことは大きな意義があり、一般財団法人への移行に向け、引き

続き、事業の実施体制の見直し等による経費節減など、さらなる財務状況の改善に向けた取り組みが求められると考えております。

平成23年度の事業報告につきましては以上でございます。

続きまして、平成24年度の事業計画について御説明いたします。報告書の116ページをお開きください。今年度の事業計画につきましては、昨年と同様の内容でございますが、一層の経費節減などの取り組みを進め、内水面における漁業及び養殖業の振興のため、事業を推進していくこととしております。

117ページにお移りください。3の収支予算書でございますが、事業活動収支の部につきましては、収入を1億6,000万円余としており、118ページに移りまして、支出を1億3,800万円余と見込んでおります。事業活動収支差額は2,184万円余としております。

投資活動収支の部につきましては、119ページに移りまして、投資活動収支差額をマイナス184万円余、財務活動収支の部につきましては、短期借入金圧縮額となる財務活動収支差額をマイナス2,000万円と見込み、当期収支差額ゼロとしております。

内水面振興センターにつきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

松村委員長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

福田委員 ことは思わぬ不漁で価格が大暴騰しましたね。その点、ここにコメントされていますが、さらに、シラスが絶滅危惧種に指定される可能性もありまして、やはり抜本的に内水面振興センターのあり方をもう一回考え直す時期に来ているのかなと私は思います。私は長

らくずっと養殖業界に関係したものですから、大変この先行きを心配しているんです。まず、まさにこれは農政水産部の仕事でしたが、本県のウナギ養殖は稲転事業から始まりましたね。今は大半の農家の方が脱落しまして、残っている方はほんのごく少数です。あとは、どちらかといいますと本県のウナギ養殖の大半を担っていただいているのは企業養鰻なんです。企業養鰻の方はそれなりに財務内容等もしっかりしまして、かなりの仕事をやっておられます。そこで、農家から出発した養鰻業者が比較的残っているのが鹿児島なんですね。私、鹿児島との対比をよくやるんですが、宮崎はこれだけ内水面振興等に長年、資金を投入してきたわけですから、残念だなという気持ちががしているんです。ウナギの養殖業界を取り巻く状況と今後の内水面振興センターのあり方について、そろそろ検討される時期だと思いますが、どのように今、現状を踏まえてお考えになっているか、お聞きしておきたいと思いますが。

日向寺漁業・資源管理室長 シラスウナギにつきましては、ただいま委員の御指摘でございますとおり、大変不漁でございます、過去3年間、不漁が続いております、これは本県のみではなくて、ニホンウナギが生息する東アジア全体でこうした不漁となっているところでございます。また、こうした状況から、国のほうからも、各県において内水面漁場管理委員会等と連携しながら、資源管理方策の検討を行うことが要請されているところでございます。このため、本県におきましても、シラスウナギや親ウナギを採捕している内水面の漁業関係者、それからシラスウナギを利用しております養鰻業者、内水面振興センター等、ウナギを利用している関係者の皆さんを集めまして、ウナギ資源の利

用管理等についての検討会というのを立ち上げまして、現在、シラスウナギ、親ウナギの採捕につきまして、今後、具体的にどのような規制を行っていくかということを検討しているところでございます。

福田委員 もともと内水面振興センターは、室長のお見えになった本庁、水産庁の関係で肝いりで設立した組織であります。私は当初から関係していますが、全国的にも珍しいケースで、主目的は、警備関係がかなり当初は大きかったですね。全体的に生産者も多かったから、当然やるべき内容かなということで議会も判断したんですが、随分意見の分かれ目がありましたけれども、今の状況を考えて、将来やっぱりこれは県財政にかなり影響を与えたいと思います。ぜひ、真剣な討議をお願いしておきたいと思うんですが、これは外郭団体の一つとして農政水産部全体で考える問題です。直接関与されていないといえませんが、しかし実質的には歴代幹部職員がずっと理事長なり専務なりで行っているんですから、その辺は少し、あんまこう薬を張って急場しのぎをする状況がずっと続いてきたなと思っています。いいとか悪いかじゃなくて、そこまで来ているのかなという感じがしておりますが、どうでしょうか、農政水産部長、その辺は。

岡村農政水産部長 内水面振興センターについては、今、室長からもありましたように、シラスウナギが大変厳しい状況が続いている中で、一つ大きな課題は資源保護というところが出てきておりますので、そういう面では、河川の監視、そのあたりの機能というのは引き続き大事なものかなというものはあります。

一方では、確かに今後のあり方については、今、資源管理という面でのいろんな協議会も始

めておりますので、そういう中で内水面振興センターは今後どうあるべきか、委員言われるように、再度、今までも検討はしてきておりますけれども、大きな検討をしないといけないという認識でおります。

福田委員 採捕量は62キ口ですね。県内の池入れ量は総体で幾らですか。

日向寺漁業・資源管理室長 本年度の池入れ量でございますけれども、3,160.5キログラムとなっております。

福田委員 3,000キ口の中の62キ口ですから、種苗の供給の影響力としては極めて小さい。膨大な資金を投入している。ほかの県を見ればわかりますとおり、警備のほうは警察があるんですから。そういう面から考えますと、本当にウナギの生産振興をやることになれば、むしろシラスの池入れ量に対する助成とか、内水面漁協のてこ入れとか、そういうことをしたほうがいいのかないかなという感じがしまして、残念ながら、当初設立されました養鰻漁業協同組合は倒産しまして、解散しましたね。新たに業者と生産者の一部を加えて宮崎県養鰻漁業協同組合が設立されているようですが、こういうのをを使う方法もありますが、とにかく宮崎県の大事な水産物、恐らくてこ入れによっては、ウナギ単品で100億円も夢ではないと思いますが、100億といたら大きいですよ。そういう対策、有効なお金の使い方を考える時期に来ておるんじゃないか、内水面振興、ウナギ振興についてはやっていただきたいが、やり方がロスが多過ぎるんじゃないか、そういう気持ちがいましておるところであります。何かお答えがあれば。

那須農政水産部次長 今、福田委員のほうから貴重な御意見をいただきましたが、確かに今まで内水面振興センターというのは、それがで

きるまでというのは非常に秩序が浜のほうが乱れておりまして、秩序の維持とウナギ業者が疲弊している状況を救うという2本の柱で成り立って、それを前に進めるという形で出てきたものだとは認識しております。ただ、最近、この3年の不漁に非常に注目が集まっておりますけれども、資源の問題というのが、中国、台湾とか、東南アジアを含めたところでの大きな問題となっております。それに対しても、私たちもそれをちゃんと見ていかなければいけないと思っております。

平成6年、内水面振興センターができましたから、いろんな基礎的な形でのシラスの動きに対するデータというのは膨大なものがございます。今後、資源問題というものを大きな問題として日本がリーダーシップをとっていこうと思うときに、このセンターの果たす役割というのは日本中から注目されてくると思っておりますので、今後とも、そういう新たな視点に応じたような形での宮崎県の養鰻を支えていき、なおかつ内水面を支えていく、日本の、世界のシラスウナギ資源を支えていくようなセンターになれるように努力していきたいと思っております。

福田委員 私の言ったことが余り理解されていないですね。試験研究機関、調査機関として存続するのであれば、おっしゃるとおりでいいですよ。しかし、設立目的は養鰻の振興ですから、もちろん闇採捕等の防止もありますよ。3トン、3,000キ口が入っているんですよ。62キ口ですから、その62キ口を除いたシラスがどこから来たかということはちゃんと調べられますか。どのルートから入ったか、海外から来たとか、他県産から来たとか、そこまで調べておられますか。

那須農政水産部次長 それについては、少な

くとも県内60何キロという話がありますし、それ以外に県内の合計数字も出ております。それ以外については大半が外国産を含めた県外物というふうに認識しております。

福田委員 毎回こういう質問をして恐縮なんですけど、こういう外郭団体を残そうとされれば、大事なところをしっかりと調査研究されることが必要と私は思います。それが本当に、これからの絶滅危惧種に指定されようとしているウナギの問題や内水面資源の保護につながると思うんです。私は、言い逃れの答弁は聞きたくないですね。自分で現場をやってきていますから、ウナギがどういう状況にあるか、よくわかりますから、経営体はどのような状況だということもですね。ぜひ、その辺を参考にこれからの内水面振興センターのあり方をよく検討いただきたいと思います。何回もお話をしますが、要望しておきたいと思います。

徳重委員 テレビのニュースだったかと思うんですが、シラスの人工ふ化が成功したとかいう話があったと記憶しているんですが、御存じないですか。

成原水産政策課長 国の研究機関といいますが、独立行政法人の水産総合研究センターというところが従来からウナギの稚魚の生産について研究を進めておりまして、数年前に稚魚を得ることに成功したということと、人工的につくった稚魚のほうから親を育てて、再度、その親から卵をとって、ふ化種苗を得るところまで、これは完全養殖という言葉で言うんですが、そこまで技術的には到達しているんですけども、量的な確保というところでまだまだ進展が必要な状況であるということでございます。

徳重委員 九州管内では鹿児島とか大分とかもやはりウナギの養殖をやっているだろうと思

うんですけれども、シラスの採捕量というのは違うんですか。宮崎と同じような状況でしょうか。

成原水産政策課長 大分県につきましては、余り採捕量は多くないということでございますけれども、鹿児島県については本県と同等程度の採捕量があると認識しております。

松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 ないようですので、次に移りたいと思います。

日高復興対策推進課長 復興対策推進課でございます。

公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団の概要につきまして御説明いたします。お手元の委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

事業概要についてでございますが、1の沿革でございます。当財団につきましては、口蹄疫により重大な影響を受けました県内経済の回復等を図ることを目的に、1に掲げてございますように、平成23年3月に設立されたところでございます。また、9月に公益認定を受けたものでございます。

2の組織でございますが、(1)の役員といたしまして、理事長のほかに、掲げてございますように、監事を含む8名でございます。副知事が理事長を務めてございます。また、農政水産部長が常務理事に、総合政策部長が監事に就任してございます。(2)の職員でございますけれども、事務局長を畜産・口蹄疫復興対策局長が務めてございまして、事務局次長を復興対策推進課長が務めてございます。また、事務局員が専任で1名ということになってございます。

次に、3の出資金等でございます。(1)の出

捐金でございますが、1,000万円ということで全額県からの出捐になってございます。また、(2)でございますけれども、口蹄疫運用型ファンドということで、県が地方債を発行いたしまして調達した資金1,000億円を財団のほうで借り受けて、基金を設置したものでございます。

続きまして、4の事業でございます。この事業につきましては、以下掲げてございますけれども、まず(1)の市町村復興支援事業といたしまして、西都・児湯の広域的な支援ということで、広域的な統一コンセプトに基づきます象徴的な事業であったり、広域的な連携を進める事業のほか、それ以外の市町村、西都・児湯以外の市町村が行う地域活性化のための事業というものも支援することとしてございます。

次に、(2)のみやざき観光再生事業でございます。この観光再生事業の中では、修学旅行などの誘客対策などの事業のほかに、地域観光支援といたしまして、それぞれの地域がそれぞれの特色を生かした取り組みを進める場合に、県域観光団体を通して支援するというものでございます。

16ページの(3)でございますけれども、商工業等の経済復興支援事業といたしまして、これは、県域団体等が直接行います販路拡大の取り組みであったり、もしくは地域団体が行うような同様の取り組みを支援するというものでございます。また、金融対策支援といたしまして、設備投資など制度資金を利用した中小企業者に対しまして、市町村が利子補給なり、もしくは信用保証料を助成する際に支援するものでございます。

次に、(4)の地域消費拡大支援でございます。この地域消費拡大支援につきましては、市町村及び経済団体で組織いたします実行委員会が地

域の消費拡大の取り組みを進める場合に、県域団体を通じて支援するというものでございます。

次の(5)の産地構造・産業構造転換推進事業でございますけれども、大きくは、6次化、耕種転換、農商工連携という3つの区分がございますけれども、農畜産業者が取り組みます6次産業化に関する施設整備を進めるほか、耕種転換といたしまして、バランスのとれた地域農業への構造転換なり、もしくは農商工連携ということで加工なり製造業と連携強化、もしくは誘致に係る施設整備等を支援するというものでございます。

次の(6)の家畜防疫・経営再開推進事業でございますけれども、畜産経営再開の支援といたしまして、ここに掲げておりますような付加価値や収益性の高い畜産経営の推進に資する取り組みを支援するというものでございますし、また地域防疫等支援というもののの中では、地域の自衛防疫推進協議会等が行います地域防疫に資する活動を支援するということとしてございます。

最後に、(7)のその他でございますけれども、連携・協働復興支援や防疫・畜産振興研究等支援といたしまして、西都・児湯地域におきます「こころと身体のケア」などの取り組みなり、もしくは家畜防疫・畜産振興に関する研究、もしくは教育事業等を支援するというものでございます。また、口蹄疫復興アピール支援につきましては、復興に係る関連イベントを支援するものでございます。

続きまして、23年度の事業報告及び24年度の事業計画について、お手元の議会提出報告書の121ページをごらんいただきたいと存じます。

1の事業概要につきましては、先ほどの御説明と重複いたしますので、省略させていただきます

ます。

また、2の事業の実績でございますけれども、先ほど説明いたしました事業の内容に沿って各団体が実施します取り組みに支援を行ったところでございます。まず、(1)の市町村復興支援事業というものの中では、西都・児湯地域の統一コンセプトということで「交流人口の拡大」というものがございますが、それに向けまして、ここに掲げております5町1村の取り組みといたしまして、それぞれ拠点施設の整備を支援したところでございます。

また、(4)の産地構造・産業構造の転換というものが122ページにございますけれども、この中では、ミヤチクが整備いたしました総菜加工施設に助成を行ったところございまして、その結果、いわゆる低級部位、ウデなりモモなど、こういったものの高付加価値化の支援ができたものというふうに考えてございます。

次に、123ページの(5)の家畜防疫・経営再開推進というものの中では、事業の実績に掲げてございますように、「みやざき再生・復興プレミアム牛肉商品券」ということで昨年10万枚発行させていただきましてけれども、この発行を行うことによりまして、消費拡大を支援したところでございます。

また、(6)ということでその他でございますけれども、その他の連携・協働復興支援の中では、「こころと身体のケア」に関する取り組みとしまして、NPO「みんなのくらしターミナル」によりまして「ふれあいの居場所」開設を支援したところでございます。

次に、経営状況等の詳細につきまして、同じく提出報告書の203ページをお開きいただきたいと存じます。経営評価報告書でございます。概要なり県の関与の部分につきましては、先ほど

御説明したとおりで、重複いたしますので、省略いたしますけれども、その中で、その他の県からの支援等といたしまして、県から派遣しております職員、事務局員1名でございますけれども、この1名に対しまして583万7,000円を直接、県から支給しております。

活動指標でございますけれども、この活動指標につきましては、 から ということで、畜産経営再開状況といたしまして、農場数を指標として掲げてございます。また、 といたしまして、交流人口の回復・拡大を図ることから観光客数の状況を、また といたしまして、事業計画に基づきます適切な執行を図るために支援団体数を指標として掲げておるところでございます。

次に、204ページをお開きいただきたいと存じます。財務状況についてでございます。財務状況の23年度の実績ということでございまして、まず、正味財産増減計算書でございますけれども、経常収益といたしまして6億2万8,000円でございます。経常費用が2億7,405万3,000円となっておりまして、当期経常増減額ということで3億2,597万5,000円となっております。

また、貸借対照表でございますけれども、資産が1,004億8,426万1,000円でございます。負債でございますけれども、1,001億399万3,000円でありまして、資産から負債を差し引きました正味財産が3億8,026万8,000円となっております。

総合評価の県の評価でございますけれども、23年度につきましては、財団が発足いたしました、実質的な活動期間が年度後半に限られたにもかかわらず、想定を上回る事業の取り組みというものが行われたというふうに考えてございまして、またその効果も大きなものがあったという

ことで評価をしているところでございます。

以上が事業報告でございますけれども、今後の事業計画につきまして、またお手元の提出報告書の127ページにお戻りいただきたいと存じます。平成24年度の事業計画につきましては、まず1の事業概要につきましては、記載のとおりでございますが、2の事業計画につきましても、先ほど御説明申し上げたそれぞれの項目につきまして、現時点での支援の考え方なり事業費の考え方というものを記載したものでございます。これにつきましては、あくまで現時点での支援の考え方ということでございまして、今後の経済状況の変化なり各種対策の効果を見きわめながら、適宜その見直しを行ってまいることとしてございます。

最後に、お手元の資料の129ページ、収支予算書でございますが、収支につきましては、ここに掲げたとおりでございまして、経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額、マイナス2億6,962万何がしというのがございますけれども、現段階ではマイナスが立ってございますけれども、この部分につきましては、前年度からの繰越額でございます一般正味財産期首残高から充当するということとしております。

口蹄疫復興財団の説明につきましては以上でございます。

松村委員長 説明が終わりました。質疑はありますか。

十屋委員 簡潔に1点だけ。畜産として口蹄疫以前まで戻るのが戻らないのかというところが大きな前もお話したかと思いますが、なかなか現時点として復興の、ここにパーセントが目標値として8割というふうに書かれていますけれども、本当に8割戻るのがかなと正直なところがあって、目標値は希望的なもので、そ

こに戻ってほしいという気持ちは十分あるんです。高齢化の問題とか後継者の問題とかさまざまあって、午前中の枝肉価格の問題とか肥育のあれとか、もろもろすると、畜産自体が、鶏、牛、豚、全部、状況的に余りよくないとしたときに、消費も落ち込んでいるというのが一番なんです。そうしたときに、目標値を下げるというのは不謹慎かもしれませんが、ある一定レベルのところまでやっていくことが逆に価値というか、需要と供給のバランス、そこもとれるのかなと、正直なところ思っているところがあります。そのあたりで、県としては言えない部分なのかもしれませんが、80%が24年度に戻るか、25年度に戻るか、あくまでも目標値としてはそこを目指すというお考えなのか、その考え方だけをお聞かせください。

日高復興対策推進課長 今御指摘いただきました活動指標の中での再開状況の目標ということでございますけれども、4月20日現在の経営再開状況で60%程度の農家が経営を再開されていると。また、それ以外のところの中で10%程度の部分については再開の意向を持っていらっしゃる。ただし、30%の方々については、経営を中止する方向で検討されているというような状況もございます。そうしたときに、確かに委員のほうから御指摘いただきましたように、いつ80%なのかということはあるかと思うんですけれども、現実的な話といたしまして、現在再開されている60%と、あと10%の方々というのは戻る意思を持っていらっしゃると思いますので、その部分は支援をしながら、確実に戻っていただきたいというふうに考えています。ただ、それ以外の部分の方々につきましても、また畜産経営を再開されるというような時期があった場合には、支援も当然していかなければなら

いというふうに考えておりますが、確かに当面のところとすれば、まずは7割というところをまずしっかり確保していきながら、また後ほど御報告させていただきませうけれども、畜産新生の取り組みを進めていく中で、確かに農家戸数というのは例えば8割であったりとか、もしくはそこに満たない可能性もあるわけですが、その中であって、生産額、生産頭数というものをしっかり確保していくというような取り組みというのも今後進めていくことが必要かというふうには考えておるところでございます。

十屋委員 規模拡大していく部分とリスク分散というところ、そのあたりをどうするのかという話で、なかなか本当に難しいところだと思うんです。今おっしゃったように、7割にはなりそうだと、そうしたときに、では、もう一つ上を目指すという、あとの10%の部分については即戻るというのではなくて、もしかしたら新規就農でなるかもしれないし、それプラス今度は逆に、しばらくやっていかなかったけれども、またやってみようかとなるかという、その期待値の部分を含めて、10%として担当課としては準備しておかなければならないというふうに考えていらっしゃるんですね。

日高復興対策推進課長 今、委員がおっしゃったとおりでございます。基本的には、殺処分を受けた農家が復興される、再興される、再開されるということが前提ではございますけれども、今のアンケート上、農家意向上からしたときでも、3割の方々が現段階ではやめられる意向を持っていらっしゃるということであれば、その分もほかからの新規参入も含め、当然、規模拡大も含めながら、取り組んでいきたいというふうに考えておるところです。

徳重委員 今、4割の方の戸数というか、何

戸が耕種農業にかえたとか、あるいは転業したとか、そういう数字がわかっておれば、あと考えていらっしゃる人というか、また畜産に戻りたいとか言っている人というのか、その辺がわかれば教えていただくとありがたい。戸数で教えていただくとありがたいんですが。

日高復興対策推進課長 4割の方々、経営を再開していらっしゃる方と言われるのが約500戸ほどいらっしゃいます。その中で畜産経営を再開されると言われる方が102戸いらっしゃいます。経営中止ということで377戸検討されているということなんですけれども、その中にありまして、品目を転換された方、例えば畜産から耕種に転換されたとか、こういうような方々というのが全体で97戸いらっしゃるということによって把握してございます。

徳重委員 耕種農業の方は97戸ということで、まだ220戸ぐらいが、その方はどうされているんですか。転業されているんですか。仕事をされているのか、どうしているのか。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 多くの方々は高齢を理由に畜産をやめられるというふうな意思表示でございますので、小規模ながら何かをやっている方はいらっしゃるかもしれませんが、特にほかの職業にというわけではないだろうと思っております。今もう一度、西都・児湯地区を中心に、今後どうしていくのか、現状がどうなのかということも再度、調査等も行っておりまして、どこまでどのような方々にどのような支援をやる必要があるのかという再整理を行っている段階にはございます。

中野委員 口蹄疫の復興とか、今、観光もそうだけど、いろいろ観光議連で話を聞くと、同じことが出てくるわけです。本当に復興といった場合は、殺処分されたところの畜産の復興と

というのは意味がわかるけれども、では経済の復興、確かにあるわけ。今この事業を見ていると、結局、余り広過ぎる。6億で余り広過ぎるから、各部各課のものを寄せ集めたようなものでそれと話は飛ぶんだけど、ことしいっぱいで金融円滑化法が切れる。必ず切れる。県内で1万5,000社ぐらい、リスケやらして元利償還金繰り延べしているわけね。来年3月以降、いろいろ今、商工やらに委員会を通じて言っているけど、ファンドをつくったり、その対策、言っているけど 俺もボランティア社長をしているけど、口蹄疫期間の中、飲食、宴会、3カ月で300万赤字、何回も言うけど、その300万というのはよう取り返さん。ずっと来ている。復興復興と言っても、一般観光業界とか商工業界は、全然白けている。ぜひ、ことし、来年については、そんないろいろ並べるんじゃなくて、本当に口蹄疫で直接 観光業界なんか落ち込みも特にひどい。そういうところの救済、商工と一緒にしたファンド、そんなのをしてやらんと、祭りなんか補助したってしょうがない。もうちょっと具体的な、復興というんだったら、損失をこうむったところに直接行くようなことを考えんと、白けてくると思うね、あと5年ぐらい復興復興とやる事業は。ぜひ、そういうことで来年度、取り越し苦労に終わったほうがいいんだけど、これはわからんですよ。景気はよくなったような 売り上げなんか、みんな3年前の口蹄疫から伸びていない。そこも真剣にぜひ考えてください。答弁があれば……。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 おっしゃるとおり、口蹄疫で2,350億円となっておりますが、そのうち約1,000億円は商工業関係ということで、それについては直接の補填がないと。農業分野については約600億円の直接の補填があった

という中での復興でありますから、さまざまなことをやっておりますが、なかなか決定打がないなというのは正直なところでございます。なかなか復興したという実感まで近づいていかないということもあります。2年間このファンドでやっておりますので、それでやったことを一応総括した上で、このファンドとしてはどういうことをやっていくのか、それから県全体として商工業の支援として何をするのかということについては、他部ともしっかり話をしながら、進めていく必要があるだろうというふうには思っております。

徳重委員 先ほど局長から、高齢を理由に畜産はやめると。畜産をやめてしまうと、餌をつくったりするような畑があるわけです。280戸ぐらいがやめられるということですが、その畑は耕作放棄地みたいな形になっているのか、あるいはほとんど利用されているのか、その辺のところを教えてみてください。

日高復興対策推進課長 主に高齢化も含めてなんですけれども、あいた畑等につきましては、例えば西都・児湯地域であれば、ジェイエフズあたりが作りますハウレンソウ、こういったものの 法人あたりが土地を借り受けて、借り受けたところでハウレンソウなりをつくって出荷するというような形での体系というものが多いうふう聞いてございます。

徳重委員 放棄地になっていないんですね。ほとんど利用されていると理解していいんですか。

日高復興対策推進課長 丸々全く使われていないところがないかということ、そこは確認しなければならぬかと思っておりますけれども、大半については、例えば地域の法人なりが借り受けて、土地利用型の露地野菜をつくったりとかしてい

るという事例が多いというふうに聞いてございます。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 飼料畑等の多くはまだ埋却地として使っておりますので、耕作禁止期間中にごさいます。来年4月以降耕作ができるようになりますから、したがって、そこで実際に有効活用しなければ、委員がおっしゃったとおり、耕作放棄地になってまいりますので、しっかり整備をした上で、それを使えるような方々に使っていただくということがまた必要になるだろうというふうに思っております。

徳重委員 結構です。

福田委員 この件に関しましては、私は、まず、しっかりやっていただいていると感謝しているんですが、もう1つ、中野委員からも出しましたが、一過性のものよりか、形に残って、将来とも本県の経済に寄与するような対策を打ってほしいなと考えておまして、たまたまこの前、ある企業のオーナーから、6次化に向けていろいろ動きがあると。我々は周辺産業だと。その会社は食品の包装、ラップをつくる会社でした。普通のラップですが、ラミネートとおっしゃいました。印刷をして、特殊な包装容器だそうですが、どこに使うんですかといったら、とりあえずはジェイエイフーズとか、いろんな食品関連とか使ってもらいますよと。20億近くかけてつくるといいますね。巨大な工場なんです。今度、我が会派では視察をするようにしているんですが、そういう周辺の6次化の関連企業も出てくるんです。案外、私どもの目に入っていないものがあるんです。ぜひ、拾い上げていただいて、一緒に宮崎県の中で経済が活性化できるような対策を局長には目配り、御配慮いただきたいなと考えているんですが、そう

いうお話はお聞きになっていませんか。

永山畜産・口蹄疫復興対策局長 まず、イベント、一過性のもの 私たちもできるだけ効果が継続するもの、ファンドがなくなった後も続くものをしたいとは思っていますが、地域あるいは団体から、頑張ろうという機運を盛り上げたいというふうな意見もたくさんある中での対応でございます。ただ、やはり残していきたいですし、将来にも効果があるものということで、6次化についてもこのファンドで積極的に対応してまいりたいと。特に、次年度以降はそういうふうな方針で臨みたいというふうに今、検討は始めているところではございます。

福田委員 よく頑張ってくださいていることはわかっております。ぜひ、その周辺関連産業まで含めてお願いしたいと思います。

それから、再度、プレミアム牛肉商品券、前回と今回は金額的には差異があるんですか。

日高復興対策推進課長 財団としての負担というのは変わらないんですけども、前回は財団のほうから2,000万円をプレミアムという形で出しまして、10万枚販売したところでございます。今回は、財団のほうから2,000万円、JAグループのほうから1,000万円をいただきまして、トータル15万枚を販売するというところでボリュームをふやしているというところでございます。

福田委員 前回、私は、一過性とはいえ、牛肉の消費を直接刺激する政策でしたから、よかったです。人気よかったですね。あっという間に売れたですね。年末に向かって牛肉の需要最盛期を迎えますから、思い切った対策を打ってほしいなと。特に今、枝肉価格が落ち込んでおりますから、消費の喚起をするために。案外、関係者だけが知られて、関係者でなくなったような

感じがしておるんです。一般消費者に、県は御迷惑かけたからこういう対策もやっているんですということを知らしめて、思い切った対策、これがいいんじゃないかなと。県民全部に恩恵が及びますからと考えますが、いかがでございますか。

日高復興対策推進課長 委員からの御指摘のとおりでございます、県内全域でやはり使っていただきたいというふうに考えてございますので、当然、マスコミさんであったりとか、さまざまな媒体を活用してPRに努めてまいりたいというふうに考えておるところです。

松村委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようですので、次に移りたいと思います。

次は、畜産課所管の3法人について続けて御説明をお願いしたいと思います。

押川畜産課長 それでは、3件御説明申し上げます。

まず、常任委員会資料、17ページをお開きください。社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会でございます。

まず、1の沿革でございますが、平成8年2月に当協会が設立されております。

次に、2の組織につきましては、役員が会長理事以下、計17名であり、県経済連へ全ての事務を委託しておりますことから、協会としての職員はおりません。

次に、3の出資金等でございます。総出資額は6,166万円であり、うち県の出資額は2,000万円で、県の出資比率は32.4%となっております。

次に、4の事業につきましては、和牛肥育農家等からの積立金により基金を造成しまして、和牛枝肉価格の低下時に補填金を交付する事業

を実施しております。

参考といたしまして、(1)に積立頭数と補填頭数を示しておりますが、平成23年度の積立頭数は1万8,500頭余となっております。(2)の積立金では、通常積立金といたしまして、1頭当たり2,500円を、さらに枝肉の高価格時には1頭当たり5,000円を積み立てております。枝肉価格が基準価格を下回った場合に、1頭当たり1万円を上限として交付することとなっております。

続きまして、定例県議会提出報告書の183ページをお開きください。

まず、県関与の状況及び主な県財政支出の内容についてでございます。人的支援の状況といたしましては、役員17名のうち非常勤役員として県職員が1名就任しております。また、県からの補助金等の財政支出はございません。

次に、活動指標についてでございます。基金造成額と補填金交付額を指標として設定しておりまして、平成23年度当初は、基金造成の目標を4,558万5,000円、補填金交付額の目標を4,183万円としておりましたが、景気低迷等の影響等により枝肉価格が低迷しており、それぞれの達成度は101.7%と116.2%となっております。

次に、184ページをお開きください。財務状況についてでございます。収支計算書で平成23年度の収入9,549万5,000円、支出9,543万1,000円で、当期の収支差額は6万4,000円、次期繰越収支差額が196万円でございます。

次に、貸借対照表でございます。23年度の資産8,517万8,000円に対しまして、負債2,156万円で、正味資産が6,361万8,000円でございます。

次に、財務指標でございます。正味財産の増加を指標としております。平成23年度の達成度は103.4%となっております。

最後に、総合評価でございます。自己評価及び県の評価は、活動内容、財務内容については、ともにA、組織運営については、自己評価Aに対して県の評価はBとしております。さまざまな要因により枝肉価格が低迷する中で、当協会の活動は、和牛肥育農家の損失を補填し、経営安定に寄与していると考えております。

枝肉価格安定基金協会は以上でございます。

続きまして、委員会資料、18ページをお開きください。社団法人宮崎県家畜改良事業団でございます。

まず、1の沿革でございます。昭和44年9月に前身の社団法人宮崎県家畜改良協会を設立し、その後、社団法人宮崎県家畜改良事業団に改組し、現在に至っております。

次に、2の組織につきましては、役員が理事長以下23名、職員は22名で、2部3課体制でございます。

次に、3の出資金等につきましては、寄託金総額が9,800万円、うち県から4,000万円となっており、県の比率は40.8%でございます。

次に、4の事業であります。肉用種雄牛の繋養管理、凍結精液の製造・譲渡、産肉能力検定の実施、及び液体窒素の購入・配付等でございます。

次に、平成24年県議会提出報告書の185ページをごらんください。

県の関与状況でございます。人的支援の状況といたしまして、役員23名のうち常勤役員として県の退職者1名、非常勤役員として県職員1名となっております。

平成23年度の財政支出につきましては、委託料といたしまして2,233万6,000円、補助金といたしまして6,957万7,000円を支出しております。

次に、主な県財政支出の内容でございます。

の事業でございますが、この事業は、種雄牛の産肉能力を把握するための産肉能力検定を実施するもので、平成23年度決算額は1,883万7,000円、このほかに畜産協会が事業主体となりまして、宮崎県種畜再生対策基金造成事業から補助金が4,997万1,000円となっております。県有種雄牛につきましては、この種畜再生対策基金を活用いたしまして、平成23年度から7年間で計画的に造成していくこととしております。

次に、の事業でございます。これは、種雄牛候補牛の産子を肥育しまして、その産肉能力を明らかにいたします産肉能力検定事業を円滑に実施するための推進費でございます。同じく基金で対応しておりまして、決算額は826万5,000円でございます。

続きまして、の事業につきましては、新たな種雄牛の候補となります雄子牛を得るための指定交配や、先ほどの産肉能力検定で実施するための産子を得るための試験交配の推進費用でございます。決算額は578万3,000円でございます。

最後に、の事業は、県外の優秀な種雄牛の導入を図るための事業でございます。これも基金で対応しておりまして、決算額は508万円となっております。

活動指標といたしましては、凍結精液の譲渡本数を設定しており、平成23年度当初計画の年間12万8,000本に対しまして、実績は12万2,762本で、目標に対する達成度は95.9%となっております。

続きまして、186ページをごらんください。財務状況、財務指標の平成23年度分は、こちらの手違いで誤りがございまして、大変申しわけございませんでした。この分につきましては、お配りしております正誤表にて説明をさせていただ

だきます。収支計算書で平成23年度の収入4億5,013万1,000円、支出4億5,296万6,000円、当期収支差額が283万5,000円のマイナス、次期繰越収支差額は5億2,358万5,000円となっております。

次に、貸借対照表をごらんください。平成23年度の資産が8億1,111万8,000円、負債2億8,753万円、正味財産5億2,358万8,000円となっております。

財務指標といたしましては、自己収入比率と管理費比率を設定しておりまして、自己収入比率につきましては、達成度93.4%、管理費比率につきましては、達成度169.9%となっております。

総合いたしまして、県の評価といたしましては、平成23年度は、口蹄疫の発生等により多くの種雄牛を失いまして、精液譲渡本数は計画を下回ったものの、県内の和牛生産農家への供給については支障なく継続できましたこと、またその結果が早期に判明するように間接検定を導入し、種雄牛造成など本県肉用牛生産の基盤の再構築に向けた取り組みは評価できるものと考えてございます。

事業団は以上でございます。

次に、常任委員会資料、19ページを引き続きごらんください。社団法人宮崎県畜産公社の事業概要等についてでございます。

1の沿革についてでございます。昭和43年に社団法人霧島地域酪農開発公社として設立いたしまして、その後、酪農公社、畜産公社と名称変更等を経まして、平成22年から会員3者で組織してございます。

2の組織といたしましては、役員が理事長以下11名、職員は12名で、3グループ体制で行ってございます。

3の出資金等につきまして、総額1億6,058万円、そのうち県が8,000万円、出資比率は49.8%でございます。

4の事業のうち、主なものにつきまして御説明申し上げます。預託事業につきましては、酪農家から乳用牛を預かりまして、哺育、育成をした後、酪農家へお返しする事業でございます。参考といたしまして、預託頭数の推移を示してございます。

次に、乳用素牛供給でございます。これは、県内の酪農家に県内酪農家の後継となります乳用牛を販売する事業でございます。

次、生乳生産・販売につきましては、公社の収益事業の中でも大きなウエートを持つもので、生乳の生産並びに販売ということでございます。

続きまして、県議会提出報告書の187ページをごらんください。

県関与の状況につきまして、人的支援といたしましては、役員11名のうち、県職員2名が非常勤で就任してございます。

財政支出等につきましては、平成23年度に補助金としまして823万1,000円、またその他の県からの支援といたしまして、公社の運営強化を図るため、1億2,000万円の貸し付けを行ってございます。

主な県財政支出の内容につきましては、が当公社が和牛受精卵を酪農家に供給するための供卵牛の導入経費を補助するもので、決算額448万円でございます。

の事業は、当公社が育成しました乳用素牛を酪農家が導入する際の経費について補助するものでございまして、165万円でございます。

の事業は、当公社を運営していく中で施設等の整備が必要でございまして、施設等整備費に係ります起債償還額を3者の出資割合に応じ

て補助するもので、決算額は210万1,000円でございます。

活動指標といたしまして、 に預託牛（哺育の預託延べ頭数） に預託牛（育成の預託延べ頭数）を示しております。平成23年1月には新燃岳の噴火がございまして、その後、預託頭数が落ち込んでおりました。後半から回復し始めましたが、合計いたしますと、哺育頭数で99.8%、育成頭数で60.3%の達成にとどまったところでございます。

の事業につきましては、搾乳牛頭数を十分確保できなかったということで生乳生産量が減少いたしまして、達成度は74.3%になってございます。

活動指標全般につきましては、新燃岳の噴火による影響がかなり大きかったものと考えてございます。

次に、188ページの上段の表をごらんください。財務状況につきましては、正味財産増減計算書で平成23年度では、経常収益5億193万8,000円、経常費用5億6,205万1,000円で、当期経常増減額は6,011万3,000円のマイナスとなりました。

貸借対照表をごらんください。平成23年度では、資産が5億8,883万3,000円、負債が6億4,503万8,000円、正味財産は5,620万4,000円のマイナスとなっております。

次に、財務指標でございます。 の累積欠損金の解消を設定しておりましたが、平成23年度は、先ほど御説明申し上げましたように、当期一般正味財産増減額がマイナスとなりましたことから、目標を大きく下回ってございます。

の自己収入比率の改善につきましては、達成度92.6%ということで、目標までいま一步というところでございます。

の管理費比率につきましては、人件費の圧

縮を図りまして、達成度は142.1%となったところでございます。

最後に、県の総合評価といたしましては、当公社におきましては、先ほど申し上げましたように、新燃岳噴火の影響を引き続き受けおいて、経営改善を十分達成するというところまで至りませんでした。預託事業につきましては、頭数がおおむね回復しておりますことから、今後、預託料収入の改善を期待しているところでございます。また、生産コスト低減のために、昨年度後半から草地改良に積極的に取り組んでまいりましたが、降灰等の影響もございまして、自給飼料の確保増には至りませんでした。しかしながら、現在におきましては、放牧、採草地として有効に活用できる草地の自給飼料確保に努めておいて、この点は評価できるものと考えております。また、生乳販売につきましては、計画未達でございましたけれども、今後、計画的な頭数確保を図っていき、今後の経営改善に努める上で大変重要なことだと考えております。

提出報告書に関する畜産課の説明は以上でございます。

松村委員長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

徳重委員 最後の畜産公社の餌のことですけれども、御池のほうにあるわけですが、灰による家畜に対する影響というのはないものですか。

押川畜産課長 現状をお聞きしている限りにおいては、灰によって直接、牛に対する影響というのはございませんでしたが、実際の収穫等々ができないことにより収量が落ちまして、そちらの影響はかなりあって、その分、購入粗飼料等々が必要になりましたことから、こういった経営状況になってきたということで、牛に対す

る直接の影響というのは今のところ聞いてございません。

徳重委員 特に育成ということもあって、子牛に対する影響あるいは牛乳に対する影響、そういうものがあるのかなという感じがしたんですが、そういう分析等はされてはいるんですか。

岩崎畜産試験場長 降灰による餌の影響についてでございますけれども、当畜産試験場で半年間にかけて繁殖雌牛を対象に1日に500グラム給与しまして、その影響について調査したんですけれども、全く影響がなかったという成績を得ております。

福田委員 19ページの以前の酪農公社であります、今、少しずつ事業内容の変更をされていまして、よろしいかと思うんですが、酪農がここまで減少しますと、酪農主体の公社の運営は難しいと思うんです。そこで、資料の中にも187ページの で挙がっていますが、和牛受精卵供給事業、これあたりをもう少し県の施設の中でここに絞ってやるとか、そういうことを取り組まれる時期に来ているんじゃないかなと。特に子牛繁殖農家のコスト削減から、あるいは品質の確保の点から、受精卵移植事業というのは大事だと私は思っているんです。北海道ではもう生産者段階までこの技術が確立していまして、大っぴらに使われております。そういう面では、宮崎は畜産県でありながら、受精卵移植等については若干おくれた感じがしますから、畜産公社は、最初のスタートは酪農振興で始まったんですが、酪農がだんだん減りまして、関係対象農家も減少しましたから、ぜひ和牛のバックアップの面からこの事業を強化してほしい、そういうふうを考えておりますが、 に書いてあるからそういう気持ちだろうと思うんですが、いか

がでございますか。

押川畜産課長 今、委員御指摘のとおり、和牛の組からもそうですし、特に公社に預託していただいている酪農家につきましては、和牛の受精卵をつけて、それを返してもらって、生乳以外の収益となるというのは、公社に対する非常にPRになるし、公社のいい点ということで評価されるものと思っております。公社の業務を行っているほうからもそういった意見を聞いておりますので、公社のほうとよく協議をしながら、また今後の取り組みを考えてみたいと思います。県全体の受精卵等々の供給数との関係もでございますので、この分につきましては、近くに県の畜産試験場がございますので、技術的なものも含めて連携をよくとって進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

中野委員 畜産課、資料の5ページの肉用牛肥育経営安定対策事業と、17ページの枝肉価格安定基金、この違いを教えてください。

押川畜産課長 価格安定基金に関する御質問ということでお答えいたします。まず、委員会資料の5ページにございます安定対策事業、これは、国のほうの団体になります農畜産業振興機構というところが全国的な規模で基金を募りまして、全国の規模で補填をしていくということでございます。先ほど申し上げました枝肉安定基金協会、これは県内独自のものとございまして、先ほど言いました国全体の安定対策事業は生産費と収益の差の8割の補填になりますので、残りの2割を少しでも県内の和牛農家に対して補填したいということで、県独自に設けているものでございます。

丸山委員 簡単なことじゃないとわかっているんですけれども、枝肉基金協会と例えば畜産公社、かなり県の関与も薄まってきていますの

で、経済連とかに統合して、そういう議論とかは片一方が羽田会長、片一方は副会長が理事長になっていきますので、経済連で回っているような感じがするんですけども、経済連に一本化とかいう話はまだないんでしょうか。

押川畜産課長 畜産関連の団体は幾つかございまして、今の畜産協会が統合するときもいろいろ議論させていただきました。今、委員の御指摘の2つの団体につきましては、片や、先ほどお話が出ました酪農主体の部分、片や、いわゆる肉用牛、肥育の部分ということで、対象が違っている等々ございます。製造部門もございしますが、ほかの団体等も含めまして、少しでも軽減できる部分、共有できる部分は進めていくというのが基本になるかと思っておりますので、今後は、そういった面も含めまして、両方の団体とまた一緒になって推進をしていきたいと思っております。

丸山委員 187ページの活動指標の中で、新燃岳の影響があって、預託について、哺育は回復したけれども、育成が回復していないというのは、その辺がちょっとわかりづらい。2つの指標があって、育成のほうは回復がおくれているというのは何が影響しているんでしょうか。

押川畜産課長 哺育と育成の違いでございますのは、牛の月齢の差だけなんでございますけれども、1つには、非常に灰が多かったときは当然、入牧できない部分がございますので、全体的にとまってきているんですが、その後の回復につきまして、哺育はそれから成牛になるまでの期間がかなりございますので、持っていく余裕がございます。育成につきましては、ある一定期間育っていますので、その後、自分のところに置いておいても、自分のところで使えるというようなこともあって、そういった結果が

出ているのではないかというふうに考えますが、具体的に農家に対してどういったことですかとお聞きしたような事例ではございません。あくまでも私どものほうが推測しているのはそういったことでございます。

丸山委員 24年度の目標では、哺育のほうは約9万頭、育成のほうは5万3,000頭程度という目標を掲げている中に、これが今のところ順調にしているというふうに考えてよろしいんでしょうか。

押川畜産課長 平成22年度から23年度の月ごとにとずっと見てみますと、育成については伸びというのは余り感じられませんが、哺育につきましては、後半につきましては、かなり伸びてきておりますので、哺育の伸びに見合うような育成の伸びというのを期待したいところでございます。全体の預託頭数の増加というのは当然でございますので、それとあわせまして、前、そういった育成を預託していたところに対しても、もう一度御説明をしまして、できるだけ預託の回復に努めてまいって、この目標値に近づけていきたいと思っております。

丸山委員 188ページに財務内容がDと書いてあるので、もちろん非常に厳しい状況なんですけど、具体的にこれが改善できるというような数値目標が前の数値目標というふうに見ていいのか、本当に改善できるんだらうかとちょっと心配なものですから、その辺をお伺いしたいと思っております。

押川畜産課長 委員御指摘のとおり、大変厳しい状況にございまして、今も続いておるわけですが、長期計画をきちんと立てた上でということを取り組んでまいりましたが、新燃岳のことで23年度は当初予定したよりもかなり下がってきておりますので、理事会等々におきまして、

この計画を見直すのとあわせて、短期の進捗状況の確認、現場におきましては毎日の確認ということを改めて実施するというので、当初予定、新燃岳の前に予定しておりました改善計画により近づけられるような計画の見直しと、なおかつ実施について取り組んでまいりたいと思っております。

丸山委員 公社だけがよくなるのではなくて、そこを使われる農家が、やっぱりあそこに預けたほうが安心できるというように、技術的にも伸びていかないといけないと思っていますので、畜産試験場とかと連携を図ったりとかいろんな形で、農家もいいし、公社もいいような形になるような公社になっていただきたいと思っています。努力をお願いしたいというふうに思っております。

押川畜産課長 委員御指摘のとおりだと思います。先ほど福田委員のほうからもございましたが、当初、酪農の振興のために立ち上げた公社でございますし、最近では肉用牛に対する効果も期待したいところでございます。一つのシンボルとして新燃岳からの復興等もございまして、計画を十分に達成できますように関係機関と一緒に力を入れてまいりたいと思っております。

福田委員 もう1つ大事なことをお聞きしたいんですが、186ページ、改良事業団の県の評価が書いてありますが、新公益法人への移行の問題が書いてございますが、これは当初期待したような非課税法人への移行は難しいと見るんですが、事業内容からどういうふうに今、動いているんでしょうか。

押川畜産課長 家畜改良事業団の公益法人への移行手続についてでございます。当初、ほかの法人と同様に、公益法人もしくは一般法人、

どちらにするかということで検討を重ねてまいりました。その結果、公益法人であるという公益比率の問題等々ございまして非常に難しいということで、事業団としては一般法人への移行ということを決意いたしまして、せんだって9月の審査会で認可をいただいております。10月1日の移行を目指して今、作業中でございます。

福田委員 本来ならば非課税団体への移行がよかったんですが、認められないということですから、一般法人に移行した場合、ストロー価格等への影響は考えられませんか。非課税団体から課税団体に移っていきますから。

押川畜産課長 今後の進捗といたしますが、状況にももちろんよることだと思っておりますけれども、今回、一般社団法人への移行に関する計画等々の中では、そういった影響はないと。また、ないようにならなければいけないというふうに事業団としては考えております。

福田委員 ぜひ、新法人への移行がストロー価格のアップ等につながらないように努力をお願いしておきたいと思っております。

松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようですので、次に移りたいと思っております。

神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。

財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について御報告いたします。常任委員会資料の20ページをお願いいたします。

まず、当協会の概要について御説明いたします。1の沿革でございますが、昭和56年4月に当協会は、放流用の稚魚の生産といった「つくり育てる漁業」の基幹を担う施設といたしまして、延岡市熊野江町に設置されました。当初は

県営の栽培漁業センターとして設立されましたが、平成4年4月に、漁業者参画のもと、栽培漁業をより積極的に推進するため、財団法人宮崎県栽培漁業協会として法人化されました。そして、平成18年11月に財団法人宮崎県漁業振興基金を、平成19年3月に社団法人宮崎県かん水漁業協会の事業の一部を引き継ぐ形で統合を行い、平成19年4月に財団法人宮崎県水産振興協会と改称いたしました。

次に、2の組織につきましては、記載のとおりでございます。役員21名うち3名が県の職員です。また、職員9名のうち2名は理事を兼務してございます。

続きまして、3の出資金等につきましては、基本財産3億8,600万円のうち、県が37%の1億4,300万円を、残りは沿海市町と関係団体等が出捐してございます。

21ページをごらんください。4の事業でございます。当協会では、(1)から(4)の4つの部門の事業を実施してございます。まず、(1)の栽培漁業振興部門につきましては、カサゴ、ヒラメ、マダイ等の放流用種苗の生産・放流の実施、並びにつくり育てる漁業に関する普及啓発を実施しております。(2)の養殖種苗供給部門につきましては、養殖用種苗の生産供給及び新魚種量産化等の技術開発に関する事業を実施しております。(3)の魚類養殖・漁場改善部門におきましては、養殖業の健全な発展のため、ブリ稚魚の需給調整や養殖魚の生産状況、漁場の適正行使に関する指導を実施しております。(4)の漁業振興総合対策部門では、旧財団法人宮崎県漁業振興基金の一部事業の引き継ぎに伴いまして、省エネ対策や担い手育成に対する支援事業を実施しております。

続きまして、当協会の県の関与についてで

ございますが、こちらからは宮崎県出資法人等経営評価報告書に基づき御説明いたします。平成24年9月定例県議会提出報告書の191ページをお開きください。

県関与の状況をごらんください。人的支援につきましては、役員3名のうち1名が常勤となっております。同じ県職員の2名が常勤ということで、常勤職員3名を派遣しているところでございます。

財政支出等でございます。平成23年度の県の委託料は、カワハギ量産化技術開発事業等で1,673万円余、県補助金は、放流用のカサゴ、ヒラメ等の生産・供給に対する支援といたしまして、3,429万円余となっております。

このほか、県借入金残高等はございません。

なお、その他の県の支援等につきましては、県から派遣しております職員3名に対しまして、1,718万6,000円を支給してございます。

次に、活動指標でございます。指標といたしましては、栽培漁業に関します3つの項目を挙げてございます。まず、の放流用種苗生産尾数でございますが、これは当協会が生産し、放流される全ての魚の尾数でございます。平成23年度の目標値215万尾に対しまして、達成率は86.6%となっております。

のマダイの放流魚混獲状況でございますが、目標値は、マダイの漁獲量に占める放流マダイの割合でございます。平成23年度の目標値13%に対しまして、達成率は42.0%でございました。

の栽培漁業に関する普及啓発につきましては、当協会見学者数等とホームページの閲覧者数等の合計値を設定したものでございまして、平成23年度の目標値3,450人に対しまして、達成率は114.5%でございました。

続きまして、192ページをお開きください。正

味財産増減計算書をごらんください。当期一般正味財産増減額は3,084万円余の減となっております。したがって、一般正味財産期首残高がマイナスの1,209万円でございますので、一般正味財産期末残高はマイナスの4,293万円余となっております。

次に、貸借対照表をごらんください。平成23年度の資産合計は4億9,392万円余で、負債合計につきましては、8,543万円余となっております。したがって、平成23年度末の正味財産は4億849万円余となっております。

続きまして、財務指標についてでございます。まず、の1人当たりの自主財源収入金額につきましては、目標値790万円に対しまして、達成度は56.5%となっております。また、の収支比率につきましては、目標値103.6%に対しまして、達成度は83.5%となっております。の基本財産運用益でございますが、目標値の180万円に対しまして、達成度は55.7%でございました。

次に、直近の県の監査の状況についてでございますが、平成23年10月の監査におきまして、経営改善に向けた努力が望まれるとの要望がありましたことから、平成24年3月に経営改善計画を策定し、現在取り組んでいるところでございます。

最後に、総合評価でございますが、県の評価といたしましては、依然、水産業界は厳しい状況にあることから、経営改善計画に基づき、計画的な放流事業等の実施や、これまで以上の経費節減等を行うとともに、現場のニーズに応える養殖用種苗の生産・供給により増収が必要と考えております。

財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況については以上でございます。

松村委員長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

十屋委員 財務諸表の中の貸借対照表、一般正味財産期末残高で4,293万円余のマイナス、なかなか厳しいというのも十分わかるんですけども、ここに財務指標でも上がっていますし、いろいろあるんですが、計画的にやっていくというのはそのとおりなんですけれども、何をどう改善していくかというところはどういうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいんです。

神田漁村振興課長 まず、経営改善に関しましては、やはり増収、コストの削減、組織的なものに取り組んでいく必要があると思います。増収につきましては、種苗の販売をふやすというところに観点が置かれると思うんですけども、今まで販売というところに力が不足した部分がございますので、ここに力点を置きたいというのが一つございます。

コスト削減につきましては、無駄な部分をもう一回見直すという形で今、取り組んでいるところでございます。

組織的なものにつきましては、昨年、1人職員が退職しましたので、それを自然減ということで不補充ということで取り組んでいるところでございます。

一般正味財産が期末で4,293万円余のマイナスになってございますが、これは特定資産のほうから一回取り崩して総合対策事業のほうに使った部分もございましたので、こういう減額の状況になってございます。

十屋委員 最終的に、増収ということで売りをやっていけばいいんですが、例えばあそこを見せてもらったりしたときに、付加価値の高いものを売っていくというのものもあるし、薄利多売

で安くても量をたくさん売るといふのもあるし、それから相手先という販売というのもあるし、そこはどういうふうに今、考えていらっしゃるんですか。

神田漁村振興課長 これからニーズが出てこようかというものとしては、カンパチ等があると思いますので、そういうのを技術開発も必要だと考えております。また、今年度から養殖用のマサバの稚魚の供給も始めたところでございます。最近、マダイ等につきましては、業界のほうの好みというのが若干出てきているもので、そういうニーズにも合わせたような稚魚の生産ということにも取り組むということを考えてございます。

十屋委員 いろいろブランド化というのも一面ありますね。そこはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。いろいろ地域によって名前が変わってしまうんですけれども、そういうブランド化で 例えばマサバでも、そこで種苗を売って、養殖して売り出すときにはまた名前が別に変わってくると思うんですけれども、そのあたりはどう考えたらいいんですか。

神田漁村振興課長 マサバを事例ということでお答えさせていただきたいと思いますが、マサバにつきましては、種苗、稚魚のほう、養殖用の稚魚のほうはまだ天然物に頼っている分が多いということがございましたので、そこを安定的に供給してあげることで、既にマサバにつきましては「ひむか本サバ」というのがブランド認定されていますので、そこを下支えするような形で、かつ販売することで振興協会の収入源にできたらということ今、取り組んでいるところでございます。

十屋委員 種苗の販売というのは限られてくると思うんですけれども、県内県外についてど

ういう比率で考えたらいいんですか。

神田漁村振興課長 県外県内とも、両方とも同じスタンスというか、県内でブランド化した例例えばマサバみたいなものは、それを優先にという形で考えていますけれども、マダイとかという話になりますと、全国レベルでありますので、そこはほかの県外の業者さんと競い合いながら、県外にも売っていきたいということを考えています。

十屋委員 最終的に同じような取り組みをほかのところでもされているんですけれども、そうしたときに、宮崎の売りといいますか、稚魚の付加価値といたらおかしいんですけれども、やっぱりほかと競争していかなきゃいけないところだと思うんですが、特別に何か病気に強いとか、味がいいとか、そういう売りとしてはどういうのを目指していらっしゃるんですか。

神田漁村振興課長 先ほど申しましたように、販売のところちょっと弱いと申し上げたところなんですけど、以前、販売でいろいろとセールスに回ったときに、当時は、稚魚の段階で色が明るくておとなしい稚魚がいいというニーズがあったこともございます。そのようなものをつくれるような、ニーズに合ったような形のものをつくってあげればと考えているところでございます。実際、その取り組みをやって、従来の売り込みをやったときの1.5倍ぐらいの量が出たというのは実績がございますので、そういうパターンで取り組んであげればと考えています。

松村委員長 この件に関して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようです。丸山委員から、ちょっと戻りますけれども、質疑がありますので、許可します。

丸山委員 家畜改良事業団のことに付いてです。いただいた資料の中で気になるのは、収入が平成23年度を22年、21年と比べると急激に落ちてきているということで、恐らくストローの単価の影響なのか、本数的には安定的に供給できましたということなんですけれども、本来は、この辺の収入が戻ってこそ口蹄疫からの復興というイメージになるんじゃないかなと思っているんですが、その辺のことをもう少し詳しく教えていただきたい。また、この中でその他の収入が23年度は1億ぐらいあって、前年度は全然違うものですから、何なのかなというのを伺いたいと思っているところなんです。

押川畜産課長 まず、最初の精液ストローの譲渡本数の件でございますが、まさしく22年は口蹄疫等による影響がございまして、譲渡本数は一気に下がっておりますけれども、口蹄疫等を抜きに考えましても、先ほどから出ています繁殖農家等の減少、頭数そのものの減少等がありまして、県内の繁殖基盤の減少等が大きいのではなかろうかと思っています。しかし、その中でも、先ほど申しましたように、側面的にこちらとしてはその基盤を維持しなければいけないですし、事業団としましては、農家のリクエストに応じられるような優秀な種雄牛を今回改めてつくるということで、ここは改善してまいりたいと思っております。

もう1点、23年度のその他の収入でございます。申しわけございません。手元に資料がございませんので、後ほど御返答したいと思います。

丸山委員 本数が、22年、23年、確かに変わっている。ここまで収益が変わるのかというのは非常にわかりづらいものですから、それをもう少し詳しく教えていただきたいと思っています。事業収入が、平成21年が7億3,000万、22

年が4億5,000万、23年が2億7,000万と下がってきているものですから、この辺の推移を、原因というのをもっと細かく教えていただきたいと思えます。

押川畜産課長 減収の原因でございます。1つは、先ほどお話ししました精液ストロー、本来の仕事でありますその分が落ちてきたというのが1つございます。もう1つは、検定等で使っておりました肥育牛が、それまでは販売部分がございましたけれども、口蹄疫等でいなくなりました結果、その分の収入等がなくなったのが大きい影響だと思っております。

丸山委員 肥育牛が先に口蹄疫に感染したということがあって、いろいろ分けるべきじゃないかという議論も以前、口蹄疫が蔓延したときにはあったんですが、西都の奥のほうに分場をつくるということなんです、検定については今のままでいいというふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

押川畜産課長 事業団全体の計画ということで、先ほどの分場等もございまして、当然、種雄牛を分けます。あと、検定等というのがございまして、高原に産肉検定所がございまして、こちらも含めて3カ所でもって今後の計画は立てていかなければならないと思えますし、できますことであれば、その3つでできるだけリスク分散するという形に持っていきたいところですが、具体的に肥育部分をどこに何頭持っていく等々についてはまだ現在検討中でございます。

丸山委員 いずれにしましても、口蹄疫を二度と起こさないというのがまずなんです、やはりリスク分散をしっかりと考えていただくことを改めて強くお願いしたいと思います。

松村委員長 それでは、報告事項につきまし

ては、終わらせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 51 分休憩

午後 3 時 0 分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

加勇田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の常任委員会資料の22ページをお開きいただきたいと思っております。平成24年産早期水稻の生産状況及び農業者戸別所得補償制度について、その概要を御説明いたします。

まず、(1)の早期水稻の生産・販売状況でございます。の生育経過と作柄につきましては、本年は、田植え後の低温や強風の影響、5月下旬から6月下旬の日照不足や多雨の影響などによりまして、穂数やもみ数が少なくなっております。このため、出穂後の登熟そのものは比較的良好でございましたが、収量は平年を下回りました。8月15日現在の作柄は作況指数98の「やや不良」となっているところでございます。ちなみに、収量の具体的な数字がございませんが、平年の収量が480キロでございます。平成24年、本年産は471キロと見込まれておりまして、よって98という作況指数ということでございます。

次に、の検査状況でございます。検査成績の概要にございますように、8月末までの集計で検査数量が合計で2万1,102トン、ほぼ前年並みの検査数量になってございます。一等米比率でございますが、71.5%ということでございます。昨年が61.8%でございますので、ほぼ10ポイントほどの成績アップということでございます。昨年よりも良好な品質であったということ

でございます。

また、の集荷・販売状況につきましては、8月末現在の集荷数量は1万5,950トンということでございます。販売数量でございますが、全国的に米の需給に逼迫感があるという中で、取引がおおむね順調に進んでおりまして、集荷した全量1万5,950トンにつきまして、販売先との結びつきが完了しているというふうに伺っているところでございます。

最後に、(2)の本県におきます農業者戸別所得補償制度の申請状況でございます。7月末現在の取りまとめでございますが、申請件数は昨年とほぼ同数でございますが、2万8,457件となっているところでございます。また、申請面積でございますが、助成単価の高いWCS用稲、飼料用稲でございますが、これが昨年に比べましてふえてございます。また、二毛作に取り組む面積、これも飼料作物を中心にふえているということでございます。今後とも、市町村、関係団体と連携いたしまして、本制度を活用した水田農業の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

山内営農支援課長 営農支援課より、野生鳥獣による農林作物等の被害額について御説明申し上げます。

委員会資料の23ページをごらんください。被害額の調査につきましては、鳥獣被害防止特措法に基づきまして、効果的な被害防止対策のための資料になるものであり、年に1回、市町村に対し調査を依頼し、県で取りまとめ、国に報告を行うものでございます。今回、平成23年度の被害状況についてまとめましたので、御報告をいたします。

なお、本件につきましては、昨日の環境森林

部の審議におきましても、同じ資料により説明が行われておりますので、私からは農作物を中心とした説明をさせていただきます。

まず、1の平成23年度被害の状況であります。農作物から人工林までを含めまして、全体の被害額は約4億3,591万円で、平成22年度の2億7,226万円より約1億6,365万円、60%の増加になってございます。の部門別被害の状況にありますように、農作物の被害は3億5,374万円と、全体の被害額の81%を占め、平成22年度より1億3,100万円程度、59%の増加となっております。作物別では、にありまますように、水稲が9,136万円と、全体の21%を占め、次いでスイートコーンや里芋などの野菜が8,980万円と、同じく21%、かんきつ類やクリなどの果樹が8,218万円となっており、飼料作物につきましても、4,806万円ほどの被害が報告されております。また、その他農作物としまして、県北を主産地といたしますシキミなどが含まれてございます。の鳥獣別被害の状況であります、イノシシが1億7,106万円と、全体の39%を占め、次いで鹿が1億5,761万円、猿が7,876万円となっており、いずれも前年より6割程度増加しております。

次に、これら被害額増加の要因につきまして、(2)以下にまとめてございます。まず、被害額の把握に当たりましては、22年度以前の調査に当たりましては、報告を行う市町村は、被害金額として、鳥獣被害に遭われた方が有害捕獲申請をする際の被害額を計上している場合が多く、その実態が十分に反映されていなかったなどの課題がございました。また、算定に用いられる単価につきましても、それぞれの申告に任されており、統一的な調査基準に基づく算定が行われておりませんでした。しかしながら、冒頭に申し上げましたとおり、被害額の調査は、

特措法に基づきます防止対策など、具体的には国の交付金配分の資料になることもさることながら、正確な把握は地域における被害防止対策の的確な推進に不可欠なものと認識しております。

24ページをごらんください。このため、23年度の農作物の被害額調査におきましては、これまでのように市町村ごとに調査方法をゆだねるのではなく、被害集落に対するアンケート調査の実施を要請するとともに、これまで算定基準にない作物の資料作成を行うなど、統一的な基準に基づく算定方法の導入などを行いました結果、23年度の被害額は、より実態に沿った報告が行われたことにより、前年度に対し60%の大きな増加になったものと分析しております。

次に、(3)の被害実態調査に伴う今年度の主な取り組みであります、より効果的に被害状況が把握できるよう、調査方法の本格的な見直しを進めてございます。具体的には、にありまますように、「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」によりまして、県が主体となりまして、個別農家等へのアンケート調査や、調査員を配置して現地調査等を全県的に実施するほか、地図情報システムを活用した鳥獣被害対策マップにもこのような被害実態を盛り込むことで、被害防止対策、捕獲対策、生育環境対策などの効果的な被害対策の構築につながる被害調査手法の確立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

営農支援課からは以上でございます。

日高復興対策推進課長 復興対策推進課でございます。

委員会資料の25ページをお開きいただきたいと存じます。畜産新生プロジェクトの取り組み状況についてでございます。

畜産新生プロジェクトにつきましては、1の趣旨にございますように、本県の畜産を取り巻く4つの課題への対応を検討し、全国のモデルとなる畜産を構築しようというものでございます。

2の推進体制にございますように、県内の関係機関・団体の代表者で構成されます畜産新生会議と、県、関係団体や市町村、JAの担当者など実務者で構成されますワーキングチームというものの2つで体制をとってございます。

このワーキングチームにつきましては、3の取り組み状況にもございますけれども、これまで2回の集合会議と、それを補完するための情報交換を進めてきたところでございまして、テーマごとの現状なり課題、検討の方向につきまして、資料の26ページ以降に中間的に取りまとめたところでございます。

まず、生産性の向上の分野でございまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。現状と課題にございますように、肉用牛の1年1産であったり、豚の年間出荷頭数の向上、こういったものを掲げてございます。また、それを進めていく上で、全体的な生産性の向上に向けて、例えば1の肉用牛にありますように、分娩後80日までに確実に発情を発見して、その間、適期に人工授精を行うというようなことが1年1産のためには必要だということでございます。また、そのための徹底した家畜の飼養管理や、生産性の向上の前提となります生産基盤の整備など、現状や課題というものを確認したところでございます。また、それを踏まえて、検討の視点の欄にございますように、例えば1の繁殖検診の徹底であるとか、3にございますような発情発見の効果的な把握であったりとか、経営全体をコンサルティングできる人材の育成や情報

システムの構築などを検討することが必要とされたところでございます。

また、コスト低減の分野でございますけれども、コスト低減の分野では、総合的な飼料コストの低減なり、粗飼料自給率の向上、エコフィードの大幅な利用拡大という目指す姿を持ってございますけれども、現状と課題の欄に掲げてございますような1から4の4つの課題につきまして、それぞれ現状把握をしたところでございます。そのことを踏まえまして、検討の視点の例えば1にございますように、飼料給与体系の改善であったり、3にありますようなエコフィードの新たな飼料化資源の確保というものに向けた取り組みについて今後検討するというところでございます。

次に、27ページをお開きいただきまして、販売力の強化でございますけれども、販売力の強化の中では、特に肉質のあり方についてでございます。求められる肉質のあり方についてということで1にございますが、牛肉の欄を見ただきますと、4つほど二重丸がついてございます。例えば、サシは高級牛肉として差別化ができるということから、今後とも重視すべきであるという意見であるとか、もも肉などサシが入りにくい肉につきましても高く販売できる仕組みが必要ではないか、また高齢化する消費者のニーズというものやはりおいしくて赤身であるというようなものがあるんだけれども、一方では、輸入牛肉とその部分というのは競合して収益性が低下するんじゃないかというようなさまざまな意見が出されたところでございます。それぞれにつきまして、検討の視点のところでございますように、例えば高品質牛肉の安定生産体系の確立であるとか、もしくはオレイン酸など機能性成分による差別化販売の検討、さら

にはその下にございますような商品の開発であったりとか販売戦略の再構築、もしくは輸出対策の取り組み、こういったものを検討することとしておるところでございます。

さらに、次の28ページでございますけれども、関連産業の集積ということでございまして、関連産業の出荷額の増加に向けた課題、特に県外に流れている屠畜処理を県内で屠畜するための取り組み、こういったものについて検討することとしてございます。

これまでの検討状況につきましては、先ほど申し上げました現状と課題を把握しながら、今後の検討の方向を議論するということですが、今後の予定といたしまして、25ページに戻っていただきまして、引き続き、今後検討を進めてまいりまして、3月には検討状況を取りまとめてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

復興対策推進課は以上でございます。

西元家畜防疫対策室長 家畜防疫対策室でございます。

委員会資料の29ページをお開きください。家畜防疫体制、特に農場防疫の強化についてでございます。

近隣諸国におきましては、今年度に入りましたも、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生しております。特に中国におきましては、9月6日に口蹄疫が、9月18日に高病原性鳥インフルエンザが発生したとの報告もあったところでございます。一層の防疫強化を図る必要がありますことから、昨年引き続き、家畜防疫員による農場巡回指導を実施いたしますとともに、業務として農家に接する機会の多い畜産関係団体等の協力を得ながら、防疫に対する農家の意識向上を図ってまいりたいと考えております。

す。

まず、(1)の平成23年度の巡回結果についてでございます。昨年度は、牛、豚、家禽の全農場を対象として家畜防疫員により巡回指導を実施したところでありまして、その状況を精査した結果を表にお示しいたしました。農場数の合計9,788農場のうち、牛31項目、豚33項目、鶏38項目で1項目でも不備があった農場の割合は、牛で51.6%、豚で56.4%、家禽で2.1%、合計で46.8%でございました。主な指導項目といたしましては、牛と豚の農家におきましては、立入者の記録の不備や立入禁止看板の未設置、車両消毒が十分ではなかったことなどが挙げられます。また、家禽農場におきましては、防鳥ネットの網目が大きかったり、鶏舎の壁やネットの破損を修繕していなかった農家が見受けられたところがございます。

30ページをごらんください。(2)の本年度の農場巡回指導についてでございます。まず、牛につきましては、昨年度の巡回におきまして、指導の多かった上位3項目、すなわち記録の保存、立入禁止看板の設置、車両消毒の徹底につきまして、不備の見られた農場を中心に、8月から家畜防疫員による巡回を実施し、改善を指導しているところがございます。また、豚や家禽の農場では、全戸を対象に家畜防疫員による巡回を実施いたしますが、特に家禽につきましては、鳥インフルエンザの発生に備えまして、10月末までには指導を終了するよう計画を立てているところがございます。下の表には8月31日までの巡回指導の状況を示しております。後ほどごらんいただきたいと思いますと思いますが、特に家禽におきましては、6月から巡回を開始しておるところでございます。現在までに75.7%が終了したところがございます。

最後に、(3)の関係団体による農家の防疫意識向上の取り組みについてでございます。これまで開催してまいりました防疫会議や団体等との意見交換会では、畜種や地域における防疫意識に関して温度差があるとの御指摘もいただいております。本取り組みでは、にありませうとあり、高い防疫意識を長期間維持するためには、年1回の家畜防疫員による巡回では十分ではないと考えられますことから、業務として農場を訪問する機会の多いさまざまな団体職員が同じ意識を持って農場防疫に取り組むことで農家の防疫意識の向上を図ることを目的としておりまして、にありませうとあり、去る8月20日に開催いたしました会議で、獣医師や家畜人工授精師、JAグループ、各農業共済組合など、44の関係団体に御協力を依頼しましたところ、快く賛同いただいたところでございます。アの取り組みの期間につきましては、9月から今年度末まで実施することといたしまして、その結果を検討しながら、次年度以降につなげたいと考えております。イの依頼の内容といたしましては、それぞれの団体が農家を訪問した際に、少なくとも次の3項目、すなわち衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒の実施、豚飼養農場につきましては、衛生管理区域専用の長靴の設置、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の記録の作成及び保存につきまして、まずは団体の職員が実践するとともに、農家への啓発もあわせてお願いしていただくというものでございます。これらの取り組みによりまして、家畜防疫、特に農場防疫のさらなる強化に努めてまいりたいと考えております。

家畜防疫対策室からは以上でございます。

鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

資料の31ページのほうをお開きください。こ

れは、お手元のほうにお配りしております平成23年度の取り組みの概要というものの概略を記したものでございます。

昨年6月に長期計画を策定いたしましたけれども、その後の農政の推進状況が計画的、着実に図られているかということを経標をもってチェックするという目的から、こういった取り組みの概要について毎年作成しているものでございます。平成23年度につきましては、農業産出額等のデータについてはまだ公表されていないものですから、そういったところについて記述がございませんけれども、現時点で取りまとまっているデータについて御説明しているというところでございます。

資料の中身でございます。(1)は、長計の概要でございますので、割愛させていただきますが、長計のほうで4つの視点、「儲かる農業の実現」「循環型社会と低炭素社会への貢献」「連携と交流による農村地域の再生」「責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立」という4つの視点で取りまとめているものでございますので、23年度の取り組みにつきましても、それに沿った形で整理したものでございます。

(2)の取り組みの概要の でございます。「儲かる農業の実現」につきましては、アからオまでの5つの小項目について整理しております。1つ目につきましては、担い手の育成確保ということでございまして、個別経営体、法人経営体、あるいは新規就農者の育成確保に努めるということでございます。下に2つほど指標を置かせていただいております。取り組みの概要全体ではもっとたくさん指標があるんですけども、特徴的なものにつきましてピックアップして置かせていただきましたので、御了解いただければというふうに思います。H21と書いて

ございますのは21年度の実績、これは計画をつくったときのベースの数字になります。H23と書いてあるところの下の数字が23年度の実績でございます。また、計画の5年間の目標を達成するために各年度ごとに目標数値というのを定めておりますので、それと照らし合わせたときの達成度を括弧の中でパーセンテージという形で書かせていただいております。

説明のほうに戻りますけれども、アの担い手の育成・確保ということでは、農業法人数、新規就農者数のほうを置かせていただいております。新規就農者数につきましては、なかなか目標どおりというところでは数字的にありませんけれども、今年度からまた国の事業も活用しながら、推進に努めていきたいということでございます。

イの農業資源の継承とフル活用という項目でございますけれども、産地が有するさまざまな経営資源、農地でありますとかハウス、技術、そういったものの継承を円滑に進めるということでございまして、認定農業者への農地利用の集積を進めるというようなことですか、農振農用地区内の耕作放棄地を再生利用していくということを指標として置かせていただいております。

ウの攻めの生産・流通・販売の総合展開ということで、みやざきブランドをどういう形で発展させていくかというような話でございますとか、物流あるいは輸出の促進に努めたところでございます。この中で輸出数量につきましては、目標値の約5割ということで、まだ課題があるということでございますので、安定的に輸出数量を伸ばせるような取り組みを今後ともますます推進していくということを考えてございます。

エは、生産基盤の整備でございます。畑地か

んがい営農や圃場の整備、あるいは施設の長寿命化の推進ということが非常に重要であろうということでございまして、畑地かんがい施設整備面積、基幹水利施設の予防保全計画の策定というものを指標としてここに入れさせていただきました。

オの技術開発と普及指導活動の展開でございます。試験研究と普及をますます連携させていくということが非常に重要であると考えておりました、農家への普及技術開発件数、新技術の普及、いずれも計画達成度は若干下回ってはございますけれども、しっかりと進めていきたいというふうに考えてございます。

でございます。「循環型社会と低炭素社会への貢献」ということでございまして、1つ目のアは、環境に優しい農業ということでございます。エコファーマーの認定でございますとか、特別栽培の取り組みというものをますます進めていきたいということでございます。

32ページのイでございますけれども、地球温暖化対策というものに対してどういうふうに貢献していくか、あるいは対応していくかということでございます。ここにつきましては、調査研究という基礎的な部分もございまして、省エネ設備の導入、あるいは木質ペレット暖房機の導入ということを指標として考えてございます。2つ目の指標にございます施設園芸における燃油使用量の削減というところでございます。計画達成度は400%というふうになってございますが、この考え方につきましては若干補足させていただきますと、平成23年度の目標というのが燃油使用量10.6万キロリットルということでございます。平成21年度の実績から差し引きしますと、0.4万キロリットルの削減というのが目標ということでございますけれども、今回はその4

倍に当たります1.6万キロリットルの削減がなされたということで、数字上は400%となっておりますけれども、いずれにいたしましても、ますます木質ペレット暖房機等の導入など対応を進めていきたいというふうに考えてございます。

は「連携と交流による農村地域の再生」ということでございまして、アでは、農商工連携、6次産業化、そういったものでどうやって都市と農村の交流促進を進めるかということで整理してございます。項目につきましては、アの農商工連携、6次産業化の事例数、これにつきましては、計画を大きく上回っているという状況でございます。あるいは、加工や消費者への直接販売に取り組む農業法人数についても着実にふえているというところがございます。

イの魅力ある農村地域の創造ということでございますけれども、中山間地域などにつきましては、多面的機能の維持増進、あるいは中山間地域活性化ということで、いろいろとそういう基盤を整備していく必要があるというふうに考えてございます。指標につきましては、資源の保全管理を行う活動組織数をふやしていくということでございますとか、直接支払いの協定面積につきましても、ちゃんと維持していくということが重要であろうというふうに考えてございます。

ウでございます。先ほど営農支援課長からも説明がありましたけれども、鳥獣被害対策というのも非常に大きい課題というふうに考えてございまして、それについても着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

は「責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立」ということで、かなり広いテーマではございますけれども、3つの観点から整理してございます。アは農業セーフティネット、幅広

い意味でのセーフティネットということでございますけれども、家畜・植物防疫体制を強化するとか、災害に強い農業あるいは農村をつくっていく、そういったことの取り組みを進めていたということでございまして、例えば無人ヘリの防除面積をふやしていく、災害危険ため池の整備箇所数をふやすというようなことを進めてきたというところでございます。

イは食の安全・安心 宮崎のブランドの基礎ともなっているわけでございますけれども、こういったものの活動というのも推進していく必要があるということで、産地におけるGAPの取り組みでありますとか、食品表示の個別巡回調査というものを着実にやっていくということを考えているところでございます。

ウでございますけれども、やはり県民の理解の醸成というのも一つの大きな柱というふうに考えてございまして、市町村単位を中心に食育あるいは地産地消というものを一体的に進めていくということで、こういった指標を整理しております。

危機事象への対応、でございますけれども、なかなか目標数値という形では評価しづらい分野でございますけれども、口蹄疫からの再生・復興、あるいは鳥インフルエンザ、新燃岳の影響等、いろんな対応ということに平成23年度につきましては取り組んだものでございますので、冊子のほうにはその内容についても記載してございます。

は地域アクションプログラムということで、各振興局単位で特色ある農業をということで長期計画に合わせてつくったものがございまして、その取り組み状況についても冊子のほうで別に整理してございます。

説明は以上でございます。

成原水産政策課長 委員会資料の33ページをお開きください。

農業と同じように、第五次水産業・漁村振興長期計画の進捗状況、取り組み状況につきまして御説明申し上げます。

冒頭、恐縮でございますけれども、資料の訂正をお願いしたいと思います。34ページの下の方角囲いの平成22年度の新規漁業就業者数のところでございますけれども、44となっておりますが、49ということでございます。大変申しわけございません。この数字は、別途配付いたしております青い表紙の23年度の取り組み概要のところの1ページの下の方に、1カ所この数字が出てまいります。そこを御訂正いただきたいというふうに思います。大変申しわけありません。

それでは、委員会資料の33ページをごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の でございます。長期計画の策定時における現状と課題について少し振り返ってみたいと思いますが、漁獲量の減少、魚価の低迷ということで収入が減少している一方で、燃油を初めとする漁業コストが増加しており、収益性が低下していて、経営自体が悪化している。その結果として、新たな担い手の参入というものも減少し、高齢化も相まって経営体全体が減少している。このままということになりますと、本県水産業を維持することが懸念されるような状況になってございます。このため、早急かつ着実な資源回復ということと収益性の向上が喫緊の課題ということでございます。

に掲げておりますように、このような課題の解決に向けて、まず目標を「儲かる水産業の実現」ということに置きまして、水産資源の適切な利用管理、安定した漁業経営体づくり、漁

港機能の強化と漁村の活性化という3つを柱として、施策に取り組んでいるということでございます。

それでは、具体的な取り組み概要について御報告します。(2)でございますが、 の水産資源の適切な利用管理というところでございます。アの水産資源の回復と適切な利用の推進に関する取り組みでございますけれども、日向灘の資源状況というものが漁獲量に反映されるということですので、資源の量を適切に維持管理することが重要となります。このため、沿岸資源の管理を推進するための基本的な方針を策定いたしまして、アマダイを初めとする9つの魚種につきまして科学的な資源評価を行い、この結果に基づいて禁漁期間の設定や種苗放流等による合理的な資源管理を推進し、資源の維持と回復に努めたところでございます。

次に、イの水域環境の保全と環境変化への対応に関する取り組みでございますけれども、養殖場の環境を保全するために、飼育尾数とか水質の基準を定めた漁場改善計画というものを策定させ、または実践をさせ、さらには疾病の蔓延防止につきまして、養殖業者を指導し、環境に配慮した安全・安心な養殖生産体制を推進しました。また、沿岸漁場の生産力を向上するため、漁業者グループが行います藻場造成や干潟の保全活動を支援したところでございます。今後とも、水産資源の適切な維持と回復及び環境保全に努めてまいりたいと考えております。

次のページ、 の安定した漁業経営体づくりについてでございます。アの収益性の高い漁業経営体の育成に関する取り組みについてですが、資源管理を行う漁業者が漁法の転換を行うに当たっての漁具の導入を支援したほか、まき網漁業やカツオ一本釣り漁業においては、漁業の省

コスト化と、高鮮度化による漁獲物の高付加価値化によって収益性を高める経営体モデルの導入を図っております。また、漁業共済や国の漁業所得補償対策への加入促進を図りまして、漁業経営の安定化に努めたところでございます。

次に、イの競争力のある生産・流通の構築に関する取り組みでございますが、ブランド認証品を中心とした本県産水産物の販売促進や販路の拡大に取り組んだところでございまして、具体的には、中国輸出に向けた調査、カツオ・マグロ類の1次加工品の量販店への販売、養殖カンパチ等の福岡市場等への活魚出荷など、魚価向上や付加価値向上につながる新しい流通づくりを支援したところでございます。今後とも、コスト削減あるいは魚価向上による安定的な経営体づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、の漁港機能の強化と漁村の活性化についてでございます。アの漁港機能・漁業生産基盤の保全強化に関する取り組みでございますが、漁港は生産基地として重要な機能、役割を果たしております。機能の維持あるいは高度化が求められているところでございます。このため、港内の安全性を確保するための防波堤や防砂堤、あるいは防風柵を整備いたしまして、漁業者の財産保全、作業環境の向上を図ったところでございます。また、中層型浮き魚礁を更新し、適切な維持管理を行いました。

最後に、イの漁村・地域の活性化に関する取り組みでございますが、漁村・地域の活性化を図るため、3地域に新たに地域漁業担い手対策協議会を設置しまして、地域における担い手の確保と育成に努めたほか、漁業者グループ等の6次産業化の取り組みを指導し、推進を図ったところでございます。今後とも、漁業生産基盤

としての漁港の機能の維持向上、担い手の確保及び漁業者グループの活動促進等により、漁村の活性化を図ってまいりたいと考えております。

水産政策課は以上でございます。

押川畜産課長 続きまして、条例対象以外の県が出資している法人等の経営状況等について御報告いたします。

常任委員会資料、35ページをお開きください。公益社団法人宮崎県畜産協会の概要等についてであります。

まず、1の沿革でございます。社団法人宮崎県畜産会、社団法人宮崎県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人宮崎県家畜畜産物衛生指導協会、さらには社団法人宮崎県養豚協会の4団体が平成18年に再編統合いたしまして、社団法人宮崎県畜産協会となり、本年4月には公益社団法人に移行して運営をいたしております。

2の組織につきましては、役員が会長理事以下、計27名、職員は22名で、事務局長以下1課3部体制となっております。

次に、3の出資金等につきましては、寄託金として総額10億809万円で、県が1億8,285万8,000円となっており、県の比率は18.1%でございます。

4の主な事業といたしましては、畜産経営、畜産技術及び家畜衛生の向上等に係る支援・指導から、家畜・畜産物の価格変動により生じる畜産経営体の損失補填、家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査研究に関する事業等でございます。

次に、経営状況等の詳細につきましては、37ページをお開きください。県関与の状況につきまして、まず人的支援といたしましては、役員27名のうち県職員が1名非常勤で就任しており、県の退職者が常勤で1名、非常勤で1名就任し

ております。また、職員22名のうち県職員が平成24年4月1日現在、3名勤務しております。また、県の退職者についてでございます。大変申しわけございませんが、24年4月1日、ゼロとなっておりますが、ここは平成23年同様で1名でございます。19が18となります。申しわけございません。修正をお願いいたします。

平成23年度の財政支出としまして、委託料として5,070万6,000円、補助金として21億1,600万6,000円を支出しております。また、その他の県からの支援といたしまして、県から派遣しております職員3名に対して1,948万6,000円を直接支給しております。

主な県の財政支出の内容につきましては、の事業は、特定疾病フリー豚の導入助成等を行うもので、平成23年度の決算が7,717万3,000円となっております。の事業は、口蹄疫被害地域の経営再開を支援するための事業でございます。決算額が1,413万3,000円、の事業は、畜産経営分析支援指導を実施するもので、決算額は1,643万円となっております。の事業は、家畜排せつ物の適正処理、良質堆肥の生産・販売指導等を行う事業で、決算額が1,087万2,000円となっております。

活動指標といたしまして、に経営指導・支援対象農家数を、に価格安定対策補填の契約肉用牛頭数を示しております。23年度の実績が、経営指導・支援農家数は784で達成率132.9%、価格補填の契約頭数は6万2,924頭で達成率105%と、目標値以上の数値となっております。

の契約子牛個体登録頭数は、肉用子牛の生産者補給金交付契約を締結しました子牛の頭数でございますが、口蹄疫等の影響もございまして、6万5,843頭で達成率は89%となっております。

次に、財務状況につきまして、38ページをござらんください。正味財産増減計算書で平成23年度は経常収益72億8,280万4,000円、経常費用73億447万3,000円で、当期経常増減額は2,166万9,000円のマイナスとなっております。

貸借対照表をござらんください。平成23年度、資産が107億1,844万9,000円、負債が11億6,963万9,000円、正味財産は95億4,880万9,000円となっております。

次に、財務指標でございます。に自己収入比率を設定しております。平成23年度は達成率58.3%になってございます。の件費比率につきましては、組織、人員の見直し等々を行ったことで目標を上回ってございます。

最後に、県の総合評価でございますが、畜産協会は従来より、畜産農家の経営指導を初め、畜産物価格安定対策や衛生対策などの非常に公益性の高い業務を担っておりまして、さらに一昨年からは、口蹄疫、鳥インフルエンザ対策等々の支援にも取り組んでいることから、今後も、経営再開支援や地域自防組織強化の取り組み等を含めた運営が求められております。財務内容につきましては、これまで人件費削減を行いませんとともに、無償で行ってございました経営指導につきまして、受益者負担を提案するなど、自主財源の確保にも継続的に努めていますことや、組織運営については組織人員の合理化にも努めていることから、評価できるものと考えてございます。また、ことし4月に公益社団法人に移行しておりまして、今後は、公益法人としての適正な運営や積極的な情報公開等について指導を行っていく必要があると考えております。

畜産協会は以上でございます。

猪股農村整備課長 農村整備課でございます。

常任委員会資料の39ページをお開きください。

宮崎県土地改良事業団体連合会の経営状況について御報告いたします。

1の沿革であります。土地改良連合会は、昭和33年に土地改良法に基づく設立認可を受けておりまして、国や県を除きます市町村及び土地改良区等を会員としております。23年度の会員は、26市町村と171土地改良区の197団体となっております。

2の組織につきましては、平成24年4月1日現在、役員17名、職員71名となっております。

3の県の出資金等はありません。

次に、4の事業であります。連合会の行います事業は土地改良法で規定されておりまして、(1)から(4)に記載しております。(1)の会員の行う土地改良事業に関する指導、援助としましては、市町村等が行います土地改良事業の調査設計、測量、換地や、土地改良施設の維持管理に関する技術的指導、並びに土地改良区の運営に関する指導、支援などを実施しております。

(2)の土地改良事業に関する教育及び情報の提供といたしましては、会員に対する講習等の開催や、機関誌等を通じました情報提供を行っております。

(3)の土地改良事業に関する調査研究といたしましては、技術情報の収集や地理情報システム等のOAシステムの開発、運用を行っております。

(4)の国または県が行う土地改良事業に対する協力といたしましては、圃場整備等の事業に関する調査設計、換地などの受託や、農地地図情報を活用した面的集積活動の支援などを実施しております。

40ページに正味財産残高を記載しておりますが、財務状況につきましては、出資法人等経営

評価報告書により御説明いたします。

41ページをお開きください。概要につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略いたします。

県関与の状況の人的支援であります。平成24年4月1日現在で非常勤役員が1名、派遣職員が3名であります。財政支出等につきましては、平成23年度の県からの委託料が5億4,822万円余、補助金が2,789万円余、県交付金・負担金が5,009万円余であります。

主な県財政支出の内容を記載しておりますが、からにあります委託料といたしましては、農地の区画整理等についての調査設計、換地等の業務委託でございます。補助金といたしましては、の施設の診断や管理指導等に対するものでございます。また、県交付金・負担金につきましては、施設の維持補修経費といたしまして、国からの補助金と合わせて土地改良区へ交付するものなどがございます。その他県からの支援につきましては、県から派遣しております3人に対しまして、1,910万1,000円を直接支給しております。

次に、活動指標をごらんください。ですけれども、土地改良区の賦課金計算等を行います賦課金等積算システム契約件数、の設計契約件数、の換地契約件数の3つの指標について、それぞれ目標を設定しておりますが、実績といたしまして、目標を達成していない指標がある状況となっております。

次に、42ページをごらんください。財務状況であります。平成23年度から新公益法人会計基準に移行いたしましたことから、23年度の状況を上段の表に正味財産増減計算書で記載し、22年度の状況につきましては、42ページの一番下に収支計算書として記載しております。なお、

連合会についての公社等改革推進委員会の点検評価が22年度事業分からとなっておりますことから、22年度分から記載させていただいております。

平成23年度の実績を御説明いたします。正味財産増減計算書ですが、事業活動に係ります経常収益は11億1,491万円余でありまして、それに対する経常費用は11億6,824万円余で、当期経常増減額は5,332万円余の減となっております。これに固定資産除却損などの経常外増減の部を加味いたしました当期一般正味財産増減額は5,379万円余の減となっております。

次に、貸借対照表であります。資産は41億2,277万円余で、主なものは、減価償却引当資産、建物などの固定資産であります。負債につきましては5億3,065万円余で、主なものは、3月末時点での事業関係未払い金などの流動負債や退職給付引当金などの固定負債であります。この結果、資産から負債を引きました正味財産は35億8,671万円余となっております。

財務指標ですが、収支比率、人件費比率、県補助金等比率を指標として設定しておりますが、達成度につきましては、それぞれ81.7%、78.2%、66%となっております。いずれも目標を下回っている状況となっております。

次に、総合評価の県の評価であります。土地改良連合会は、土地改良事業の推進による農村振興、農地や土地改良施設などの地域資源の保全など、県が推進いたします農業農村整備事業を実施しており、その円滑な推進に寄与していると考えております。また、経営面では、早期退職制度や実行予算管理システムなどを継続して実施しており、組織体制のスリム化と財政運営の改善に着実に取り組んでいると考えております。

宮崎県土地改良事業団体連合会の経営状況については以上でございます。

松村委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程に関しては4時までというふうになっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、そのようにいたします。

引き続き委員会を行います。

押川畜産課長 引き続きまして、常任委員会資料、43ページをお開きください。社団法人宮崎県養鶏協会でございます。

まず、1の沿革でございます。昭和54年に当協会が設立されております。

次に、2の組織でございます。役員は会長理事以下17名、職員は専務理事が兼務します事務局長を除きますと、会計主任が1名となっております。当協会は、ブロイラー、採卵鶏、種鶏の3部門の養鶏事業者で組織されております。

次に、3の出資金でございます。総出資額は833万円で、全て、先ほど申し上げました養鶏業者、養鶏関係の団体によるもので、県の出資はございません。

次に、4の事業についてでございます。1つには、鶏病対策や養鶏技術向上のための指導事業といたしまして、養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の強化、整備を進めますとともに、養鶏全般の計画生産の推進や指導等を実施しております。また、鶏卵・ブロイラーの経営安定対策や安全・安心の確保対策としまして、県や日本養鶏協会の委託を受け、生産・出荷状況調査や家畜防疫互助基金への加入促進、さらには鶏卵の安全・安心、消費拡大に

向けた取り組みを実施しております。

次に、経営状況でございます。45ページをごらんください。まず、県の関与の状況及び主な県財政支出の内容についてでございます。人的支援の状況といたしましては、役員17名のうち非常勤役員として県職員1名が就任、常勤役員として県退職者1名が就任しております。

また、県からの財政支出等につきましては、鶏卵の出荷状況等の調査に関する委託料として35万円、高病原性鳥インフルエンザの防疫強化、養鶏全般の推進、指導に関する補助金として818万7,000円がでございます。

次に、活動指標をごらんください。平成23年度には防疫関連の対策を中心に活動を進めまして、農場への石灰散布機の導入を行いますとともに、養鶏農家の互助基金加入促進を行いまして、活動指標の目標値はほぼ達成してございます。

次に、46ページをごらんください。財務状況でございます。正味財産増減計算書で平成23年度の経常収益が2,992万6,000円、経常費用が3,038万4,000円で、当期経常増減額がマイナス45万8,000円、その結果、正味財産期末残高は519万1,000円となっております。

次に、貸借対照表でございます。平成23年度の資産が4,124万5,000円に対しまして、負債が3,605万4,000円で、正味財産は519万1,000円となっております。

次に、財務指標でございます。平成23年度は、高病原性鳥インフルエンザ発生に伴いまして、事務処理や防疫対策等々の指導を優先したことによりまして、県の補助金等の比率が低くなり、その反面、自己収入比率、人件費比率が高まっております。

最後に、総合評価でございます。県の評価と

いたしましては、活動内容をA、財務内容、組織運営につきましては、Bとしております。冒頭、組織について御説明しましたとおり、当協会は、プロイラー、採卵鶏、種鶏の3部門が、農協系統や商社系統の枠組みを超えまして、防疫対策を初めとするさまざまな課題に対して対応を行っております。さらに安定した組織運営がなされていると考えてございます。

次に、47ページをお開きください。株式会社ミヤチクの概要についてでございます。

まず、1の沿革についてでございます。昭和46年に株式会社宮崎県畜産公社として設立以来、合併、さらには社名変更等を経まして、株式会社ミヤチクとして高崎町へ、現在の都城市でございますが、移転いたしまして、現在に至っております。

次に、2の組織についてでございます。役員は代表取締役社長以下21名、従業員は633名で、それぞれ工場、営業所、加工センター、レストラン、直営農場等に勤務してございます。

次に、3の出資金等につきましては、総出資額20億1,427万円、うち県の出資額は4億5,910万円となっております。県の出資比率は22.8%となっております。

主な事業といたしましては、4にございますように、屠畜場の運営から飲食店までの食肉加工、流通に広く取り組んでおります。

次に、経営状況の詳細につきまして、報告書の49ページをお開きください。県関与の状況につきまして、人的支援、さらに平成23年度の財政支出について、両方ともございません。その他の支援といたしまして、先ほど御説明ございました口蹄疫復興財団の口蹄疫復興対策運用型ファンド事業によりまして、総菜製造施設整備に補助金で5,000万円の支援を受けてございま

す。

次に、活動指標でございます。 、 にそれぞれ処理頭数を指標として挙げております。両方ともほぼ目標どおりの活動がなされてございます。

次に、50ページ、財務状況につきましては、損益計算書で平成23年度では事業収益が368億5,069万円、事業原価が343億5,524万8,000円、一般管理費が25億3,166万7,000円でございます。また、これらに事業外収入、事業外費用を加えました経常利益は74万5,000円となっております。

貸借対照表をごらんください。平成23年度では資産が74億8,948万7,000円、負債が37億8,368万9,000円で、正味財産が37億579万7,000円となっております。

次に、財務指標でございます。売上高を設定しておりまして、平成23年度は368億5,100万円であり、達成率93.7%となっております。

最後に、県の総合評価でございますが、平成23年度は、口蹄疫による殺処分等により児湯地区の出荷頭数が大幅に減少する中、牛では計画を若干下回りましたが、豚では計画を上回るなど、確実に口蹄疫からの復興が図られていると考えてございます。また、生食、セシウム問題等で枝肉価格が低迷する中、売上高は計画を下回る結果となりましたが、経常利益は黒字になるなど、財務内容は改善が図られていると考えてございます。今後は、昨年度整備いたしました総菜製造施設を活用した高付加価値製品の販売を強化するとともに、処理頭数の拡大を図ることにより、さらなる健全経営が図られるものと考えてございます。

御報告については以上でございますが、先ほど丸山委員のほうから御質問がございました2

点についてここで説明させていただきます。

1つは、事業団の肥育について分離すべきだということで、私は、現在、計画しているところでございますというふうにお答えしました。これは、現在まで、いわゆるステーション型の現場検定ということで事業団が高鍋でやっていたものは今後は取りやめるとということで、高鍋と西米良については種牛のみということにする計画となっております。

あともう1つ、事業団の収入の部分、提出報告書の186ページ、御質問がございましたその他の収入1億ほどということで、前年に比べて突出しているが、この内容はという御質問だったと思いますが、22年度と23年度を見比べていただきますと、事業収入は減りまして、その他の収入はふえてございます。この影響でございまして、内容は、今回、公益法人等の改革に合わせて会計区分を見直しまして、事業団の中の事業をそれぞれ見直して、配置を変えました結果、以前は事業収入として上げてございました後代検定等々の果実、肥育の収入でございませつか、その他、液体窒素の収入でございませつかというものは、今回その他の収入というふうに分けを直しましたので、事業収入にあったものがその他の収入に今回色分けされたということでございます。

私のほうからは以上でございます。

松村委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。その他の報告事項について質疑はありませんか。

十屋委員 防疫体制のところ、先ほども別なところで伺った防鳥ネットの件、家禽のところは意識が高く頑張っているというふうなことですけれども、ここは巡回したときに結果的に牛と豚がまだまだ意識が下がっているとい

うことで、いろいろ御指摘があったんですが、それは時間とともに少し意識が風化　口蹄疫が風化することはないと思うんだけど、そういうところでやはり若干また、甘えが出てきていると言ったらおかしいんですけども、言葉が見つかりませんけれども、ちょっと緩んだのかなと、この数字とデータだけ見せてもらおうと、そう思うんです。その反面、中国とか外国で発生しているという現実があって、そういう情報がきちんと伝わっているのかどうかというところ辺があるんです。私たちは防災ネットでメールをいただくんですが、また発生しましたよというので、そうしたときに、また出たのかと思って注意はするんですけども、ほかの農家の方々に直接そこまでダイレクトに行っていないのかもしれないんですけども、そういう国外で発生した状況とかというのは、何らかの形では伝わっているのでしょうか。

西元家畜防疫対策室長　まず、1点目でございます。29ページに示しております牛、豚、家禽の結果と申しますのは、牛、豚につきましては、23年度に巡回いたしました1回目の巡回の結果ということでございます。当時、まだ国から指針ですとか出ていない状況の中で巡回をしましたということもございまして、1回目の巡回では、半分程度の不備のある農家がまだあったということでございまして、その当時、指導をして、今年度また回るということでございますので、この数値は相当数改善されているとは考えております。

ただ、家禽に関しましては、1回回った段階で不備がありましたが、鳥インフルエンザの発生時期ということもございまして、その後、数回指導に入りました。3月末現在でこのような状況で、不備のある農家が少なくなっていると

いうことでございます。

この説明の中でも申し上げましたが、会議等々の中で、気が緩んできたというような御報告もいただいております。それは地域によりまして、畜種によりましてとかいうものがありまして、そういうお話は聞こえてきてはおります。そういうこともございまして、30ページの(3)にありますように、家畜防疫員だけでなく団体等の御協力をいただきながら、気の緩みというのがないように今後も引き締めていっていただきたいという考えで、このような御協力を依頼したということでございます。

それから、情報の伝達でございます。委員おっしゃるとおり、メールでの配信というのもいたしております。それに加えて、ファクスによりまして団体あるいは市町村等に緊急の連絡というのはしております。それが農家にすぐ行くというのはなかなか考えづらいんですけども、一番先に行くのはメールだとは思っております。全ての農家にすぐに行っているかというお尋ねには、行っておりますとはなかなかお答えづらいところはあるんですけども、迅速な情報の伝達ということに対しましては、1つだけではなくて、二段、三段構えで伝達をしているということでございます。以上です。

十屋委員　皆さんよくやっちらっしゃるとは思うんですけども、やっぱり本当に風化させてはいけないという言葉があって、メモリアルのところにもそういうのがちゃんとあって、人間というのは忘れる動物ですから、常に緊張感を持ってというのは難しいかもしれませんが、携帯があれば、ほとんどの方が持っているので、登録していただいて、ダイレクトに私たちに送っていただけるようにぽんと送れば、そのほうが早いし、意識啓発になる

のかなと正直思っています。またそのあたり、高齢者の方はなかなかメールを使わない現実がありますけれども、そういう登録もしていただいて、やるような方向もひとつ御検討いただければと思います。

徳重委員 野生鳥獣対策なんですけど、これは全国的な問題かと思っているんですけど、宮崎でも約60%ということですね。こんなに多くなってくる。来年も再来年もまだこれ以上になってくるということを考えますときに、大変な問題だと思っています。もうやる気をなくすようなことになってはいけません。そこで、共済制度なるものは立ち上げられないものか、そういう動きはないものか、お尋ねします。

山内営農支援課長 共済制度につきましては、農作物共済等で鳥獣対策だけではなく、例えば水稲共済等でいわゆる補填金が支払われているという現状がございます。それで見ますと、例えば水稲でありますと、23年度の被害額で9,100万円挙げたございますが、このうち水稲共済が4,000万円弱ぐらい共済補填で支払われているという実績はお聞きしているところでございます。

徳重委員 水稲だけではなくて野菜類だっけかなりの被害が出ておりますね。そう考えますときに 森林国営保険というので人工林の場合は保険がついているんじゃないでしょうか。どうですかね。人工林は、ついているような表示がされている。24ページに、人工林の被害額算定に当たっては森林国有保険で用いる基準額を用いているということが書いてありますが、人工林は保険が出るんですか。

山内営農支援課長 済みません。これにつきましては、環境森林部の森林経営課が担当しております。

徳重委員 水稲だけはわかるんだけど、ほかのもの、野菜とか果樹とか飼料作物とか、これはないんですか。

山内営農支援課長 先ほど水稲関連農作物共済で申し上げましたけれども、共済制度でいきますと、ほかに果樹共済がございますが、果樹でいきますと、鳥獣害では1,200万円弱ということで、果樹が8,200万円ですから、まず共済に掛金を支払って加入されている方々で支払われているという前提でいきますと14%ぐらいということで、ほかの品目等は、一部、畑作物共済でありますけれども、それは数%ということですので、現実的には共済制度の加入は、水稲、果樹を除いて、余り制度的には活用されていないという状況でございます。

徳重委員 救済方法としては、県は何も手は打てないということですか。

山内営農支援課長 共済制度というのは、そういった対象等でそれぞれ農業者の方々が加入して、国の制度に基づいて支払われるという形で、そういった観点でいきますと、例えば水稲とか果樹等については共済の加入促進というのはあるかと思っておりますけれども、ほかの野菜とか共済制度が確立されていないものにつきましては、現状としてはそういった補填等の対策はできていないと。例えば、台風とか、そういった被害関連と同様かなとは思っております。ただ、そういったことがございますので、被害額をいかに食いとめていくかということが重要ではないかというふうに思っています。

丸山委員 同じく鳥獣被害のことについてなんですけれども、先ほど説明がありましたように、平成22年度までは実態と違うんじゃないかということで、ある一定の基準をつけて調査されて1.6倍ぐらいになったということなんです

が、それが交付金の基礎データになるから、今後ふえるんじゃないかなという思いもあるんです。そういうことで今後、平成24年度なり25年度に向けては、鳥獣被害対策の交付金はふえてくるといふふうに思っております。

山内営農支援課長 まず、国の鳥獣被害防止総合対策交付金についてでございますが、これにつきましては、今年度予算が95億円ということで、来年度の前提となります25年度概算要求がどの程度要求されるのかというのは非常に注目していたところでございます。概算要求の内容等を見ますと、95億円が105億円に上がっております。一方では、かなり減額されるのではないかと危惧しておったんですが、これについては現状、概算要求等では確保されているということですから、まずはこの105億円を、きちんと市町村等の要求を積み上げて、しっかりと要求していくことが重要であるというふうに思います。

一方で、今年度の交付金等が全国ベースで本県の要望額の4割ぐらいいしか ソフト、ハード含めまして39%でございますが ついていないということの大きな要因として、算定基礎となります、配分の一つの基礎指標として被害額の割合がありました。これでいきますと、昨年度は、農作物被害で全国240億円のうちの2億2,000万円程度で、全国比でいきますと0.9%ぐらいでした。全国のものがまだまとまっておりませんので、一概には言えませんが、今回、3億5,000万円ということで、それを照らし合わせますと1.5%ぐらいにはなるということで、その辺の要求のベースは積み上げているんじゃないかと思っております。それは全国的な比較もでございますし、まずは各市町村からの要望をしっかりと積み上げていきつつ、あるいは交付金は

算定基準が被害額だけではなく、例えば広域的な取り組みを行うとか、ポイントを稼ぐ方法がほかにもございますので、そういった取り組みをしっかりとしてみたいと思っております。

丸山委員 農作物の被害は、出ている数字だけじゃなくて精神的にも物すごく大きな被害が実際出ていると思っておりますので、できる限り交付金がうまくとれるような形を 市町村もしくは地域にどんどんおっていて、実際の被害といえますか、そういうのをくみ上げていただいて、ことしは4割しかついていないということであれば、もっとこれはつけるように、つけてもらえるように、これが100%つくような形にしないと、宮崎県としてまだまだ本当に対策が不十分だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

28ページの新生プロジェクトについて1点だけ、3に牛・豚の県内屠畜処理の増加ということが書いてあるんですが、単に増加すれば、新しく屠畜場ができれば、かなりの雇用なりも生まれてくるというふうに、6次産業化に向けての大きな意味になると思っておりますが、具体的にどれだけ伸ばしていきたいという目標とか設定は今、想定しているのでしょうか。

日高復興推進対策課長 今御質問いただいた例えば目標の部分などにつきましても、現段階の現状認識として、例えば県内で飼養している頭数のうちのどれぐらいが県外に出る、そういったもの、では、今の屠畜場の体制なり、こういったものの中でどういう改善を図ればどこら辺まで伸びるのか、もしくは全く別なところから新たな業者が新規参入とか、そういった可能性があるのか、こういうさまざまなところを検討する中で、今後、必要が出てくる可能性もあるのかというふうに考えてはおります。したがって、

現段階でどれぐらいを目標にするとか、そういうようなところはまだ白紙の状態といいますが、検討していない状況でございます。

丸山委員 県のほうでも、6次産業化とか農工商連携という形でフードビジネスに取り組んでいきたいという大きな柱がありますので、ただ単に牛を生産したというだけではなくて、加工までしっかりやって、販売まで続けていくんだという思いをしっかりと打ち出させていただいて、そこで雇用が生まれるとかすると宮崎にとっては大きなファクターになっていくというふうに思っております。そうすることによって3,200億円の粗生産額がもっと伸びていく。それ以上に伸びていく。100億円か200億円、加工とかにつくれば、1,000億円、雇用を含めて経済効果が大きいという資料も以前出していただいておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

徳重委員 新規農業者の参入のことなんですけど、31ページ、23年度261人ということで、今年度も国からの新規参入者等々の補助も入るといふことで、209名ですか、本会議の答弁があったところですが、考えてみると、ことしも皆さん方の計画より予定を相当下回るんじゃないかと。そうなりますと、今の県内の農業、農地を守りきるのか、農業の総生産を上げきるのか、非常に心配ですが、新規参入者は、現段階で見通しというのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

奥野地域農業推進課長 先ほど委員の言われました209名というのは、ことしの市町村が交付する経営開始型の中の自営農業の方の数でございます。このほかに新規就農者は法人雇用もございまして、そちらがどれぐらいの数になるかわかりませんが、例年でいきますと、雇用就

農が100名を超えるぐらいありますので、トータルすると、単純な話ですが、300名とか、そういう数になってくるのかもしれませんが、自営就農、雇用就農、あわせて新規就農者の確保は図っていきたく思っております。

徳重委員 第7次の振興計画の中では380名という数字を出されておりますね。それを考えてもちょっと厳しいのかなと。この数字でも23年度は69%と出ています。そういうことでかなり厳しいのかなと思っておりますが、7次の振興計画と考え合わせるときにいかがでしょう。

奥野地域農業推進課長 長期計画の目標は年間380人ということで、先ほど言いましたように、それを自営就農と法人の雇用就農でカバーしていきたいと思っております。おっしゃるように、新規就農の確保は非常に大事ですので、これまでも、就農前の就農相談から就農後のアフターフォローまで一貫した支援というのをやってきてはおりますが、さらに今年度からの青年就農給付金というのも今回は効果的に活用させていただきまして、国や市町村、JAとも十分連携して、きめ細かな支援を続けて、一人でも多くの方が就農できるように支援していきたいと思っております。

徳重委員 頑張ってください。

中野委員 今回の関連ですけれども、新規就農者は、簡単なようであるけれども、難しいなと思うんだけど、新規就農者は、農業を始めるためには、みなし農家で5反という縛りがありますね。新規就農者というのは最初から5反持たなくてもやれるのかなと。例えばハウスを始めるのでも、1年研修してやっても大体2反とかで、5反なんか絶対ようせんわけです。その辺はどうなるんですか。私はどうもその辺がはっきりわからんだけだ。

工藤連携推進室長 農地の5反のお話ですけども、農地法の改正がございまして、市町村の農地の下限面積、今、委員のおっしゃいました5反というのがそれまでであったんですが、農地法の改正の中で、市町村の判断で、例えばハウスみたいな集約的な経営であれば5反の下限面積を例えば3反とか、そういうことで地域の実情に応じて設定をすることができるというふうになっております。特に宮崎の場合は新規就農と申しますとハウスの方が多いものですから、各市町村のほうもその辺を十分考慮されて、我が町の下限面積をどういうふうに設定するのかというところはそれぞれ検討されているというふうに伺っております。

松村委員長 そのほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑がないようですので、その他の報告事項については終わります。

そのほか何かございますか。

福田委員 きょうは長時間にわたりまして、県が出資している法人等の経営の概況を聞きました。その数も多いんですが、ずっと説明を聞いていまして、当時の県の英断が功を奏している団体もありますし、あるいはまた当時は必要であったかもしれないが、時代の変遷とともにその役割を終えようとしている組織もかなりあります。

かつて畜産協会等も県がリーダーシップをとられまして、まとめられましたね。私は家畜の競り場に時たま行くんですが、高く売れた生産者が喜んで、コンピューターから出ました競りのデータを見せてくれるんです。そこからがおもしろいんですが、55万売れたけれども、もう頭から1割以上なくなっているのよなど。いろんな関係団体の手数料を引かれてですね。そう

いう話を聞いて思い出しますが、できましたらこれは各種団体に任せていても効果はないと思うんです。ぜひ、生産者の負担にならないような組織のスリム化をこれからやっていく必要があるのではないかと思います。先般ある経済誌に、農業の分野は農業をする人よりも指導する人のほうが多いのではないかと、25万人ぐらいが農業に直接関係していて、それに近い人が指導者として国から県から市町村まで関係団体までいるということで、私たちもその一部におるかもしれませんが、とにかくスリム化をやって、生産農家の合理化の手助けをしてもらうとありがたいかなと思います。

例えば、実態に触れますが、当時、県が苦勞してつくられた畜産公社の今のミヤチク、これもまだ22%県が持っていますね。これは、これからの宮崎県の畜産を引っ張っていく大きな母体です。これは当時の県の英断がなければ存在していないと私は思います。それから、今のジュース工場にしてもそうですね。当時の県の英断が今日の付加価値をつけた。目標にできるような企業が1つか2つは残っていると。しかし一方では、そういうふうに生産農家の足手まといになるような組織も残っておりますから、固有名詞は申し上げませんが、それをしっかり合理化していけるリーダーシップをとれるのは県行政なんです。私は厳しいことを言いますけれども、県の畜産における実績もよく知っております。現場をずっと歩いてきましたから。ぜひ、もう一回、きょう御報告いただきました法人等についてはしっかり精査をされて、そういう作業を進める準備を進めてほしいなど、このように皆さん方に御期待を申し上げたいんですが、何かございせんか。

岡村農政水産部長 今御指摘いただきまして、

確かにいろんな団体が、非常に厳しい時代ですので、より効率も高め、また機能も高めないといけないと思いますので、そこは不断の見直しを、御指摘を十分肝に銘じて、やっていきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

松村委員長 その他でございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 質疑ないようでございます。

それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時30分休憩

午後 4 時37分再開

松村委員長 委員会を再開します。

それでは、24日(月)の採決は、再開時刻を13時30分としたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後 4 時38分散会

平成24年9月24日（月曜日）

午後1時30分再開

出席委員（8人）

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	後藤	哲朗
委員		福田	作弥
委員		丸山	裕次郎
委員		中野	廣明
委員		十屋	幸平
委員		徳重	忠夫
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村	正
議事課主任主事	野中	啓史

松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第9号及び第10号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであり

ます。

委員長報告の項目として特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時42分再開

松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時48分再開

松村委員長 委員会を再開します。

次に、11月1日の閉会中の委員会につきましては、内容につきましても、委員長、副委員長に一任いただけるということで、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松村委員長 何もありませんので、それでは以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時49分閉会